## 第 2 部

## 環境の状況及び環境の保全に関し講じた施策 <br> （平成25年度）

## 第2部 環境の状況及び環境の保全に関し講じた施策（平成25年度）

## 第1章 地球環境保全をめざす社会の実現

第1節 地球温暖化対策の推進

1 温室効果ガスの排出抑制

## 現状•施策

（1）温室効果ガスの排出量 〔未来環境推進課〕
我が国における平成24年度（速報値）の温室効果ガスの総排出量は 13億4，300万t（二酸化炭素換算）で，京都議定書の規定による基準年（平成 2 年度）の排出量（ 12 億 6,100 万 t ）と比較して約 $6.5 \%$ の増加となっています。

このうち，二酸化炭素排出量は，12億7，600万tで基準年と比較し て11．5\％の増加となっています。
本県の平成23年度の温室効果ガス総排出量は1，012．2万tであり，二酸化炭素がその92．5\％を占めています。

また，基準年（平成2年度）の排出量931．7万tと比較すると $8.6 \%$増加しており，前年の平成22年度の排出量902．1万tとの比較では $12.2 \%$ の増加となっています。（表1－1－1－1）
なお，県民一人あたりの二酸化炭素の年間排出量は5．81tとなってい ます。

表1－1－1－1 長崎県内の温室効果ガス排出量
（単位：万t－ $\mathrm{CO}_{2}$ ）

|  | 京都議定書 の基準年 | $\begin{gathered} \mathrm{H} 22 \\ \text { 年度 } \end{gathered}$ | $\begin{aligned} & \mathrm{H} 23 \\ & \text { 年度 } \end{aligned}$ | 構成比 H23年度 | 基準年比 | 前年度比 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 二酸化炭素 $\left(\mathrm{CO}_{2}\right)$ | 835.2 | 827.6 | 936.6 | 92．5\％ | 12．1\％ | 13．2\％ |
| 二酸化炭素 $\left(\mathrm{CO}_{2}\right)$ を除く5ガス | 96.5 | 74.6 | 75.6 | 7．5\％ | $-21.7 \%$ | 1．3\％ |
| メタン $\left(\mathrm{CH}_{4}\right)$ | 24.1 | 21.4 | 21.0 | 2．1\％ | －12．7\％ | －1．6\％ |
| 一酸化二窒素 $\left(\mathrm{N}_{2} \mathrm{O}\right)$ | 32.2 | 28.6 | 27.7 | 2．7\％ | －14．0\％ | －3．1\％ |
| 代替フロン等3ガス | 40.2 | 24.6 | 26.9 | 2．7\％ | －33．2\％ | 9．0\％ |
| ハイドロフルオロカーボン類（HFC） | 24.9 | 20.4 | 22.9 | 2．3\％ | －8．1\％ | 12．2\％ |
| パーフルオロカーボン類（PFC） | 7.0 | 2.7 | 2.6 | 0．3\％ | －62．8\％ | －4．6\％ |
| 六ふっ化硫黄（ $\mathrm{SF}_{6}$ ） | 8.3 | 1.5 | 1.4 | 0．1\％ | －83．3\％ | －8．9\％ |
| 合 計 | 931.7 | 902.1 | 1012.2 | 100．0\％ | －8．6\％ | 12．2\％ |

（2）本県の二酸化炭素排出量 〔未来環境推進課〕
本県の平成23年度の産業部門における二酸化炭素排出量は141．O万 $\mathrm{t}-\mathrm{CO}_{2}$ で全体の15．0\％を占めており，基準年から0．3 \％増加しています。業務その他部門における二酸化炭素排出量は231．2万t－CO2で全体の $24.7 \%$ を占めており，基準年から29．9 \％増加しています。

また，平成23年度の家庭部門における二酸化排出は154．8万t－ $\mathrm{CO}_{2}$ で全体の16．5\％を占めており，基準年から22．2 \％増加しています。マ イカー等を含む運輸部門における二酸化炭素排出量は236．6万t－CO2 で全体の25．3\％を占めており，基準年から1．0 \％増加しています。（表 1－1－1－2）

表1－1－1－2 本県の二酸化炭素排出量の推移
（単位：万t $-\mathrm{CO}_{2}$ ）

|  | $\begin{aligned} & \text { 基準年 } \\ & (\mathrm{H} 2) \\ & \hline \end{aligned}$ | H18 | H19 | H2O | H21 | H22 | H23 | $\begin{aligned} & \text { 構成比 } \\ & (\mathrm{H} 23) \end{aligned}$ | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 増減率 } \\ \text { 基準年比 } \end{array}$ | 増減率前年比 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 産業部門 | 140.5 | 128.4 | 133.1 | 113.1 | 105.5 | 111.0 | 141.0 | 15．0\％ | 0．3\％ | 26．9\％ |
| $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 民生業務 } \\ \text { 部 } \end{array}$ | 177.9 | 185.5 | 201.0 | 180.6 | 174.7 | 185.0 | 231.2 | 24．7\％ | 29．9\％ | 25．0\％ |
| 氐生家庭 | 126.7 | 133.0 | 137.1 | 126.7 | 121.5 | 128.7 | 154.8 | 16．5\％ | 22．2\％ | 22．0\％ |
| 運輸部門 | 234.2 | 268.7 | 260.7 | 249.6 | 252.4 | 151.0 | 236.6 | 25．3\％ | 1．0\％ | －6．1\％ |
| エネルギー 転換部門 | 131.8 | 129.3 | 131.2 | 119.3 | 112.3 | 120.3 | 139.2 | 14．9\％ | 5．6\％ | 15．7\％ |
| 廃棄物部門 | 18.8 | 29.2 | 28.8 | 28.2 | 27.9 | 27.8 | 27.7 | 3．0\％ | 47．2\％ | －0．3\％ |
| 水道部門 | 5.3 | 4.7 | 5.0 | 4.6 | 4.4 | 4.6 | 6.3 | 0．7\％ | 19．1\％ | 37．7\％ |
| 合 計 | 835.2 | 878.8 | 896.9 | 822.1 | 793.6 | 829.4 | 936.6 | 100．0\％ | 12．1\％ | 13．2\％ |

（3）新エネルギーに対する取組み
〔グリーンニューディール推進室，海洋産業創造室，林政課，廃棄物対策課〕
本県が持つ産業•技術拠点や新エネルギー創出を支える豊かな自然環境を活かしながら，「産業振興，雇用創出」と「社会の低炭素化・グ リーン化の実現」を同時に目指すため，平成 2 3 年6月に「ナガサキ・ グリーンニューディール推進方針」を策定し，その柱のひとつとして，「再生可能エネルギーの利活用」を掲げ，各種施策に取組みました。 ア 全般
A 長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョンの策定
平成25年12月，本県が今後環境に配慮しながら，地域特性に応 じ，再生可能エネルギーの種別毎に導入促進の方向性を示し，市町や地元企業等と方向性を共有しながら，地域力を結集することで，再生可能エネルギーの導入へ繋げていくことを目的に「長崎県再生可能エ ネルギー導入促進ビジョン」を策定しました。

ビジョン期間：2030年度
再生可能エネルギー導入目標：136万kW
B 九州地域戦略会議再生可能エネルギーの産業化に向けた検討委員会 における取組
九州地方知事会や九州経済連合会等，九州エリアの産官学から成る九州地域戦略会議の下に「再生可能エネルギー産業の活性化に向け た検討委員会」を設置し，再生可能エネルギーの種別毎の現状と課題等について各県と分担し調査しました。また，調査結果を踏まえ，今後の産業化に向け，重点的に取り組む対象を「浮体式洋上風力」
「地熱」「水素」の3つに絞り，それぞれワーキンググループを設 け，グループ単位でアクションプランの策定について検討すること を決定しました。

## 个 太陽光発電

A メガソーラー候補地情報の公表
平成24年7月の再生可能エネルギー固定価格買取制度の導入に伴い，民間企業によるメガソーラー発電事業への参入の本格化が予想されることから，本県への立地促進を図るため，県内のメガソー ラー候補地（33箇所）の情報を公表し，土地所有者と発電事業者 とのマッチングを図りました。
B 県有施設におけるメガソーラーの設置
平成24年度に策定した，県有地におけるメガソーラー設置貸付 に関するガイドラインを活用し，福江港大津地区におけるメガソー ラーの設置を促しました。
C 太陽光発電「屋根貸し」事業ガイドラインの策定
県有施設の屋根を活用した公募による「屋根貸し」事業ガイドラ インを策定し，県立学校の屋根を使用した「屋根貸し」事業を促し ました。
D 市民ファンドを活用した公有施設における太陽光発電事業への支援一般社団法人「おひさまNetながさき」が市民ファンドを創設 し長崎市立高城台小学校屋上に太陽光発電設備を設置して実施する発電事業について，緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用して事業実施に必要な人件費等に対し支援を行いました。

ウ 風力発電
本県は地勢的に風況がよく風力発電に適しているといわれ，特に市町において直営•第三セクターにより発電所が建設され公共施設 の電源，あるいは売電がなされています。

また，近年は売電を目的として民間事業者の参入も相次いでおり，九州でも有数の風力発電地域となっています。

## 工 地熱発電

小浜温泉における未利用温泉水の有効活用を通じて，雇用創出•産業振興及び地域活性化が両立するモデルを創出するため，一般社団法人小浜温泉エネルギーが取り組む下記の事業実施に必要な人件費等について企業支援型緊急雇用対応事業を活用し支援しました。

- 温泉熱利用視察ツアーの誘客及び受入体制の構築
- 温泉熱を活用した新たな事業の誘致•創出
- 再生可能エネルギー発電事業の資金調達方法の検討


## オ その他の新エネルギー

A 木質バイオマスエネルギーの利用
燃油価格が高止まっている中，施設園芸農家の経営安定と地球温暖化防止に寄与するため，農林技術開発センターにおいて，施設園芸用低コスト木質チップボイラーの実用性，普及性について実証試験を行いました。
B 長崎県ごみ処理広域化計画の推進
平成11年3月策定，平成21年7月に見直しを行った「長崎県ご み処理広域化計画」に基づき，サーマルリサイクル，マテリアルリ サイクルの施設整備を推進しています。
（4）EV（電気自動車）導入による二酸化炭素排出量削減
〔グリーンニューディール推進室〕
電気自動車（EV），プラグインハイブリッド自動車（PHV）の普及 のためのモデル事業の実施地域として国の認定を受けた「長崎県EV• PHVタウン」構想を推進するため，五島地域において，次世代EV社会 モデルの構築を目指す「長崎EV \＆ITSプロジェクト」を推進するとと もに，EV等の導入を行う市町や民間企業等に対する補助を実施しまし た。

平成25年度末時点では，約960台のEV•PHVが普及し，約350t の二酸化炭素排出量削減効果が得られました。

## （5）未来環境条例に基づく地球温暖化対策 〔未来環境推進課〕

ア 特定事業者による対策
一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者（※）に対し自主的 な温暖化対策を促すため，温室効果ガス排出削減計画書及び削減報告書の提出を義務づけています。

平成25年度は101事業者から削減計画書が提出されました。

| ※県内事業所（フランチャイズ含む）の原油換算エネル |
| :---: |
| ギー使用量の合算量が1，50OkL／年以上の事業者 |

个 駐車場設置者による対策
一定規模以上の駐車場（※）設置者等に対し，利用者に駐車時の アイドリング・ストップの実施を呼びかけるよう義務づけています。 ※駐車面積500m²以上又は駐車台数40台以上で，道路法，駐車場法，自動車ターミナル法に規定するもの及 び大規模小売店舗，公共団体等の駐車場
（6）温暖化対策「見える化」推進事業 〔未来環境推進課〕
家庭，事業所における省エネ効果の「見える化」を図り，省エネ改修等を推進しています。
ア 家庭向け対策
平成25年度は県内14世帯に対し「省エネナビ」の2か月間の無料貸出による，家庭の省エネ診断を実施しました。
个 事業者向け対策
平成25年度は中小事業所27か所に対し，節電アドバイザーの派遣 を実施しました。
（7）公共交通機関の利用促進
〔新幹線•総合交通対策課，未来環境推進課〕
長崎都市圏において，ゴールデン・ウィークの交通混雑緩和のため ラジオによる広報等により，マイカー自粛，公共交通機関の利用促進の啓発に取組みました。

また，ながさき環境県民会議（旧長崎県地球温暖化対策協議会）と合同で，毎年12月に県下一斉ノーマイカー \＆エコドライブウィークを実施しており，平成25年度は，前年を上回る393社（者），約 41，000人が参加し，約85tの二酸化炭素排出量削減効果が得られまし た。
（8）エコドライブ普及促進事業 〔末来環境推進課〕
NPOと協働した「エコドライブ \＆エコカー普及事業」において，県内のイベント会場の来場者•市町職員等を対象に，ドライビングシミュ レーターを用いたエコドライブ模擬体験講習を実施しました。
（9）エコスクールの推進 〔教育環境整備課〕
県立学校においては，夏季における教室内の温度上昇を抑制するこ とや環境教育の生きた教材としての活用など，教育上の効果や環境保全上の観点から校舎や校地の緑化を推進しています。また，太陽光発電や省エネ型空調機の設置により環境に配慮したエコスクールを推進してい ます。

平成 25 年度は五島南高校の校舎に緑のカーテンを設置しました。
（1 O）環境管理システムの導入の促進 〔環境政策課〕
「エコアクション21」の地域事務局と連携し，市町や県商工会連合会の指導員研修会などにおいて環境管理システムの説明と導入への働き かけを行いました。

平成25年度の環境管理システムの新規認証登録事業者 7件
（11）「県庁エコオフィスプラン」の実施 〔未来環境推進課〕 ア 県の計画

県は，「長崎県温暖化対策実行計画（事務事業編）」の第3次計画となる「第3次県庁エコオフィスプラン」を平成23年3月に策定し，温室効果ガスの削減に取組んでいます。

平成25年度の実績は表1－1－1－3のとおりです。
二酸化炭素排出量は，平成21年度比で $7.1 \%$ 削減できました。ま た，廃棄物の発生量は，平成21年度比で1．1 \％削減できました。今後とも目標達成に向け，取組むこととしています。
人 環境物品等調達方針の策定
「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき，県の機関による環境の負荷の低減に資する製品等（環境物品等）の調達を実施しています。

平成25年度は，19分野236品目について実施し，19分野の単純平均で $97.5 \%$ の調達率を達成しました。

表1－1－1－3 県庁エコオフィスプランの平成25年度実績

|  |  | 21年度 | 25年度 | 増減率 | 27年度（ | 標年度） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | （基準年度） | （実績） |  | 目標値 | 増減率（\％） |
| 二酸化炭素排出量 | t | 56，697 | 52.682 | －7．1 | 51，027 | －10 |
| 内 燃料関係 | t | 30，149 | 29，490 | －2．2 | 27，134 | －10 |
| 訳 電気使用関係 | t | 26，548 | 23.192 | －12．6 | 23，893 | －10 |
| ガソリン | kL | 2，463 | 2，246 | －8．8 | － | － |
| 軽油 | kL | 7，248 | 7，680 | 6.0 | － | － |
| 燃 灯油 | kL | 460 | 396 | －14．0 | － | － |
| ジェット燃料 | kL | 49 | 86 | 75.3 | － |  |
| A重油 | kL | 940 | 510 | －45．7 | － | － |
| 料 潤滑油 | kL | 15 | 7 | －54．9 | － | － |
| LPG•LNG | トン | 104 | 114 | 9.0 | － | － |
| 都市ガス | 千m ${ }^{3}$ | 652 | 684 | 4.9 | － | － |
| 電気使用量 | 千kWh | 70，983 | 62，852 | －11．5 | － | － |
| $コ ヒ ゚ ー$ 用紙使用量 | 千枚 | 124，404 | 128，115 | 3.0 | 124，404 | $\pm 0$ |
| 廃棄物発生量 | t | 1，816 | 1，796 | －1．1 | 1，326 | －27 |
| 廃充物資源化率 | \％ | 47.8 | 45.2 | － | 60 | － |

（12）JR長崎本線連続立体交差事業 〔都市計画課〕
鉄道の高架化により複数の踏切が一挙に除却されるため，道路交通 の円滑化が図られ，一旦停止や待ち時間のアイドリングが無くなること で，二酸化炭素の発生量が削減します。
－解消する踏切の数 4箇所（長崎市松山町～尾上町）

## （13）各種団体への支援•連携の強化 〔未来環境推進課〕

ア ながさき環境県民会議（H24．6．21設立）（旧長崎県地球温暖化刘策協議会）

県民，事業者等あらゆる主体が自ら考え，自ら行動することを基本として，幅広いアイディアの集約及び課題の検討などを行い，各主体が共有できる目標を設定し，実行することを目的として設立さ れました。

その後，二酸化炭素排出量の削減と吸収源の確保を目的とした「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」を策定しました。

| 計画策定年月 | 平成18年3月 |
| :---: | :---: |
| 計画の性格 | 県内の多様な主体がパートナーシップを旨としな がら，主体的に地球温暖化防止のために実施しよう とする行動を宣言したものであり，また，県民の主体的な行動の提案と行政施策との連携を図ることに より，県民全体の運動として進めていくことを目指 したものです。 |
| 計画の柱 | －二酸化炭素の排出抑制対策 <br> 節電や省エネに取組む「自発的もったいない運 <br> 動」の展開など <br> －吸収源の確保対策 <br> 県民総参加による森林整備，県産材の利用促進 など <br> －共通基盤的対策 <br> 環境教育の推進，研究開発の支援など |

また，「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」に揭げる取組 の柱である「自発的もったいない運動」の県民への普及•啓発と，取組の推進を目的とした，長崎県もったいない運動推進大会を平成 25年度は五島市で開催しました。
1 市町地球温暖化対策協議会等
市町においても，県と同様に地球温暖化対策協議会または地球温暖化対策に関する実践を行う組織を設置しており，平成24年度末時点で全市町に設置されています。県としても地域での活動が重要と考えているため，地球温暖化対策ネットワーク会議を開催するなど，県と市町の協議会間の連携を推進しています。
ウ 長崎県地球温暖化防止活動推進センター，地球温暖化防止活動推進員 との連携•協働

センター，推進員と連携•協力して，普及啓発活動を実施してい ます。平成25年度は，長崎県もったいない運動推進大会を五島市で開催しました。

また，推進員が実施する地域学習会の支援や推進員研修会の開催 などを行いました。

## 課題

○ 温室効果ガス排出量の削減のために，事業者や県民と一体となった取組 が必要です。
○ 新エネルギーの導入やエネルギー消費効率の高い機器の購入，省エネ ルギーシステムの導入，さらに県民の省エネルギー意識の高揚と取組の実施が必要です。
○ 交通渋滞は依然として解消していないため，マイカー自粛，公共交通機関の利用促進について，継続して啓発に努める必要があります。
○風力発電•太陽光発電は環境負荷が少なくクリーンな発電方式ですが，風況•日射量など自然条件に左右され供給が不安定です。また，原子力•化石燃料による大規模発電と比較すると発電コストが割高なことか ら，今後は普及促進を図ることにより，生産コストの低廉化，技術革新 による供給安定化が必要です。
○ 大規模な風力発電施設については，自然景観に大きな影響を与え，バ ードストライク等による野生生物への影響も懸念されることから，立地選定にあたっては充分な配慮が必要です。

2 温室効果ガスの吸収作用の保全と強化

## 現状•施策

（1）間伐等の森林整備の推進 〔森林整備室〕
地球温暖化防止森林吸収源対策に寄与するため，搬出間伐を中心と した森林整備を推進します。
－平成25年度間伐面積 2，258ha
（2）木質バイオマスエネルギーの利用（再掲）〔林政課〕
燃油価格が高止まっている中，施設園芸農家の経営安定と地球温暖化防止に寄与するため，農林技術開発センターにおいて，施設園芸用低コスト木質チップボイラーの実用性，普及性について実証試験を行 いました。
（3）漁場環境の改善 〔漁港漁場課，資源管理課〕
磯焼け対策の取組において，海藻が着生するコンクリートブロック や自然石など着定基質を設置し，海藻類を移植するための母藻供給基地となる海藻バンクを整備しました。

また，藻場•干潟等の維持•管理等の環境保全活動を行う県内44組織に対し，国交付金事業を活用し支援しました。
－海藻バンクの整備：県北，西彼，橘湾

## 課題

○ 民有林面積の約40\％を占めるスギ，ヒノキの人工林については，間伐等を実施するなど適正な管理を行うとともに，そこから得られた木材につ いては有効に活用することで地球温暖化防止に寄与していく必要がありま す。
○ 漁場環境の長期的変化を把握するとともに，陸域から沿岸海域への負担 の低減や環境の積極的な修復改善等を行うことにより，沿岸環境の保全と創造を推進する取組が必要です。

3 地球温暖化への適応策

## 現状•施策

（1）土砂災害防止施設の推進 〔砂防課〕
異常気象による土石流，地すべり，がけ崩れ等の土砂災害から生命財産を守るため，土砂災害防止施設の整備を推進しました。
－平成25年度の取組内容（実績）
土砂災害防止施設の整備により629戸を保全しました。
（2）病害虫発生予察費 〔農業経営課〕
高温により，収量等に悪影響を及ぼす病害虫の発生時期が早期化し， また，発生期間が長期化することが懸念されています。

主要作目の病害虫発生状況，農作物の生育状況を定期的に調査し，気象条件等をふまえながら病害虫による損害の発生を予測し，効率的か つ効果的な防除を推進するため，病害虫発生予察情報を市町，JA等の 206か所に提供しました。
－平成25年度実績
病害虫予察情報提供率 100\％
（3）環境保全型農業直接支援対策 〔農業経営課〕
化学肥料•化学合成農薬の使用量を通常の5割以上低減する取組みに

併せてカバークロップ，堆肥の施用等の地球温暖化防止に効果のある取組みを行う農業者に対し支援を行いました。
－平成25年度実績
環境保全型農業直接支援対策 475ha
※カバークロップ，リビングマルチ，草生栽培，堆肥の取組面積

○ 環境保全型農業直接支援対策については，平成27年度から制度の一部 が見直されるため，農業者に対して周知を図る必要があります。
○「長崎県地球温暖化対策実行計画」において適応策に取り組むべき分野と して整理している「水環境•水資源」「防災」「自然生態系」「食料」
「健康」の5分野について，将来予測を踏まえた具体的で実効性のある適応策を検討する必要があります。

1 オゾン層の保護対策の推進

## 現状•施策

（1）フロン対策の推進 〔未来環境推進課〕
平成14年4月に施行された「フロン回収•破壊法」により，業務用冷凍空調機，カーエアコンからのフロン回収が義務付けられました。
（現在カーエアコン内のフロン類については自動車リサイクル法により規制されています。）

これに伴い，法の確実な施行を確保するため，フロン回収業者に対 する監視•指導を行いました。

表1－2－1－1 第1種特定製品（エアコンディショナー，冷蔵機器•冷凍機器 （うち，フロン類の充填量が5Okg以上の第1種特定製品も含む））
からのフロン回収実績
（平成25年度）

| フロンの種類 | 回収台数（台） |  | 回収量（kg） |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 整 備 | 廃棄等 | 整 備 | 廃棄等 |
| C F C | 65 | 156 | 31.41 | 398.35 |
| HCFC | 795 | 3161 | 5，370．28 | 16，969．86 |
| HFC | 866 | 1016 | 6，895．36 | 2，683．70 |

CFC：クロロフルオロカーボン HCFC：ハイドロクロロフルオロカーボン HFC：ハイドロフルオロカーボン

表1－2－1－2 第1種フロン回収業者への立入調査件数

| 年 度 | H 2 O | H 21 | H 22 | H 23 | H 24 | H 25 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 立入調查件数 | 104 | 99 | 102 | 66 | 106 | 85 |
| 基準適合件数 | 93 | 91 | 84 | 59 | 83 | 71 |
| 基準適合率 | $89 \%$ | $92 \%$ | $82 \%$ | $89 \%$ | $78 \%$ | 84 |

## 課題

○ CFC等のオゾン層破壊物質は既に生産が規制されていますが，過去に生産され，家庭用冷蔵庫，冷凍空調機器，カーエアコン等の機器に充填さ れた形で存在しているCFCについて，機器が廃棄される際に回収•破壊 を進めることが必要です。
○家電リサイクル法，自動車リサイクル法，フロン回収•破壊法が施行さ れ，製品中からのフロン回収が義務付けられるとともに回収基準が設け られました。また，平成27年4月からは改正フロン回収•破壊法がフ ロン排出抑制法に改正•施行され，製造•管理から充填•回収•処理ま でのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策へと転換されるため，事業者やユーザーに対し法の内容を周知し，円滑なフロン類対策を進め

ることが必要です。

2 酸性雨対策の推進

## 現状•施策

（1）酸性雨モニタリング調査 〔環境政策課〕
雨水自動採取装置による1降雨の調査を3市3地点で実施しました。 pH の年平均値及び 1 降雨の酸性雨出現率を表1－2－2－1に示します。

この3地点での1降雨のpHの年平均値は4．59～4．76の範囲にあり，
この値は，環境省が全国26地点で実施した酸性雨対策調査結果（平成 24年度）の年平均値（4．51～5．37）と比較して同等もしくはそれ以下の濃度しベルでした。
また，4地点（廃止地点を含む）での1降雨時の酸性雨出現率及びpH年平均値の経年変化を表1－2－2－2に示します。

3地点以外にも，県では環境省が設置している国設対馬酸性雨測定所 の管理及び運営を行うとともに，検体の採取•成分分析も行っています。

表1－2－2－1 酸性雨の出現状況及びpHの年平均値（平成25年度）

| 調査地点 | 降雨数 | pH の平均値 | 酸性雨出現率（\％） | 強酸性雨出現率（\％） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 1 降雨 | 1 降雨 | 1 降雨 |
| 長崎市クリーンセンター | 34 | 4.61 | 100.0 | 0 |
| 佐世保市保健所 | 67 | 4.59 | 100.0 | 7.5 |
| 県央保健所 | 75 | 4.76 | 97.3 | 8.0 |

（1） 1 降 雨：雨の降り始めから降り終わりまでの一連の雨をいいます。
（2）酸性雨： pH 値が 5.6 以下の雨をいいます。
③ 強酸性雨： pH 値が 4.0 末満の雨をいいます。
pHについて


表1－2－2－2 1 降雨の酸性雨出現状況及びpHの年平均値の経年変化

| 調査地点 年度 |  | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 式見ダム | 酸性雨出現率（\％） （ $\mathrm{pH} \leqq 5.6$ ） | 97.8 | 92.5 | 95.8 |  | 廃止 |  |  |  |  |  |
|  | $\begin{gathered} \text { 強酸性两出現率 }(\%) \\ (\mathrm{pH}<44.0) \end{gathered}$ | 9.9 | 1.5 | 9.5 | 1.4 |  |  |  |  |  |  |
|  | pH の年平均値 | 4.7 | 4.6 | 4.6 | 4.6 |  |  |  |  |  |  |
| $\begin{aligned} & \text { 長崎市 } \\ & \text { クリアーン } \\ & \text { センター } \end{aligned}$ | 酸性雨出現率（\％） （ $\mathrm{pH} \leqq 5.6$ ） | 95.7 | 97.3 | 98.3 | 93.2 | 95.0 | 94.8 | 96.5 | 93.1 | 98.2 | 100 |
|  | 強酸性雨出現率 $(\%)$ $(\mathrm{pH}<4.0)$ | 7.1 | 4.0 | 6.8 | 5.4 | 4.0 | 3.1 | 8.2 | 6.9 | 9.8 | 0 |
|  | pH の年平均値 | 4.7 | 4.6 | 4.6 | 4.5 | 4.6 | 4.8 | 4.7 | 4.9 | 4.7 | 4.6 |
| 佐世保市保健所 | 酸性雨出現率（\％） $(\mathrm{pH} \leqq 5.6)$ | 96.3 | 94.5 | 97.4 | 97.4 | 100 | 97.0 | 95.1 | 96.8 | 100 | 100 |
|  | 強酸性雨出現率 $(\%)$ $(\mathrm{pH}<4.0)$ | 13.4 | 8.2 | 13.0 | 18.2 | 7.5 | 12.1 | 8.2 | 6.5 | 5.3 | 7.5 |
|  | pH の年平均値 | 4.6 | 4.6 | 4.5 | 4.4 | 4.5 | 4.6 | 4.6 | 4.6 | 4.5 | 4. |
| 県 央保健所 | 酸性雨出現率（\％） （ $\mathrm{pH} \leqq 5.6$ ） | 100 | 93.0 | 94.3 | 97.4 | 95.1 | 96.0 | 95.2 | 94.4 | 95.2 | 97.3 |
|  | 強酸性雨出現率（\％） $(\mathrm{pH}<4.0)$ | 6.3 | 4.2 | 5.7 | 1.3 | 3.7 | 5.3 | 7.1 | 4.2 | 9.5 | 8.0 |
|  | pH の年平均値 | 4.8 | 4.7 | 4.6 | 4.6 | 4.7 | 4.7 | 4.8 | 4.8 | 4.6 | 4.8 |

## 課題

○酸性雨の原因物質は，自動車，家庭から出るゴミの焼却，重油や石炭を燃やして発電する火力発電所等から発生します。酸性雨の発生を防ぐには私たち一人一人が資源やエネルギーの無駄使いをなくすことが重要です。

3 漂着ごみ・漂流油対策の推進

## 現状•施策

（1）漂着ごみ対策 〔廃棄物対策課，港湾課，漁港漁場課，農村整備課〕
本県は日本列島の西端に位置し，海岸線総延長約4，200kmと北海道 に次ぐ全国第2位の長さを有し，地形的な特性から，国内外からの様々 なごみが毎年多く漂着しています。

このため国に対して漂着ごみ対策に係る政府施策要望等を行うとと もに，平成21年7月に制定された海岸漂着物処理推進法に基づいて「長崎県海岸漂着物対策推進計画」を策定（平成22年10月）し，継続 して漂着ごみ対策を実施しています。
平成25年度は，市町に対し，漂着ごみの回収処理費用，発生抑制対

策費用について国庫補助による支援を行うとともに，県管理海岸におい ても海岸清掃を実施しました。

| 海岸漂着物の回収処理実績量 |  |  |  |  | （単位： $\mathrm{m}^{\prime}$ ） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 市町名 | H22 | H23 | H24 | H25 | 計 |
| 対馬市 | 14，911 | 11，950 | 2，259 | 15，529 | 44，649 |
| 壱岐市 | 872 | 1，536 | 478 | 2，923 | 5，809 |
| 五島市 | 262 | 783 | 644 | 1，825 | 3，514 |
| 新上五島町 | 388 | 763 | 432 | 862 | 2，445 |
| 平戸市 | 416 | 298 | 389 | 583 | 1，686 |
| 西海市 | 150 | 90 | 115 | 1，094 | 1，449 |
| 雲仙市 | 240 | 563 | 183 | 267 | 1，253 |
| 佐世保市 | 275 | 135 | 187 | 409 | 1，006 |
| 南島原市 | 189 | 243 |  | 58 | 490 |
| 小値賀町 | 104 | 140 | － | 147 | 391 |
| 松浦市 | 159 | 119 | － | 74 | 352 |
| 島原市 | － | 17 | 97 | 25 | 139 |
| 川棚町 | － | 13 | － | 116 | 129 |
| 長崎市 | － | 18 | 110 | － | 128 |
| 計 | 7，966 | 16，668 | 4，894 | 3，912 | ，440 |

（2）漂流油による汚染対策 〔危機管理課，廃棄物対策課，資源管理課〕
例年，離島をはじめとした県内各地の海岸で，船舶事故や原因者不明の漂着油事故が発生しています。

このため県は，「漂流油等による長崎県沿岸汚染対策要綱」に基づ き，関係部課と連携して，油流出事故発生時における情報の収集や関係漁協等への情報提供及び指導を行いました。
（3）漁場油濁被害救済対策への負担金拠出 〔資源管理課〕
原因者不明の漁場油濁による漁業被害について救済金の支給と油の防除に要した費用の支払い等を行うための漁場油濁被害救済対策事業の負担金を（公財）海と渚環境美化•油濁対策機構に対し支出しました。
（4）海浜の環境美化対策 〔資源管理課〕
「自分たちの海は自分たちで守ろう。」という漁業者の自発的な活動から始まった浜そうじを全県的な運動に発展させるため，平成6年か ら長崎県漁業協同組合連合会などの水産関係団体と市町，県が一体とな って海と渚の環境美化を推進し，水産業の振興に寄与するため，「長崎県海と渚環境美化推進委員会」を組織し，7月15日から8月13日まで の30日間の推進期間中にポスター・新聞等による環境美化キャンペー ンを行うとともに，県下一斉浜そうじを実施しました。

また，有明海の漁場環境を改善するため，本県と佐賀•福岡•熊本 の有明海沿岸 4県で組織する「有明海沿岸 4 県漁場環境保全総合美化推進事業推進協議会」が，有明海の漁場環境保全に関する啓発活動，並び に夏季を中心に漁船による漂流ごみの回収や海浜清掃を行いました。
（5）漁業集落における海岸清掃活動等の取組みに対する支援 〔漁政課〕
漁村の地域資源である漁場の生産力の再生•向上を図るために，国 の交付金等を活用し，海岸清掃，水質維持保全，海底清掃などの保全活動に対する支援を実施しました。

## 課題

○ 「漂流油等による長崎県沿岸汚染対策要綱」に基づき，本県沿岸に漂流 もしくは漂着した油等により，沿岸汚染又は汚染のおそれがある場合，こ れの拡大を防止又は防除するなど，総合的な汚染対策を実施する必要があ ります。
○本県における漂流•漂着ごみ問題に関し，国，県，市町，住民団体等が適切な役割分担と相互協力によって対策を実施する必要があります。

漂着ごみ問題に対する県民の意識の高揚とモラルの向上や本県の特徴で ある外国由来のごみ対策等が課題となっており，啓発や環境教育の充実，国に対しての要望等，更に漂着ごみの発生抑制対策に取組む必要がありま す。

4 環境保全のための国際協力の推進

## 現状•施策

（1）日韓海峡沿岸環境技術交流会議 〔未来環境推進課〕
九州北部3県（福岡県，佐賀県，長崎県）及び山口県と韓国南岸1市 3道（釜山広域市，全羅南道，慶尚南道，済州特別自治道）による「日韓海峡沿岸環境技術交流会議」での合意事項に基づき，日韓両地域での環境問題や環境行政施策等に関する共同事業を実施しています。

平成25年度は，平成24年度からの「微小粒子状物質（PM2．5）に関する広域分布特性調査」を引き続き実施するとともに，報告書を作成 しました。
（2）日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃 〔廃棄物対策課〕
平成25年5月1日から7月31日を，一斉清掃期間と定め，日韓 8 県市道で啓発活動，清掃活動を実施しました。
本県においては，県内12市5町109か所で海岸清掃を実施し，延べ 15，395人の参加により約125トンのごみを回収しました。
また，6月の環境月間街頭キャンペーンにおいて，漂着ごみのパネル展示による発生抑制に向けた啓発活動を実施しました。
（3）アジアの環境問題への貢献プロジェクト
〔グリーンニューディール推進室•環境政策課〕
「アジア・国際戦略」の一環である「アジアの環境問題への貢献プ ロジェクト」の第1段階として，平成23年9月，長崎県環境部と福建省環境保護庁の間で，「環境技術交流に関する協定」を締結しました。

今後，両地の環境保全を目指し，技術者の相互派遣など活発な交流 を進めます。
アジア地域において県内企業が，環境・エネルギー関連製品や技術 の導入効果を現地検証する実証事業経費に対し補助を行いました。

## 課題

○ これまでの共同調査•研究の成果を行政施策に十分反映させる必要があ ります。

## 第2章 環境への負荷の削減と循環型社会づくり

## 第1節 廃棄物対策の推進

1 廃棄物の発生•排出抑制

## 現状•施策

（1）一般廃棄物の状況 〔廃棄物対策課，未来環境推進課〕
廃棄物の発生を抑制するためには，発生•排出段階での抑制と中間処理施設による減量化が必要です。
市町においては，ごみ処理手数料の有料化，各家庭による生ごみのコ ンポスト化などを実施することで発生抑制を図り，併せて，収集したご みから資源化物を選別しリサイクルすることで，焼却量や最終処分量の減量化に努めています。

県では，ごみの発生抑制と減量化について，県民の意識向上を推し進 めるため，ごみ減量化・リサイクル等に関する各種広報を行い，また，身近にできる取組みとして「マイ・バッグ・キャンペーン（買い物袋持参運動）」やレジ袋無料配布中止，生ごみの減量化・リサイクル運動など を推進しています。
ア ごみ処理
長崎県における一人一日あたりのごみ排出量の推移を図2－1－1－1 に示します。平成25年度（速報値）は961g／人•日であり，ごみ排出量は横ばい傾向にあります。

全国との比較では19番目に少ない都道府県となっています。

図2－1－1－1 一人一日あたりのごみ排出量の推移


ごみ処理の状況を図2－1－1－2に示します。平成25年度（速報値） におけるごみの排出量は約498千トンであり，前年度に比べて約5千 トン（1．0\％）増加しています。
平成25年度（速報値）のごみ処理については，全排出量の95．8\％ が市町等で計画的に処理されており，その内訳は，直接焼却81．6\％，焼却以外の中間処理9．4\％，直接埋立処分3．0\％，直接資源化1．8\％と なっています。また，全排出量の4．2\％は集団回収により資源化され ています。

ごみ処理事業費（平成24年度）については，処理施設の建設•改良費と処理及び維持管理費に分けられ，処理及び維持管理費の処理単価 は1トン当たり38千円，年間一人当たり12千円となっています。

図2－1－1－2 ごみの処理の状況（平成25年度•速報値）


```
ごみ排出量=計画収集量+直接搬入量+集団回収量
計画収集量:市町等によって収集されたごみ量
直接搬入量:住民, 事業者等がごみ処理施設に直接搬入したごみ量
集団回収量:自治会や子ども会などが古紙などを回収し, 市町に報告した量
施設資源化量:資源化等を行う施設等における処理に伴い資源化された量
直接資源化量:市町が収集後,資源化処理施設を経ずに直接再生業者等へ搬入された量
資源化量=施設資源化量+直接資源化量+集団回収量
1人1日あたりの排出量=ごみ排出量\divごみ収集を行っている区域の人口\div年間日数(人口: 9月末時点の住民基本台帳人口
再生利用率=(資源化量 }\div\mathrm{ ごみ排出量) }\times10
```


## 个 し尿処理

平成25年度における処理人口と処理状況を図2－1－1－3に示します。水洗化人口の割合は，73．8\％で，そのうち，公共下水道が $54.6 \%$ ， コミュニティ・プラントや浄化槽によるものが19．2\％となっています。水洗化率は，公共下水道等の普及に伴い，前年度より1．5ポイント増加しています。

また，収集されたし尿及び浄化槽汚泥は，し尿処理施設（99．48\％），

下水道投入（ $0.52 \%$ ）で処理されています。

図2－1－1－3 し尿処理の状況（平成25年度）
処理人口等（単位：人）
乚尿処理量等（単位：kI／年）

$[$ 計画処理量 $($ 含む浄化槽汚泥）$]=(8)+(9)+(10)+(11)+(12)=618,743 \mathrm{kl} \cdots \cdot \cdot a$
$\left[\right.$ 総処理量 $\left(\begin{array}{c}\text { 計画処理量＋自家処理量）}]=8+(9)+(10)+(11)+(12)+(13)=620,352 \mathrm{kl} \cdots \cdots \cdot \mathrm{b}\end{array}\right.$
［し尿処理施設及び下水道投入による処理率］$=(8)+(9) \div a=100 \%$
［1人1日当たりし尿計画処理量］＝（ $a$ 二浄化槽汚泥 214,968 ）$\div(4) \div 365$ 日 $=2.99$ 缆／人•日

［1人1日当たり浄化槽汚泥計画処理量］$=$（浄化槽汚泥 214,968 ）$\div$（7）$\div 365$ 日 $=2.16$ 界淡／人•日
［1人1日当たり浄化槽汚泥排出量］＝（浄化槽汚泥214，968）$\div(7) \div 365$ 日 $=2.16$＇r溫／人•日
（2）一般廃棄物の発生抑制•減量化目標の設定
〔未来環境推進課，廃棄物対策課〕
平成23年3月に策定した「長崎県廃棄物処理計画」において，ゴミの ない，資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」を形成するため，将来 の目標値を設定しました。

| （現状） | 平成20年度の排出量県民一人一日当たりの排出量再生利用量排出量に占める割合 | $\begin{gathered} 51.75 \mathrm{t} \\ 965 \mathrm{~g} / \mathrm{人日} \\ 8.25 \mathrm{t} \\ 16 \% \end{gathered}$ |
| :---: | :---: | :---: |
| （目標） | 平成27年度の排出量 <br> 県民一人一日当たりの排出量再生利用量 <br> 排出量に占める割合 | $\begin{gathered} 43.45 \mathrm{t} \\ 850 \mathrm{~g} / \mathrm{l} \text { 人日 } \\ 10.95 \mathrm{t} \\ 25 \% \end{gathered}$ |

（3）産業廃棄物の状況 〔廃棄物対策課〕
平成22年度に実施した産業廃棄物実態調査（5年毎調査）によると，平成20年度の産業廃棄物の総排出量は，約450万トンと推計されます。排出量を業種別にみると，農業•林業（動物の心ん尿等）約173万ト ン（38．4\％），電気・ガス・水道業（ばいじん，汚泥等）約172万ト

ン（38．1 \％），建設業（がれき類等）約70万トン（15．5\％），製造業 （汚泥等）約31万トン（6．9\％）となっています。（図2－1－1－4）
このうち約156万トン（35\％）が排出事業者や処理業者により減量化されています。減量化の内訳は，種類別にみると電気・ガス・水道業及び製造業から排出される汚泥の脱水が大半を占めています。（図 2－1－1－5）

図2－1－1－4 産業廃棄物の業種別排出量（平成2O年度）


図2－1－1－5 産業廃棄物の処理の状況（平成2O年度）

（4）ながさき環境県民会議（旧ゴミゼロながさき推進会議）
〔末来環境推進課〕
平成15年2月，「ゴミゼロながさき推進会議（現ながさき環境県民会議）」において，廃棄物処理計画のアクションプランとして「ゴミゼロ ながさき実践計画」を策定しました。本計画は，本県の将来像である「ゴ ミのない資源循環型の長崎県『ゴミゼロながさき』を形成するため，県民•事業者•行政（県•市町）が互いに協力し，それぞれの役割分担に応じた目標の実現に向けての取組みを示した，具体的な活動方針です。

同会議の構成団体は，毎年，実施計画を作成し，取組むとともに，本

計画の進渉状況をPDCAサイクルにより管理•評価し，必要に応じて取組み内容を見直すこととしています。

県としては，本計画に基づく県民•事業者の実践活動を支援するため，平成15年度から「ゴミゼロながさき推進事業」を展開しています。

その啓発事業の一環として，「ゴミゼロ」に関するシンボルマークを定める他，積極的な活動を行なっている団体や個人を表彰するなど啓発活動を行なっています。


なお，本計画は平成23年度に見直しを行い，平成27年度までに一般廃棄物の1人1日あたりの排出量を平成2O年度の値に比べて115g削減 すること，再生利用率を $25 \%$ に向上させることを目標とし合計 225 の具体的な実践行動を掲げています。

また，新しい実践計画では「ゴミゼロ県民運動」として
（1）ゴミゼロ意識の確立に向けての実践行動
（2）家庭系廃棄物に係る実践行動
（3）事業系廃棄物に係る実践行動
を柱として，各構成団体等が連携•協力した取組みを実践することと しています。

## 課題

－廃棄物の排出抑制対策を一層進めていく必要があります。
○ゴミのない，資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」を形成するため には，「長崎県廃棄物処理計画」で定めた基本目標や，具体的な数値目標 を確実に達成していくことが重要です。
そのためには，県民，事業者，行政が互いに協力しながら役割を分担し て，各種施策を展開していく必要があります。

## 2 廃棄物の再資源化の推進

現状•施策
（1）廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進 ア 一般廃棄物〔未来環境推進課，廃棄物対策課〕

一般廃棄物のリサイクルについては，主に，資源ごみの分別収集，資源化施設による資源回収及び集団回収により取組まれています。

平成25年度（速報値）の再生利用率は16．1 \％と，前年度から0．1 ポイント減少しており，3か年連続の減少となっています。（図 2－1－2－1）

図2－1－2－1 一般廃棄物再生利用率の推移


## A 資源ごみの分別収集

平成9年に施行された「容器包装リサイクル法」に基づき一般家庭のごみから資源ごみ（びん・缶・ペットボトル・プラスチック及 び紙製容器包装•段ボール・飲料用紙パックなど）を分別収集する ことにより資源の再生利用を推進しています。

平成25年度は，容器包装廃棄物（10品目）を含めた一般廃棄物全体の分別数には，21分別から6分別までと幅があるものの，全市町において分別収集が実施されており，空き缶やペットボトルなど の容器包装廃棄物は，29，029t（平成25年度）が容器包装リサイ クル法に基づき収集されました。
B 資源化施設による資源回収
市町は，収集したごみの中から，リサイクルセンターやストック ヤードなどの資源化施設等において資源化物の回収（民間業者への委託を含む）を行っています。

平成25年度（速報値）の資源化量は59，416tとなっており，内訳は紙類11，118t，金属7，895t，ガラス類9，831t，ペットボトル 3，279t，プラスチック類8，275t，布類772t，その他が17，503t です。

また，焼却施設などで溶融スラグ9，664t，固形化燃料713t，肥料743 tが製造されています。
C 集団回収
集団回収は，以前から町内会や子ども会などによって行われてお

り，その売却収入は団体の活動資金等に利用されています。大半の市町では，地域の自主活動の促進とごみ減量化・リサイクルの促進 が図られることから，これらの団体による集団回収活動に対し助成金を交付して集団回収の促進を図っています。

平成25年度（速報値）の回収量は，20，822tとなっており，内訳は，紙類19，354t，金属810t，ガラス類326t，ペットボトル120t， プラスチック類8t，布類193t，その他が11tとなっています。
D 民間団体等との協働による生ごみのリサイクルの推進
生ごみの減量化を推進するため，県が「NPO法人大地といのちの会」に委託して育成した生ごみ減量化リーダーが，県内各地で保育園•幼稚園，小•中学校や公民館等で，生ごみの堆肥化とそれを活用した野菜づくりの実践指導を，延べ1，301回実施しました。

## 个 産業廃棄物 〔未来環境推進課，廃棄物対策課〕

A 資源化
資源化量は，発生する不要物等のうち有償物として回収される量 と産業廃棄物として排出された後再生利用される量との合計です。

平成22年度に実施した産業廃棄物実態調査（5年毎調査）による と，平成20年度の有償物量は約29万t，再生利用量は約 247 万 $t$ で あり，合計約276万tが資源化されています。
B 家畜排せつ物の利用の現状と施策 〔畜産課〕
家畜ふん尿を適正に管理し，堆肥として有効利用することは，資源の有効活用の観点から重要であり，環境への負荷の少ない資源循環型農業に資するものです。

平成11年11月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進 に関する法律」が施行され，一定規模以上の畜産経営者に対して，国が定める基準に基づく家畜ふん尿の適正管理が義務づけられるこ ととなったため，県では実態調査等を踏まえ，「長崎県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画」を策定し，施設整備 を推進した結果，法律に対応する体制が整いました。今後について は良質堆肥の生産，堆肥の広域流通など有機性資源の循環利用を推進します。

## a ハード事業

県単独事業による施設•機械整備 2か所

| 事業名 | 市町名 | 事業実施主体名 | 事業内容 |
| :--- | :--- | :--- | :--- |
| ながさき養豚 <br> 振興計画推進 <br> 事雲仙市 | 山田原堆肥利用組合 | 堆肥発酵処理施設 <br> 堆肥運搬機械 |  |
| 島原半島良質 <br> 堆肥広域流通 <br> 促島原市事業 | 津吹堆肥生産組合 | 堆肥運搬車 <br> 堆肥成型機 |  |

b ソフト事業

- 長崎県資源循環型畜産確立推進指導協議会の開催 2 回
- 畜産経営環境保全実態調査 1 回

○苦情の発生件数

| 種類 | 水質污濁 | 悪 臭 | 害 虫 | 水質污濁と <br> 悪 | 悪臭と <br> 害虫 | その他 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 件数 | 10 | 14 | 3 | 2 | 1 | 8 | $38 \%$ |

※全て解決済み
（2）長崎県リサイクル製品等認定制度 〔未来環境推進課〕
リサイクル製品等の普及拡大と環境産業の育成を目的として，平成20年3月に長崎県リサイクル製品等認定制度を創設しました。

認定製品等は，県の環境物品等調達方針において優先使用を明記する とともに，県の公共工事等における利用促進を図っていきます。
また，認定製品等の利用を市町に推奨するとともに，認定製品等の情報をホームページ等で公開することにより，市町及び民間の利用拡大を目指します。
平成25年度の新規認定件数は14件，更新は20件で，平成25年度末 で2O2件を認定しています。

## 課題

○ 現状の一般廃棄物リサイクル率が全国平均に比べ低いため，住民と連携 した分別回収システムの整備を図るなど，より一層の取組みが必要です。
○産業廃棄物の減量化やリサイクルに取組む事業者への支援やリサイクル製品の普及促進を図る必要があります。
○家畜排せつ物法が施行されてから，家畜ふん尿の堆肥化処理が進み，土 づくりに有効利用されていますが，地域によっては適正量を超える堆肥が農地に投入されているケースもあり，地下水への影響が心配されています。 このため，地域内の堆肥需給の適正化に向けて，地域を越えた堆肥の広域流通やバイオマスとしての利活用の促進が求められています。
○ 農業分野のリサイクルを推進する上では，未利用資源の有効活用法につ いて試験研究を継続する必要があり，また，地域リサイクルを推進するた めに有機性未利用資源の発生状況を調査し，地域内においてのリサイクル の確立を図る必要があります。
○ 資源化される廃棄物の利用を促進するため，公共工事における資材調達 が再生資源により行われるよう取組みを進めていく必要があります。
○「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」 による環境物品の購入拡大が必要です。

○ 地域住民，中小の事業者等が容易に継続して取組める技術開発や仕組み づくりが必要です。

○ 再生資源を用いたリサイクル製品はバージン資材を用いた製品と比べて コスト高になるため，公共工事等での優先使用や技術開発に対する支援制度の整備等を図ることが必要です。
○ リサイクル製品等認定制度における品質，環境安全性等に関する技術基準の整備を推進し，リサイクル認定製品の品目拡大と普及を図る必要があ ります。
○廃棄物の発生抑制•減量化を進めるための経済的手法として，地域の実情に応じたデポジット制度の導入について検討していく必要があります。

○ エコファーマーの育成を引き続き推進するとともに，環境に対する意識 や環境保全型農業技術の向上を図る必要があります。

3 廃棄物の適正処理の推進

## 現状•施策

（1）一般廃棄物の適正処理の推進 〔廃棄物対策課〕
一般廃棄物処理計画に基づく市町における廃棄物（し氶，ごみ等）の再資源化，減量化等の推進について調整•協力し，また，処理施設の整備並びに同施設における廃棄物の適正処理について，市町等に対する指導，助言を行いました。
ア 一般廃棄物処理計画
市町は，ごみ及び生活排水の処理について，廃棄物の処理及び清掃 に関する法律第6条第1項の規定により，一般廃棄物処理計画を策定し なければならないことになっています。

ごみ処理施設や最終処分場の計画的整備とともにごみの排出抑制や再資源化の推進がより一層必要となっています。加えて，台所，風呂等から排出される生活排水に対する処理の重要性が高まっている中で，生活排水対策をさらに計画的，総合的に推進することが必要になって います。

県は，平成24年3月に策定した「長崎県廃棄物処理計画」に基づい て，廃棄物の減量化やリサイクル，適正処理に関する施策を総合的か つ計画的に推進していきます。 イ 一般廃棄物処理施設の整備

A 施設整備状況
一般廃棄物処理施設の整備状況は，表2－1－3－1のとおりです。—般廃棄物を適正に処理するため，「長崎県廃棄物処理計画」，「長崎県ごみ処理広域化計画」や市町の「一般廃棄物処理計画」，「循環型社

会形成推進地域計画」等に基づいて，今後も処理施設の計画的な整備を推進します。

表2－1－3－1 一般廃棄物処理施設（平成26年3月31日現在）

| 施設区分 |  | 施設数 | 処理能力等計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| ごみ焼却施設 （稼動施設のみ） | 全連続式 | 8 | 1，628 t／日 |
|  | 准連続式 | 5 | 303 t／日 |
|  | 機械化バッチ式 | 8 | 105 t／日 |
|  | 計 | 21 | 2，036 t／日 |
| 最終処分場 |  | 23 | 2，160，997 m ${ }^{3}$ |
| 粗大ごみ処理施設 |  | 2 | $80 \mathrm{t} /$ 日 |
| 資源化施設 |  | 17 | 216 t／日 |
| し尿処理施設 | し尿処理施設 | 28 | $1,917 \mathrm{~kL} / 日$ |
|  | コミュニティ・プラント | 11 | 4，318 m ${ }^{3} / 日$ |

※稼働施設のみ掲載
※最終処分場の処理能力等計は，平成 24 年度末の残余容量を計上
廃棄物処理施設を整備する場合，国庫交付金制度（循環型社会形成推進交付金：環境省）が設けられており，平成24年度は7市町• 1組合が，同制度を活用し，計画•設計や施設整備を行いました。 （表2－1－3－2）

このほかの老朽化施設についても，引き続き，計画的に更新し ていくこととしています。

表2－1－3－2 廃棄物処理施設整備国庫交付金事業の実績（平成25年度）
（単位：千円）

| 事業•施設の区分 | 設置主体 | 規 模 | 事業年度 | 交付決定額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 高効率ごみ発電施設 | 長崎市 | 240 t | H25～28 | 2，411 |
| 施設整備に関する計画支援事業 （高効率ごみ発電施設） |  | － | H22～25 | 5，893 |
| 施設整備に関する計画支援事業 （エネルギー回収推進施設） | 佐世保市 | － | H25～28 | 8，188 |
| 長寿命化策定支援事業 |  | － | H25 | 1，638 |
| 施設整備に関する計画支援事業 （最終処分場） | 大村市 | － | H25～26 | 14，173 |
| $\begin{gathered} \text { マテリアルリサイクル推進施設 } \\ \text { (ストックヤート) } \\ \hline \end{gathered}$ | 平戸市 | $\begin{gathered} 14{0 m^{2}}^{2} \\ 330 \mathrm{~m}^{2}, ~ 80 \mathrm{~m}^{2} \end{gathered}$ | H23～25 | 24，510 |
| エネルギー回収推進施設 | 西海市 | 30t／日 | H24～27 | 162，860 |
| マテリアルリサイクル推進施設 |  | 2．5t／日 | H26～27 | 53，064 |
| マテリアルリサイクル推進施設 （ストックヤード） | 雲仙市 | $\begin{aligned} & 2 \mathrm{Om}^{2}, ~ 50 \mathrm{~m}^{2}, ~ \\ & 20 \mathrm{~m}^{2}, ~ 20 \mathrm{~m}^{2} \end{aligned}$ | H23～25 | 197 |
| マテリアルリサイクル推進施設 （ストックヤード） | 南島原市 | $128 \mathrm{~m}^{2}$ | H22～25 | 2，340 |


| エネルギー回収推進施設 | 長与•時津 <br> 環境施設組合 | 54t／日 | $\mathrm{H} 24 ~ 26$ | 227,993 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 有機性廃葉物リサイクル推進施設 | 刘馬市 | $23 \mathrm{~kL} /$ 日 | $\mathrm{H} 24 \sim 26$ | 311,562 |
| 合 $\quad$ 計 |  |  |  | 814,829 |

B ごみ処理広域化
長崎県では，ごみ焼却に伴うダイオキシン類の排出を削減するた め，平成11年3月に「長崎県ごみ処理広域化計画」を策定し，平成 21年7月に計画の見直しを行いました。

この計画では，ダイオキシン類の削減，焼却残渣の高度処理，資源化の推進，余熱利用の推進，最終処分場の適正化などを主要な目的としており，長崎県内を7広域ブロックに分け，平成10年度末に 60施設あったごみ焼却施設を平成30年度を目標に17施設以内に集約することとしています。（表2－1－3－3，表2－1－3－4）

表2－1－3－3 ごみ焼却施設の集約化状況

| 広域ブロック名 | 構成市町数 <br> $(H 26.3 .31$ 現在） | 計画策定時 <br> 平成10年度末 | 目標 <br> 平成30年度 |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 長崎•西彼ブロック | 2市2町 | 15 | 4 |  |  |  |  |
| 佐世保•県北ブロック | 3市4町 | 13 | 5 以内 |  |  |  |  |
| 県央•県南ブロック | 5市 | 12 | 3 |  |  |  |  |
| 下五島ブロック | 1市 | 6 | 1 |  |  |  |  |
| 上五島ブロック | 2町 | 6 | 2 |  |  |  |  |
| 壱岐ブロック | 1市 | 4 | 1 |  |  |  |  |
| 対馬ブロック | 1市 | 4 | 1 |  |  |  |  |
| 合 |  |  |  |  | 計 | 60 | 17 以内 |

表2－1－3－4 広域化計画策定後の各ブロックの状況（平成25年度）

| 広域ブロック名 | 状 況 | 施設数 |
| :---: | :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \hline \text { 長崎•西彼 } \\ & \text { ブロック } \end{aligned}$ | 西海市の処理施設が平成27年4月稼動予定。 | 4 |
| 佐世保•県北 ブロック | 北松北部環境組合（2市3町※現，平戸市，松浦市）の処理施設が平成16年4月稼動 | 8 |
| 県央•県南 ブロック | 県央県南広域環境組合（2市10町※現，島原市，諫早市，雲仙市，南島原市）の処理施設が平成17年4月稼動。 | 3 |
| $\begin{gathered} \text { 下五島 } \\ \text { ブロック } \end{gathered}$ | 福江市の処理施設（1市5町※現，五島市）が平成14年11月稼動。 | 2 |
| $\begin{gathered} \text { 上五鳥 } \\ \text { ブロック } \end{gathered}$ | 上五島地域広域市町村圏組合の処理施設（5町※現，新上五島町）が平成14年9月稼動。 | 2 |
| $\begin{gathered} \text { 壱岐 } \\ \text { ブロック } \end{gathered}$ | 壱岐市の処理施設（旧4町分）が平成24年4月稼動。 | 1 |
| $\begin{gathered} \text { 対馬 } \\ \text { ブロック } \end{gathered}$ | 対馬総町村組合の処理施設（6町※現，対馬市）が平成14年12月稼動。 | 1 |

## ウ 監視，指導

A ダイオキシン類対策
ダイオキシン類が人の生命や健康に重大な影響を与えるおそれが ある物質であること，その発生源が主に廃棄物の焼却施設であるこ とから，国は，平成9年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正や平成11年の「ダイオキシン類対策特別措置法」の制定により，廃棄物焼却施設の設置者に排ガス中のダイオキシン類の検査等が義務化されるとともに，構造や維持管理に関する基準強化を図ってい ます。

平成25年度に，法に基づき設置者が実施した排ガス中のダイオキ シン類濃度の自主検査結果は，表2－1－3－5のとおり，1施設を除き排出基準を満たしています。なお，ダイオキシン類の年間排出量は，昨年度より $0.03 \mathrm{~g} /$ 年増加しましたが，これは不適合施設の排出量 が影響したためです。

表2－1－3－5 排ガス中のダイオキシン類濃度自主検査結果等（平成25年度）

|  | 施設数 | ダイオキシン類 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 濃度範囲（ ng －TEQ／m ${ }^{3}$ ） | 年間排出量（g／年） |
| 一般廃棄物焼却施設 | 21 | O～20 | 0.50 |
| 自主検査実施数 | 21 | 0～20 |  |
| 適合施設 | 20 | O～51 |  |
| 不適合施設 | 1 | 20 （排出基準：10） |  |

また，施設への立入調査を実施し，構造，維持管理の状況や排ガ ス中のダイオキシン類濃度の調査等により排出基準の適合状況を検査しており，適合しない恐れのある施設については，施設の改善（場合によっては施設の廃止を含む）について指導を行っています。
B 一般廃棄物最終処分場対策
不燃物や焼却灰を埋め立てる最終処分場を適正に維持管理し，生活環境の保全を図るため，「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 に基づき，監視指導を行っています。

## （2）産業廃棄物 〔廃棄物対策課〕

ア 産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業の状況
産業廃棄物の処理は，排出事業者自ら行うことが原則ですが，事業者の処理を補完するものとして，県又は政令市（長崎市，佐世保市） の許可を得た業者が処理を行っています。

一定規模以上の施設として許可（届出）を要する産業廃棄物処理施設の設置状況及び産業廃棄物処理業の許可状況は，表2－1－3－6のとお りです。

表2－1－3－6 産業廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理業の現状
（平成26年3月31日現在）

| 区分 | 処理施設※ |  |  | 産業廃棄物 |  |  | 特別管理産業廃棄物 |  |  | 処理業合計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 中間処理施設 | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 最終 } \\ \text { 処分場 } \end{array}$ | 計 | 収集運搬業 | 処分業 | 小計 | 収集運搬業 | 処分業 | 小計 |  |
| 県 | 200 | 12 | 212 | 1，509 | 146 | 1，655 | 185 | 1 | 186 | 1，841 |
| 長崎市 | 67 | 9 | 76 | 122 | 54 | 176 | 12 | 3 | 15 | 191 |
| 佐世保市 | 50 | O | 50 | 135 | 36 | 171 | 13 | 3 | 16 | 187 |
| 計 | 317 | 21 | 338 | 1，766 | 236 | 2，002 | 210 | 7 | 217 | 2，219 |

※設置許可対象施設をいう。

## 1 最終処分場の状況

県における最終処分場の状況を型別にみると表2－1－3－7のとおりで すが，近年，最終処分場の設置は困難な状況にあります。

残容量は2，224千m²ですが，そのうちの41\％が以力発電所の自社処分場です。残余年数は，安定型処分場が 8.5 年，管理型処分場が13．8年となっています。

表2－1－3－7 最終処分場の設置状況（平成26年3月31日現在）

| 区分 |  |  |  | 県 | 政令市 |  | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 長崎市 | 佐世保市 |  |
| 安定型処分場 |  |  | 施設数 |  | 9（7） | 6 （4） |  | 15（11） |
| 管理型処分場 | 処理美 | 所有 | 施設数 |  | 2 （0） |  | 2 （0） |
|  | 事業 | 所有 | 施設数 | 3 （3） | 1 （1） |  | 4 （4） |
|  | 小 | 計 | 施設数 | 3 （3） | 3 （1） |  | 6 （4） |
| 計 |  |  | 施設数 | 12 （10） | 9 （5） | 0 | 21 （15） |

ウ 監視，指導の状況
不適正処理事案の未然防止や早期発見を図るため，平成19年9月に立入検査マニュアルを策定し，平成21年1月に改正し，排出事業者，処理業者等を対象として，計画的かつ実効性のある立入検査を実施し ています。

平成25年度における立入検査等の実施状況（政令市を除く）は，表 2－1－3－8のとおりです。

表2－1－3－8 立入検査等の実施状況（平成25年度）

| 項 目 | 排出事業者 | 産業廃棄物 <br> 処理業者 | 自動車リサイクル法 <br> 関連業者 | 合 計 |  |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | :---: |
| 立入検査 | 1,608 | 4,975 | 1,006 | 7,589 |  |
| 口頭指導 | 183 | 182 | 4 | 369 |  |
| 指導票交付 | 13 | 29 | - | 42 |  |
| 文書指導 | 9 | 6 | - | 15 |  |
| 報告徴収 | 11 | 13 | - | 24 |  |
| 命令•処分※ | - | 1 | - | 1 |  |

※ 命令•処分の内訳（ 処理業の取消し：1件）

エ 園芸用廃プラスチックの排出抑制及び適正処理の推進 〔農産園芸課〕産業生産資材における園芸用廃プラスチックの排出抑制及び適正処理の推進のため，「園芸用等廃プラスチック適正処理推進地区別協議会」の会員を対象に研修会を開催し，再生利用率の向上等の啓発活動 に取組みました。平成25年度の回収量は4，512t，回収率は93\％で した。
（3）その他の廃棄物
ア 環境美化（空きかん等散乱ごみ対策）の推進 〔未来環境推進課〕
本県の豊かで美しい自然環境を守り，快適な生活環境を創造してい くことを目的として，平成6年4月に，緑化の推進，ごみの散乱防止，資源リサイクルの推進を3本柱とする長崎県環境美化の推進に関する条例（現在は平成2O年3月に制定した未来環境条例に統合）を施行し ました。条例の制定を契機に平成6年8月に長崎県環境美化推進協議会 （平成20年度からゴミゼロながさき推進会議に統合，現在は，ながさ き環境県民会議に再編）を設置し，環境美化を継続的かつ効果的に推進するための協議を行うとともに，その後，県下すべての市町で同様 の条例が制定されたことから，県，市町及び長崎県保健環境連合会等 の各種環境美化団体が一体となって取組みを推進してきたところです。

毎年，6月の環境月間には各機関が協力して空きかん回収キャンペ ーンを実施しており，平成25年度は約61，877人が参加して約18万個の空きかんを回収しました。（表2－1－3－9）

また，8月のクリーンながさき推進月間には県下各地で一斉清掃や緑化活動等が展開されました。

表2－1－3－9 空きかん回収キャンペーンの実施状況

| 回 | 年度 | 実施市町村数 | 参加人員 <br> （人） | 回収個数 <br> （千個） | 回収重量 <br> （トン） | 備考 |
| :---: | :---: | :---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 24 | H 16 | 44 | 78,774 | 830 | 33 |  |
| 25 | H 17 | 30 | 73,902 | 598 | 25 |  |
| 26 | H 18 | 14 | 69,175 | 463 | 19 |  |
| 27 | H 19 | 14 | 65,121 | 391 | 18 |  |
| 28 | H 20 | 17 | 68,209 | 336 | 18 |  |
| 29 | H 21 | 15 | 68,674 | 275 | 12 |  |
| 30 | H 22 | 14 | 68,543 | 254 | 11 |  |
| 31 | H 23 | 11 | 24,348 | 130 | 6 |  |
| 32 | H 24 | 15 | 62,603 | 230 | 10 |  |
| 33 | H 25 | 14 | 61,877 | 183 | 8 |  |

※ 各年度とも統一行動日実施市町分の集計

1 廃棄物不法投棄取締パトロール〔廃棄物対策課〕
県内における廃棄物の不法投棄量は，ここ数年横ばい傾向にありま すが，全国的には依然として悪質，巧妙化，大量投棄の事例が報告さ れています。

このような不法投棄を防止するため，平成5年度から順次，廃棄物適正処理推進指導員を配置し，平成25年度は18人体制による不法投棄取締パトロールを実施しました。（表2－1－3－10）

また，防災ヘリコプターによる空域からのパトロールを実施するな ど，廃棄物の不法投棄等不適正処理の防止に努めました。

表2－1－3－10 廃棄物不法投棄取締パトロール実施結果

| 年度 | 発見件数 | 撤去件数 | 投棄量 $\left(\mathrm{m}^{3}\right)$ | 撤去率（\％）※ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| H 21 | 480 | 389 | 2,954 | 81.0 |
| H 22 | 515 | 480 | 4,119 | 93.2 |
| H 23 | 352 | 339 | 1,518 | 96.3 |
| H 24 | 142 | 99 | 3,405 | 69.7 |
| H 25 | 111 | 85 | 2,442 | 76.6 |

※撤去率は，撤去件数 $\div$ 発見件数で算出

○ ごみ処理広域化計画の進展により，一部の廃止されたごみ処理施設が未解体の状況であり，ダイオキシン類の周辺環境への流出が懸念されるため，早期解体に努める必要があります。
○ 全国的にみると，最終処分場の浸出水による水源•公共用水域の汚染及 び焼却施設からのダイオキシン類の発生の問題などにより，住民の不安•不信を招いています。従って，いかにして産業廃棄物処理施設の安全性を確保し，住民の不安を解消するかが大きな課題になっています。
○ 産業廃棄物最終処分場は県下に21か所（平成26年3月31日現在）設置 されています。最終処分場の残余容量については，安定型最終処分場，管理型最終処分場とも近年，横ばいで推移していますが，再生処理や減量化 を進め最終処分量を削減することが必要です。
○ 最終処分場の新規設置については適地不足，周辺住民の反対等により，将来的な建設が懸念されています。
○ 環境美化の一層の推進に向け，行政機関と民間団体等が連携し，各種の実践活動を通じ，県民の意識の高揚を図る必要があります。
○ 不法投棄物の撤去改善は原因者（投棄実行者）が行うことが原則です。 よって，不法投棄の未然防止のための取締パトロールの強化及び発見した不法投棄事案についての徹底的な追跡調査を行い，早期改善に努める必要 があります。
○ 産業廃棄物の不適正処理を防止するために，効率的，かつ効果的な立入検査を実施する必要があります。

## 1 大気汚染防止対策の推進

## 現状•施策

（1）発生源の現況〔環境政策課〕
ア 固定発生源
本県には固定発生源として，工場や事業場に設置されているボイラ ー・加熱炉•廃棄物焼却炉等のばい煙を発生する施設と，土石•鉱物 を対象とした堆積場・ベルトコンベア・破砕機等の粉じん（一般粉じ ん）を発生する施設があります。

大気汚染防止法ではこれらの施設のうち，ばい煙や粉じんを多く発生し，大気を汚染するおそれのある一定規模以上のものを「ばい煙発生施設」及び「粉じん発生施設」として，設置やその構造の変更等に際し届出を義務付け，ばい煙の排出量や一般粉じん発生施設の管理に ついて規制しています。
A ばい煙発生施設
本県に設置されているばい煙発生施設は，平成25年度末で表 2－2－1－1のとおり1，915施設であり，長崎市，佐世保市，諫早市及び大村市に多く集中しています。

ここ数年，小型ボイラー（伝熱面積が小さい反面，燃焼能力が大 きい）と電気工作物（非常用自家発電装置）の設置が増加していま す。

表2－2－1－1 ばい煙発生施設設置状況（平成26年3月31日現在）

| 施設の種類 | 長崎市 | 佐世保市 <br> （事業所のみ） | 県所管分 | 合計 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| ボイラー | 266 | 135 | 659 | 1,060 |
| 金属溶解炉 | 8 | O | 3 | 11 |
| 金属鋳造•加熱炉 | 22 | O | 21 | 43 |
| 焼却炉•溶融炉 | 1 | 1 | 116 | 118 |
| 反応炉•直炉炉 | O | O | 1 | 1 |
| 乾燥炉 | 4 | O | 48 | 52 |
| 電気炉 | 1 | O | O | 1 |
| 廃棄物焼却炉 | 7 | 11 | 69 | 87 |
| 塩素•塩化水素反応施設 | O | O | 3 | 3 |
| ディーゼル機関 | O | O | 20 | 20 |
| 電気工作物 | 173 | 59 | 278 | 510 |
| ガス工作物 | O | O | 9 | 9 |
| 合 計 | 482 | 206 | 1,227 | 1,915 |

B 一般粉じん発生施設
本県に設置されている一般粉じん発生施設は平成25年度末現在で表2－2－1－2のとおり，982施設です。

施設の大半は採石場，アスファルトプラント及び県下3か所の火力発電所（松島•松浦•相浦）に設置されています。

表2－2－1－2 一般粉じん発生施設の設置状況（平成26年3月31日現在）

| 施設の種類 | 長崎市 | 佐世保市 | 県所管分 | 合計 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 堆積場 | 18 | 18 | 107 | 143 |
| ベルトコンベア | 64 | 34 | 247 | 345 |
| 破砕機•摩砕機 | 23 | 12 | 123 | 158 |
| ふるい | 18 | 12 | 61 | 91 |
| 電気工作物 | 0 | 0 | 245 | 245 |
| 合計 | 123 | 76 | 783 | 982 |

（2）大気常時測定結果〔環境政策課〕
平成25年度は，光化学オキシダントについては，全測定局（30測定局）で環境基準を達成できず，平成24年度から測定を開始した微小粒子状物質（PM2．5）についても測定を行った6局すべてで環境基準を達成 できませんでした。浮遊粒子状物質については，長期的評価は全測定局 （45測定局）で環境基準を達成し，短期的評価では45局中42局におい て環境基準を達成しております。
なお，ほかの項目は，すべての測定局で環境基準を達成しており，本県の一般大気環境は，概ね良好な状態で推移しています。
ア 監視測定体制
長崎県では，大気汚染防止法第20条及び第22条の規定に基づき，昭和45年から自動測定による大気環境の常時監視を開始し，昭和54年度にはテレメータシステムを導入しました。

昭和61年度には，県北地域への火力発電所（石炭専焼）の立地に伴 い，測定局の増設など監視体制を強化しました。

平成18年度には，離島地域を含め，県内全域の大気環境状況を把握 するため，測定局の再編•整備を行い，離島地区（五島，壱岐，対馬） にも，測定局を設置しました。

現在，一般環境大気測定局（42局：長崎県11局，長崎市4局，佐世保市5局及び企業所管局22局），自動車排出ガス測定局（4局：長崎市2局，佐世保市2局），気象測定局（1局：企業所管局）を併せ， 47局でテレメータシステムによるオンライン収集を実施しています。 （表2－2－1－3）

表2－2－1－3 大気常時測定局の設置状況（平成26年3月末現在）


1 環境基準対象項目
A 二酸化硫黄 $\left(\mathrm{SO}_{2}\right)$
41 測定局（自動車排出ガス測定局 1 局を含む。）で測定を行い，全ての測定局が測定時間6，OOO時間以上の有効測定局でした。
a 環境基準達成状況
環境基準達成状況を表2－2－1－4に，濃度上位測定局を表 2－2－1－5に示しました。
－短期的評価
全ての測定局が環境基準を達成しました。
－長期的評価
全ての測定局が環境基準を達成しました。
なお，過去10年間の測定結果でもすべての有効測定局が環境基準を達成しています。

表2－2－1－4 二酸化硫黄の環境基準達成状況（短期的評価，長期的評価）

| 年 度 | 測定局数 | 短期的評価 |  |  | 長期的評価 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | $\begin{array}{ll} \text { 達 } & \text { 成 } \\ \text { 局 } & \text { 数 } \end{array}$ | 非達成局 数 | $\begin{aligned} & \text { 達成率 } \\ & (\%) \end{aligned}$ | 有効測定局数 | $\begin{array}{ll} \text { 達 } & \text { 成 } \\ \text { 局 } & \text { 数 } \end{array}$ | 非達成 局 数 | 達成率 （\％） |
| 20 | 41 | 41 | 0 | 100 | 41 | 41 | 0 | 100 |
| 21 | 41 | 41 | 0 | 100 | 41 | 41 | 0 | 100 |
| 22 | 41 | 41 | 0 | 100 | 41 | 41 | 0 | 100 |
| 23 | 41 | 41 | 0 | 100 | 41 | 41 | 0 | 100 |
| 24 | 41 | 41 | 0 | 100 | 41 | 41 | 0 | 100 |
| 25 | 41 | 41 | 0 | 100 | 41 | 41 | 0 | 100 |

表2－2－1－5 二酸化硫黄濃度の上位測定局（平成25年度）

| 順位 | $\underset{(\mathrm{ppm})}{1 \text { 時間の最高値 }}$ （ppm） |  | 順位 | 日平均値の $2 \%$ 除外値$(\mathrm{pDP})$ |  | 順位 | 年平均値 （ppm） |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 雪 浦 |  | 1 | 大 野 | 0.015 | 1 | 大 野 | 0.007 |
| 1 | 小佐々 | 0.056 | 2 | 口之津 | 0.008 | 2 | 口之津 | 0.004 |
| 3 | 伊佐浦 | 0.053 | 3 | 島原市 | 0.006 | 3 | 諫早，島原，小浜，大村，川棚，壱岐，稲佐小学校，早岐，相浦，吉井，福石，神浦，俵ヶ浦，石岳 | 0.003 |
| 4 | 口之津 | 0.044 |  | 俵ヶ浦 |  |  |  |  |
| 5 | 大 野 | 0.041 |  | 石 岳 |  |  |  |  |

b 経年変化
県下各地域を代表する測定局を6局選定し，の過去6年間にお ける経年変化を図2－2－1－6に示しました。
また，長期暴露の観点から平均的な動きをみるために年平均値 についても図2－2－1－7に示しました。

図2－2－1－6 二酸化硫黄の $2 \%$ 除外値の経年変化


図2－2－1－7 二酸化硫黄の年平均値の経年変化


B 浮遊粒子状物質（SPM）
45測定局（自動車排出ガス測定局3局を含む。）で測定を行い，全ての測定局が測定時間6，OOO時間以上の有効測定局でした。
a 環境基準達成状況
環境基準達成状況を表2－2－1－8に，濃度上位測定局を表 2－2－1－9に示しました。
－短期的評価
45測定局のうち43局において，環境基準を達成しました。
－長期的評価
45測定局全てにおいて，環境基準を達成しました。

表2－2－1－8 浮遊粒子状物質の環境基準達成状況（短期的評価，長期的評価）

| 年度 | 測定局数 | 短期的評価 |  |  | 長期的評価 |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 達成 <br> 局数 | 非達成局 数 | 達成率 （\％） | $\begin{aligned} & \text { 有効測 } \\ & \text { 定局数 } \end{aligned}$ | $\begin{array}{ll} \text { 達 } & \text { 成 } \\ \text { 局 } & \text { 数 } \end{array}$ | 非達成局 数 | $\begin{gathered} \text { 達成率 } \\ (\%) \\ \hline \end{gathered}$ |
| 20 | 45 | 20 | 25 | 44.4 | 45 | 45 | 0 | 100.0 |
| 21 | 45 | 2 | 43 | 4.4 | 45 | 16 | 29 | 35.6 |
| 22 | 45 | 0 | 45 | 0 | 45 | 15 | 30 | 33.3 |
| 23 | 45 | 1 | 44 | 2.2 | 45 | 2 | 43 | 4.4 |
| 24 | 45 | 42 | 3 | 92.9 | 45 | 45 | 0 | 100.0 |
| 25 | 45 | 43 | 2 | 95.2 | 45 | 45 | 0 | 100.0 |

表2－2－1－9 浮遊粒子状物質濃度の上位測定局（平成24年度）

| 順立 | 1 時間値が $0.2 \mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ を超え た時間数 （短期的評価基準） （時間） |  | 順立 | 日平均値が $0.1 \mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ を超えた日数 （短期的評四基準） （日） |  | 順立 | 年間2\％除外値 （長期的評価基準） （ $\mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}$ ） |  | 順立 | 年平均値 <br> $\left(\mathrm{mg} / \mathrm{m}^{3}\right)$ |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 面 高 | 2 | 1 | 松浦志佐 | 1 | 1 | 中央橋 | 0.073 | 1 | 中央橋 | 0.034 |
|  |  |  |  |  |  | 2 | 相 浦 | 0.072 | 2 | 相 浦 |  |
|  |  |  |  |  |  | 3 | 諫 早 | 0.071 | 2 | 長崎駅前 | 0.032 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  | 4 | 紐 差 | 0.031 |
|  |  |  |  |  |  | 4 | 福石 | 0.070 | 5 | 鷹島 | 0.030 |

b 経年変化
県下各地域の代表測定局の $2 \%$ 除外値及び年平均値による過去 6年間の経年変化を図2－2－1－10及び図2－2－1－11に示しまし た。

図2－2－1－10 浮遊粒子状物質の $2 \%$ 除外値の経年変化


図2－2－1－11 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化


C 二酸化窒素 $\left(\mathrm{NO}_{2}\right)$
44局（自動車排出ガス測定局4局）で測定を行い，全ての測定局 が測定時間6，00O時間以上の有効測定局でした。
a 環境基準達成状況
44局全てにおいて環境基準を達成しました。（表2－2－1－12）
日平均値の年間 $98 \%$ 値（以下「 $98 \%$ 値」という。）及び年平均値が高い上位測定局を表2－2－1－13に示しました。

また，県下各地域の代表的な測定局の98\％値と年平均値の推移 を図2－2－1－14，図2－2－1－15に示しました。

表2－2－1－12 二酸化窒素の環境基準達成状況

| 年度 | 測定局数 |  | 有効測定局数 |  | 達成局数 |  | 非達成局 |  | 達成率（\％） |  |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
|  | 一般局 | 自排局 | 一般局 | 自排局 | 一般局 | 自排局 | 一般局 | 自排局 | 一般局 | 自排局 |
| 20 | 40 | 4 | 40 | 4 | 40 | 4 | O | O | 100 | 100 |
| 21 | 40 | 4 | 40 | 4 | 40 | 4 | O | O | 100 | 100 |
| 22 | 40 | 4 | 40 | 4 | 40 | 4 | O | O | 10 O | 100 |
| 23 | 40 | 4 | 40 | 4 | 40 | 4 | O | O | 100 | 100 |
| 24 | 40 | 4 | 40 | 4 | 40 | 4 | O | O | 100 | 100 |
| 25 | 40 | 4 | 40 | 4 | 40 | 4 | O | O | 100 | 100 |

表2－2－1－13 二酸化窒素濃度の上位測定局（平成25年度）

| 一般環境大気測定局 |  |  |  |  |  | 自動車排出ガス測定局 |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 順位 | $\begin{aligned} & 98 \% \text { 値 (ppm) } \\ & \text { (基準:0.06ppm) } \end{aligned}$ |  | 順位 | 年平均値 <br> （ppm） |  |  |  |  | $\begin{array}{\|c\|} \|l\| l \mid \\ \hline \text { 立 } \\ \hline 1 \end{array}$ | $\begin{gathered} \text { 年平均値 } \\ \text { (ppm) } \end{gathered}$ |  |
| 1 | 大 塔 | 0.020 | 1 |  | 0 | 1 | 長崎駅前 | 0.045 |  | 長崎駅前 | 0.025 |
| 2 | $\begin{aligned} & \text { 小ケ倉 } \\ & \text { 早 岐 } \end{aligned}$ | 0.019 | 3 | 小隹倉 | 0.009 | 2 | $\begin{aligned} & \text { 中央橋 } \\ & \text { 日 宇 } \end{aligned}$ | 0.034 | 2 | $\begin{aligned} & \text { 中央橋 } \\ & \text { 日 宇 } \end{aligned}$ | 0.021 |
| 4 | 東長崎 | 0.016 | 4 | 東長崎 | 0.008 | 4 | 福 石 | 0.032 | 4 | 福 石 | 0.020 |
| 5 | 大村他3 | 0.015 | 5 | 諫早他 | 0.007 | 4 |  |  |  |  |  |

図2－2－1－14 二酸化窒素の98\％値の経年変化


図2－2－1－15 二酸化窒素の年平均値の経年変化


D 光化学オキシダント（ $\mathrm{O} \times$ ）
30測定局（一般環境大気測定局30局）で測定を行い，全ての測定局が測定時間6，000時間以上の有効測定局でした。
a 環境基準達成状況
例年，全ての測定局が環境基準を達成しておらず，平成25年度 においても，全ての測定局で達成しませんでしたが，光化学オキ シダント注意報発令基準（O．12ppm以上）の濃度には至りませ んでした。

過去6年間における光化学オキシダントの環境基準達成状況を表2－2－1－16に，県下各地域を代表する測定局の月別の環境基準超過時間数を表2－2－1－17及び図2－2－1－18，濃度上位測定局を表2－2－1－19に示しました。
季節別，地域斺にみると，3～6月の春期，9～10月の秋期の2期に濃度が高くなる傾向にあり，超過時間数の多い測定局は，県北地区及び離島地区に多くみられます。

表2－2－1－16 光化学オキシダントの環境基準達成状況

| 年度 | 測定局数 | 達成局数 | 非達 成 局 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 環境基漼を100時間 <br> 以上超 <br> （\％）過した局数 |  |  |
| 20 | 28 | 0 | 28 | 25 | 0.0 |
| 21 | 30 | 0 | 30 | 30 | 0.0 |
| 22 | 30 | 0 | 30 | 30 | 0.0 |
| 23 | 30 | 0 | 30 | 30 | 0.0 |
| 24 | 30 | 0 | 30 | 30 | 0.0 |
| 25 | 30 | 0 | 30 | 30 | 0.0 |

表2－2－1－17 光化学オキシダントの環境基準の月別超過状況（平成25年度）

| 測定局名 | 地域区分 | 環境基準超過時間数 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | $\begin{aligned} & 4 \\ & \text { 月 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 5 \\ & \text { 月 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 6 \\ & \text { 月 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 7 \\ & \text { 月 } \end{aligned}$ | $8$ | $\begin{aligned} & 9 \\ & \text { 月 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 10 \\ & \text { 月 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 11 \\ & \text { 月 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 12 \\ & \text { 月 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 1 \\ & \text { 月 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 2 \\ & \text { 月 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & 3 \\ & \text { 月 } \end{aligned}$ | 年計 |
| 稲佐小学校 | 長 崎 市 | 147 | 138 | O | 9 | 3 | 38 | 9 | 2 | 0 | 0 | 9 | 63 | 418 |
| 黒崎中学校 | 西彼地域 | 162 | 219 | 13 | 43 | 26 | 58 | 27 | 35 | 5 | 7 | 30 | 76 | 701 |
| 相 浦 | 佐世保市 | 89 | 142 | 0 | 15 | 6 | 17 | 10 | 0 | 0 | 0 | 2 | 37 | 318 |
| 大 村 | 県央地域 | 176 | 204 | 22 | 17 | 30 | 44 | 15 | 17 | 0 | 0 | 12 | 68 | 605 |
| 鹿 町 | 県北地域 | 260 | 281 | 64 | 44 | 62 | 120 | 56 | 39 | 4 | 4 | 27 | 86 | 1047 |
| 伊 佐 浦 | 西彼地域 | 138 | 195 | 6 | 16 | 20 | 44 | 16 | 14 | 2 | 5 | 21 | 61 | 548 |
| 対 馬 | 離島地域 | 207 | 197 | 39 | 38 | 35 | 20 | 20 | 21 | 2 | 0 | 16 | 89 | 684 |

図2－2－1－18 光化学オキシダントの環境基準月別超過状況（平成25年度）


表2－2－1－19 光化学オキシダント濃度の上位測定局（平成25年度）

| 順立 | 昼間の1 時間値の最高値（ppm） |  | 順立 | 首間の1時間値がO．O6ppmを超えた時間数（日数） |  |  | 順立 | 昼間の 1 時間値の年平均値 $\quad(\mathrm{ppm})$ |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 小浜 | 0.111 | 1 | 鹿町 | 1.047 | （137） | 1 | 鹿町 | 0.049 |
| 2 | 諫早 | 0.110 | 2 | 上志佐 | 680 | （110） | 2 | 黒崎中 | 0.043 |
| 3 | 大村 | 0.109 | 3 | 紐差 | 795 | （109） | 3 | 壱岐紐差 | 0.042 |
| 3 | 鹿町 |  | 4 | 小浜 | 675 | （107） |  |  |  |
| 5 | 紐差 | 0.108 | 5 | 対馬 | 684 | （103） | 5 | 対馬 | 0.041 |

E 微小粒子状物質（PM2．5）
微小粒子状物質は，平成21年9月に環境基準が設定され，本県に おいては平成24年度から4測定局で測定を開始し，平成25年度は 6 測定局で年間を通じて測定しました。平成25年度においても高濃

度のPM2．5が観測され，平成25年11月3日に本土地区，平成26年2月3日に県央地区に注意喚起を発表しました。なお，測定体制 の強化にあたり平成26年1月より県設置の全測定局において測定を開始，測定データは県ホームページや県内報道機関のデータ放送等 でお知らせしています。
a 環境基準達成状況
平成25年度の測定結果は，6測定局全てにおいて環境基準を達成できませんでした。（表2－2－1－20）

環境基準を達成できなかった理由としては，中国大陸からの越境大気汚染物質の移流と黄砂の飛来が大きな要因と考えられます。

表2－2－1－20 微小粒子状物質（PM2．5）の測定状況

| 測 定 局 | 年平均値（ $\mu \mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}$ ） | 日平均値 $35 \mu \mathrm{~g}$ 超えの日数 |
| :---: | :---: | :---: |
| 諌 早 局 | 17．0（16．4） | 21日（14日） |
| 壱 岐 局 | 16．2（16．1） | 19日（15日） |
| 福 石 局 | 19．0（17．7） | 25日（16日） |
| 大 塔 局 | 19．0（19．5） | 38日（28日） |
| 五 島 局 | 15.1 （－） | 18日（－） |
| 稲佐小学校局 | 16.7 （－） | 27日（ - ） |

（ ）内はH24年度

| 注意喚起 | 測定局 | 早朝5時～7時の <br> 平均濃度 $\left(\mu \mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}\right)$ | 1日平均値 <br> $\left(\mu \mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}\right)$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| H 25.11 .3 | 大塔局 | 86.3 | 46 |
| H H26．2．3 | 稲佐小学校局 | 87.0 | 51 |
|  | 小ケ倉支所局 | 94.3 | 53 |

※ 国のPM2．5に関する注意喚起のための暫定的な指針に基づき，早朝5時 ～7時までの平均値が $85 \mu \mathrm{~g} / \mathrm{m}$ を超えた場合は，1日平均濃度が国の暫定指針値 $70 \mu \mathrm{~g} / \mathrm{m}^{3}$ を超える恐れがあるとして注意喚起を行うもの。

个 環境基準対象外項目
A 非メタン炭化水素
炭化水素のうち非メタン炭化水素は，窒素酸化物が共存すると光化学反応により光化学オキシダント発生の原因となるために，本県 では，例年一般環境大気測定局2局，自動車排出ガス測定局4局で測定を実施しています。

光化学オキシダントの環境基準である0．06ppm（昼間の1時間値） に対応する非メタン炭化水素の濃度はO．20～0．031ppmC（6～9時の3時間平均値）のゾーンに相当するとして，この濃度を光化学 オキシダント生成防止の指針値としています。

年間の状況を表2－2－1－21に示しました。

6～9時における年平均値は一般環境大気測定局0．08～ 0.11 ppmC，自動車排出ガス測定局0．11～0．18ppmCでした。6 ～9時の3時間平均値が指針値の上限を超えた日については全測定局 でみられ，自動車排出ガス測定局において特に多くみられました。年平均値による経年変化を図2－2－1－22に示しました。

表2－2－1－21 非メタン炭化水素の年間の状況（平成25年度）

| 測定局の区分 | 6～9時の3時間平均値が 0.31 ppmCを超えた日数 | 6～9時における年平均値（ppmC） | $\begin{aligned} & \text { 年平均値 } \\ & \text { (ppmC) } \end{aligned}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 一般環境大気測定局 | 1～3日／年 | 0.10 | 0．08～0．11 |
| 自動車排出ガス測定局 | 7～60／年 | $0.15 \sim 0.22$ | $0.11 \sim 0.18$ |

図2－2－1－22 非メタン炭化水素の年平均値の経年変化

（3）有害大気汚染物質調査
大気汚染防止法の一部改正（平成9年4月1日施行）により，継続的 に摂取される場合には，人の健康を損なうおそれのある物質で大気汚染の原因となる物質のうち健康リスクが高い22物質が，優先取組物質 と指定され，平成9年度からベンゼン，トリクロロエチレン及びテト ラクロロエチレン等測定方法が確立している16物質についてモニタリ ングを開始しました。順次項目が追加されています。

平成25年度は環境基準が定められている4物質（ベンゼン，トリク ロロエチレン，テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）等測定方法が確立している19物質について8地点で調査を実施しました。

## ア 環境基準が定められている4物質

表2－2－1－23に示すように環境基準が定められている4物質の調査結果は，全ての調査地点で環境基準を達成しました。

表2－2－1－23 環境基準が設定されている4物質の調査結果（単位：$\mu \mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}$ ）

| 物質名 | 長崎県の調査結果 （平成25年度） |  |  | 全国の調査結果 （平成24年度） |  |  | 環境基準 （年平均値） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 地点数 | 平均値 | 年平均値の範囲 | 地点数 | 平均値 | 年平均値の範囲 |  |
| ベンゼン | 7 | 1.1 | 0．59～1．7 | 419 | 1.2 | 0．40～3．0 | 3.0 |
| トリクロロエチン | 6 | 0.44 | $0.024 \sim 2.4$ | 367 | 0.50 | $0.010 \sim 10$ | 200 |
| テトラクロロエチレ | 6 | 0.09 | 0．046～0．22 | 369 | 0.18 | 0．0075～1．7 | 200 |
| ジクロロメタン | 6 | 0.6 | $0.49 \sim 0.58$ | 366 | 1.6 | 0．26～13 | 150 |

## ィ その他の物質について

健康リスクの低減を図るための指針値が設定されている8物質の調査結果は，全ての物質において，大きく指針値を下回りました（表 2－2－1－24）。また，環境基準等が設定されていない9物質の調査結果は，平成24年度の全国調査結果の平均値と比較して同等若しくはそ れ以下の濃度しベルでした。（表2－2－1－25）

表2－2－1－24 健康リスクの低減を図るための指針値が設定されている8物質の調査結果

| 物質名 | 長崎県の調查結果（平成25年度） |  |  | 全国の調査結果 （平成24年度） |  |  | 指針値 （年平均値） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 地点数 | 平均値 | 年平均値の範囲 | 地点数 | 平均値 | 年平均値の範囲 |  |
| アクリロニトリル | 5 | 0.062 | 0．024～0．18 | 335 | 0.080 | 0．0075～1．8 | 2.0 |
| 塩化ビニルモノマー | 3 | 0.024 | 0．005～0．035 | 341 | 0.047 | 0．0036～0．88 | 10 |
| 水銀及びその化合物 | 4 | 1.8 | $1.6 \sim 2.0$ | 270 | 2.1 | $0.82 \sim 6.1$ | 40 |
| ニッケル化合物 | 5 | 3.6 | $2.8 \sim 4.6$ | 282 | 4.1 | $0.41 \sim 24$ | 25 |
| クロロホルム | 5 | 0.18 | $0.14 \sim 0.24$ | 334 | 0.20 | 0．018～1．9 | 18 |
| 1，2－ジクロロエタン | 5 | 0.23 | $0.18 \sim 0.27$ | 347 | 0.17 | $0.058 \sim 1.8$ | 1.6 |
| 1，3－ブタジエン | 5 | 0.14 | 0．080～0．26 | 374 | 0.14 | $0.0097 \sim 2.0$ | 2.5 |
| ヒ素及びその化合物 | 6 | 1.8 | $1.1 \sim 3.1$ | 280 | 0.15 | 0．16～15 | 6.0 |


表2－2－1－25 環境基準等が設定されていない9物質の調査結果

| 物質名 | 長崎県の調査結果$($ 平成 25 年度） |  |  | 全国の調査結果 （平成24年度） |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 地点数 | 平均値 | 年平均値の範囲 | 地点数 | 平均値 | 年平均値の範囲 |
| アセトアルデヒド | 6 | 1.6 | 1．1～2．2 | 298 | 2.1 | 0．53～10 |
| 酸化エチレン | 3 | 0.075 | $0.056 \sim 0.086$ | 229 | 0.09 | $0.030 \sim 0.77$ |
| ベンゾ $(\mathrm{a})$ ピレン | 4 | 0.11 | 0．10～0．11 | 283 | 0.21 | 0．006～2．7 |
| ホルムアルデヒド | 6 | 2.1 | $1.6 \sim 2.3$ | 300 | 2.5 | $0.51 \sim 5.9$ |
| ベリリウム及びその化合物 | 2 | 0.016 | 0．012～0．020 | 249 | 0.02 | 0．0064～0．17 |
| マンガン及びその化合物 | 2 | 25 | 21～28 | 265 | 24 | 2．4～160 |
| クロム及びその化合物 | 2 | 4.7 | $3.7 \sim 5.7$ | 257 | 5.3 | 0．28～70 |
| 塩化メチル | 2 | 2.0 | $2.0 \sim 2.0$ | 313 | 1.5 | $1.1 \sim 5.6$ |
| トルエン | 2 | 6.9 | 5．3～8．4 | 343 | 8.4 | $0.74 \sim 43$ |

（アセトアルデヒド，酸化エチレン，ホルムアルデヒド 単位：$\mu \mathrm{g} / \mathrm{m}^{3}$ ，左記以外の物質 単位： $\mathrm{ng} / \mathrm{m}^{3}$ ）
（4）大気環境保全対策 〔環境政策課〕
ア 固定発生源対策
大気汚染防止法では，ばい煙発生施設に対する規制として硫黄酸化物・ばいじん・有害物質（窒素酸化物•塩化水素等）について排出基準が定められています。また，一般粉じん発生施設については，土石 や鉱物からの粉じん飛散防止のための施設の構造•使用に対して基準 が定められています。

工場や事業場のばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設を対象に立入検査を実施し，ばい煙発生施設にあっては，必要に応じてばい煙濃度の測定を実施しています。さらに，ばい煙排出者が自ら排出ばい煙 をチェツクし，管理することにより大気環境の保全に努めるよう指導 しています。

平成25年度の立入検査状況を表2－2－1－26に示します。

表2－2－1－26 立入検査実施状況（平成25年度：長崎県実施分）

| 区 分 | 立入検柰工場 <br> 及び事業場数 | 立入検查 <br> 施設数 | ばい䙳濃度 <br> の測定件数 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| ばい煙発生施設 | 232 | 439 | 11 |
| 一般粉じん発生施設 | 77 | 475 | - |
| 合 計 | 309 | 914 | 11 |

各種届出事項をチェツクし，変更事項の届出・ばい煙濃度の自主測定の励行•施設の適正運用，一般粉じん発生施設からの粉じん飛散防止等について検査しました。

本県には大型固定発生源である火力発電所が3か所に立地していま すが，排煙脱硫装置や電気集じん機等種々の大気汚染防止施設を設置 し，周辺大気環境の保全を図っています。

また，事業者及び地元市町，県とで環境保全協定を締結し，硫黄酸化物•窒素酸化物・ばいじんの各物質について排出基準よりも更に厳 しい協定値を設定しています。
各発電所の発生源には，硫黄酸化物及び窒素酸化物濃度の自動測定機が設置され，本県テレメータシステムにより常時監視しています。
イ 大気汚染緊急時対策
二酸化硫黄，浮遊粒子状物質，一酸化炭素及び二酸化窒素の4物質 の環境濃度は，低いしベルにありますが，光化学オキシダントは，例年4月から5月にかけて，また，微小粒子状物質は11月から5月にか かて高濃度に達する状況にあります。このため日頃から気象状況を把握しておくとともに，関係機関•住民等への周知連絡体制に万全を期 しているところです。

また，松浦市に2電力企業の国内最大級の出力（各2号機完成時370万kw）を有する石炭火力発電所が稼働しており，県北地域では，環境保全協定に基づく発令濃度ランクを定める等，更に詳細な緊急時対応 を整えています。
（5）民間建築物の吹付けアスベスト対策 〔建築課〕
現在，建築物にアスベストの飛散の恐れのある建築材料を使用するこ とは禁止されていますが，過去に建てられた建築物には，吹付け材アス ベストが含まれ，放置しているとアスベストが飛散する恐れがある建築物があるため，民間建築物に対するアスベストの含有を確認する成分調査及びアスベスト除去等対策工事費用を市町と連携して助成を行ってい ます。（表2－2－1－27）

表2－2－1－27 民間建築物の吹付けアスベスト等の除去等件数

| 年 度 | 除去等対策工事（件） |  | 成分調查（件） |  |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
|  |  | うち助成件数 |  | うち助成件数 |
| 平成19年度 | 14 | 3 | 52 | 23 |
| 平成20年度 | 13 | 8 | 38 | 28 |
| 平成21年度 | 13 | 10 | 24 | 23 |
| 平成22年度 | 6 | 6 | 19 | 18 |
| 平成23年度 | 4 | 4 | 20 | 18 |
| 平成24年度 | 3 | 3 | 30 | 29 |
| 平成25年度 | 2 | 1 | 12 | 12 |
| 合 計 | 55 | 35 | 195 | 151 |

## 課題

○ 大気環境基準の維持達成に向けた工場•事業場からのばい煙等の排出抑制対策や，有害大気汚染物質の使用実態及び排出状況等の把握並びに削減対策等の指導の推進が必要です。
○ 建築物の吹付けアスベストの除去等対策工事費用に対し助成しているが，所有者は，なお多額の自己負担が必要です。

## 2 自動車排出ガス抑制対策の推進

## 現状•施策

（1）自動車排出ガス測定結果〔環境政策課〕
自動車排出ガスの寄与が大きい二酸化窒素と一酸化炭素について，4 か所（一酸化炭素は3か所）の自動車排出ガス測定局で継続して測定を

行っています。
平成25年度は，二酸化窒素，一酸化炭素とも全ての測定局で環境基準 を達成しています。（図2－2－2－1，図2－2－2－2）

図2－2－2－1 二酸化窒素の98\％値の経年変化


図2－2－2－2－酸化炭素の $2 \%$ 除外値の経年変化

（2）マイカー自粛，公共交通機関の利用促進（再掲）
〔新幹線•総合交通対策課，未来環境推進課〕
長崎都市圏において，ゴールデン・ウィークの交通混雑緩和のためラ ジオによる広報等により，マイカー自粛，公共交通機関の利用促進の啓発に取組みました。

また，ながさき環境県民会議（旧長崎県地球温暖化対策協議会）と合同で，12月に県下一斉ノーマイカー \＆エコドライブウィークを実施しま した。
なお，平成25年度は，前年を上回る393社（者），約41，000人が参加し，約85tの二酸化炭素排出量削減効果が得られました。
（3）エコドライブ普及促進事業（再掲）〔未来環境推進課〕
NPOと協働した「エコドライブ\＆エコカー普及事業」において，県内 のイベント会場の来場者•市町職員等を対象に，ドライビングシミュし ーターを用いたエコドライブ模擬体験講習を実施しました。
（4）エコドライブ（省燃費運転）の推進 〔交通局（県営バス）〕
環境保全，燃料消費量の削減，さらには車内事故防止を目的に，アイ ドリングストップ，惰力運転，穏やかな発進•停車などのエコドライブ を推進し，営業所別•車両別の燃費結果の確認，それを踏まえた乗務員 への研修，個別指導等に取組みました。
（5）環境に配慮したまちづくり（再掲）〔都市計画課〕
ア JR長崎本線連続立体交差事業
鉄道の高架化により複数の踏切が一挙に除却されるため，道路交通の円滑化が図られ，一旦停止や待ち時間のアイドリングが無くな ることで，二酸化炭素の発生量が削減します。
－解消する踏切の数 4箇所（長崎市松山町～尾上町）
（6）交通網の充実 〔道路建設課〕
都市圏における円滑な交通確保のため，渋滞を緩和し，交通に起因す る環境負荷を低減する道路網の充実に取組んでいます。

具体的には，高規格幹線道路•地域高規格道路や環状道路・バイパス の整備により道路ネットワークを充実させ，都市部の通過交通を分散•排除することで，渋滞している地域の交通量を減少させ二酸化炭素の発生を抑制します。

## 課題

○ 自動車排出ガス対策を推進するためには，自動車単体の構造•技術的課題や都市計画，運輸計画を含めた総合的な道路交通体系の整備面からの課題，さらには運転者一人ひとりの意識の問題等多岐に渡って施策を展開す る必要があります。
○マイカー自粛，公共交通機関の利用促進についての啓発を引き続き行う とともに，都市部においては，自家用車から公共交通機関に乗り換えるパ ーク・アンド・ライドや通勤シャトルバスの運行などを検討する必要があ ります。
○ 市街地における車の走行速度は低いままであり，公共事業費が減少した なか，財源確保が課題となっています。
○概ねエコドライブは実施されていますが，バス乗務員等へ趣旨を徹底し て更に実施率を向上させる必要があります。

1 海域，河川，湖沼等の水質保全対策の推進

## 現状•施策

（1）海域，河川，湖沼等の水質保全対策〔環境政策課〕 ア 公共用水域の水質監視状況

都市化•産業化の進展により，清流の枯渇，水質の悪化，地下水の減少等水循環の変化に起因する様々な問題が生じています。

そこで，水質汚濁防止法に基づき，知事は，公共用水域及び地下水 の水質の汚濁状況を常時監視することとされており，毎年作成される測定計画に従って，県，長崎市及び佐世保市等関係機関が公共用水域及び地下水の水質調査を実施しています。

公共用水域については，県内の主要河川•湖沼及び海域の191地点 で調査を実施しました。

県下の公共用水域の環境基準の維持達成状況を把握するための地点 （環境基準点）数は135地点で，河川が55水域57地点，湖沼が1水域2地点，海域が14水域76地点です。
A 河川
生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）のうち，河川 の水質汚濁の状況を，BOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準達成率でみると表2－3－1－1のとおりです。

平成25年度は，類型指定全55水域において環境基準を達成し，達成率は100\％でした。主要河川のBOD75\％値は図2－3－1－2のと おりです。

また，人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）については，全ての測定地点で全項目とも環境基準を達成しています。

表2－3－1－1 河川におけるBODの環境基準達成率

| 年度 | 類型指定水域数 | 環境基準 達成水域数 | 達成率 （\％） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 20 | 55 | 55 | 100.0 |
| 21 | 55 | 55 | 100.0 |
| 22 | 55 | 55 | 100.0 |
| 23 | 55 | 55 | 100.0 |
| 24 | 55 | 54 | 98.2 |
| 25 | 55 | 55 | 100.0 |

注）達成率 $=$ 環境基準達成水域数 $\div$ 類型指定水域数 $\times 100$

図2－3－1－2 平成25年度 主要河川のBOD75\％値


B 湖沼
平成21年度から本明川（調整池）で水質監視を行っています。水質汚濁の状況をCOD（化学的酸素要求量）の環境基準達成率は，1水域2地点とも未達成で，環境基準達成率はO\％でした。2地点の COD75\％値は，それぞれ $9.4 \mathrm{mg} / \mathrm{L}, 9.0 \mathrm{mg} / \mathrm{L}$（環境基準は5mg／L） でした。

また，閉鎖性水域の富栄養化の指標とされている全窒素及び全燐 についても，1水域2地点とも末達成で，環境基準達成率はO \％でし た。
C 海域
海域の水質汚濁の状況をCODの環境基準達成率でみると，表 2－3－1－3のとおり76地点中8地点が未達成で，達成率は89．5 \％， でした。（図2－3－1－4）

閉鎖性の強い大村湾では，昭和51年以降，環境基準を超過した状態が続いています。

なお，大村湾，長崎湾，佐世保湾，伊万里湾及び有明海の5海域 は閉鎖性が強く，赤潮の発生や魚介類への被害を招く富栄養化の防止を図るため，全窒素•全燐について環境基準の類型指定を行い，平成12年度より，その類型指定に基づく測定を実施しています。

海域の全窒素は11水域中1水域で，全燐は11水域中 2 水域で環境基準を達成できませんでした。

なお，人の健康の保護に関する環境基準については，全ての測定地点で全項目とも環境基準を達成しています。

表2－3－1－3 海域におけるCODの環境基準達成率

| 年度 <br> （平成） | 類型指定 <br> 水域 数 | 環境基準 <br> 達成水域数 | 達成率 <br> $\mathrm{a}(\%)$ | 環境基準 <br> 点数 | 環境基漼 <br> 達成地点数 | 達成率 <br> $\mathrm{b}(\%)$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 20 | 14 | 9 | 64.2 | 76 | 57 | 75.0 |
| 21 | 14 | 9 | 64.2 | 76 | 58 | 76.3 |
| 22 | 14 | 9 | 64.2 | 76 | 54 | 71.1 |
| 23 | 14 | 12 | 85.7 | 76 | 67 | 88.2 |
| 24 | 14 | 10 | 71.4 | 76 | 59 | 77.6 |
| 25 | 14 | 12 | 85.7 | 76 | 68 | 89.5 |

注）達成率 $\mathrm{a}=$ 環境基準達成水域数 $\div$ 類型指定水域数 $\times 100$
達成率 $\mathrm{b}=$ 環境基準達成地点数 $\div$ 環境基準点数 $\times 100$
注2）海域の水質の状況については，国は水域数を基本とした達成率で評価しているが，本県では対馬海域，壱岐海域，五島海域，松浦海域，北松海域，西彼海域及び橘湾を含む広い水域が「長崎県沿岸海域」という1水域となり，各水域ごとの水質 の状況が把握しにくいので，環境基準点数を基本とした「達成率 b 」でも評価し ている。

図2－3－1－4 平成25年度 海域のCOD75\％値


个 地下水
地下水については，トリクロロエチレン等の人の健康の保護に関す る項目について，地域の全体的な地下水質の概況を把握するために実施する「概況調査」，概況調査等により新たに発見された汚染につい て，その汚染範囲を確認するために実施する「汚染井戸周辺地区調査」及び汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の状態を継続して監視するために実施する「継続監視調査」に分けて実施しました。

## A 概況調査

長崎市及び佐世保市の2市の計30地点で調査を実施し，超過した地点はありませんでした。

B 污染井戸周辺地区調查
長崎市及び佐世保市の 28 地点で調查を実施しました。
（1）総水銀が及びトリクロロエチレンが，長崎市の1地点で超過しました。
（2）ほう素が，長崎市の1地点で超過しました。

## C 継続監視調查

7市1町の計33地点で調查を実施しました。
（1）砒素が，長崎市の1地点で超過しました。
（2）総水銀及びトリクロロエチレンが，長崎市の1地点で超過 しました。
③ 1，2－ジクロロエチレン及びトリクロロエチレンが，長崎市 の1地点で超過しました。
（4）トリクロロエチレンが，長崎市の1地点で超過しました。
（5）硝酸性窒素及び覀硝酸性窒素が，佐世保市の 2 地点，島原市の7地点，雲仙市の1地点，南島原市の1地点の計 11 地点 で超過しました。
ウ 海水浴場の調查
海水浴場の水質調查は，県下の主要な25海水浴場で，開設前と開設中の 2 回，ふん便性大腸菌群数，油膜の有無，COD，透明度の4項目 について実施し，調查結果は表2－3－1－5のとおりで，不適な海水浴場 はなく，全体として概ね良好な水質を維持していました。

表2－3－1－5 平成25年度海水浴場の水質調查結果

| 水質の区分 |  | 平成25年度 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 開設中 | 開設前 |
| 適 | 水質AA | 22 （88．0\％） | 23 （92．0\％） |
|  | 水質 $A$ | 3 （12．0\％） | 2 （8．0\％） |
| 可 | 水質 B | 0 | 0 |
|  | 水質 C | 0 | 0 |
|  | 適 | 0 | 0 |
|  | 計 | 25 （100\％） | 25 （100\％） |

（2）大村湾水質保全刘策 〔環境政策課〕
大村湾は，南北に約 26 km ，東西に約 11 km ，面積約 $320 \mathrm{~km}^{2}$ ，容積約47億m ${ }^{3}$ の閉鎖性内湾であり，県本土の中央部に位置し，古くから多 くの人々に親しまれています。
大村湾の水質をCODでみると，平成25年度は全湾の平均値が 2．Omg／L（COD75\％値）でした。
近年，水質の改善㑯向が見られますが，湾奥部を中心に依然として環境基準（COD2．Omg／L）を超過する地点が存在しており，継続した水

質保全対策が求められています。
水質汚濁対策としては，「水質汚濁防止法」及び「未来環境条例」に よる工場•事業場排水規制のほか，平成21年3月に策定した「第2期大村湾環境保全•活性化行動計画」に基づき大村湾の環境保全及び水質改善等を推進するため次の取組みを実施しました。

1）下水道の整備等による汚水処理人口普及率の向上
大村湾流域汚水処理人口普及率 91．5\％（平成25年度末）
2）第3期大村湾環境保全•活性化行動計画の策定
3）大村湾底質改善実証試験事業による底質改善の効果検証
4）環境学習•啓発事業

- いさはやエコフェスタへの参加
- 教員等を対象とした環境学習会の開催

5）大村湾貧酸素水塊観測情報の提供
6）大村湾環境ネットワークによる地域連携の拡大
7）大村湾を活かしたまちづくり自治体ネットワークとの連携
8）環境保健研究センターによる事業

- 溶存有機物に関する研究
- アサリ生息場造成効果の検証等

なお，「第2期大村湾環境保全•活性化行動計画」は，平成25年度が終期となっていましたが，計画の目標に掲げる～美しく豊かな大村湾の里海づくり～を更に進めるため，第2期行動計画の検証をを行なった上 で，平成26年度から5年間の計画として「第3期大村湾環境保全•活性化行動計画」を策定しました。

また，水質の環境基準達成を図るため，水質汚濁防止法第3条に基づ く横出し排水規制（県条例改正：平成21年3月31日公布，平成21年10月1日施行）により産業廃棄物最終処分場の排水規制の強化を図ってい ます。

さらに大村湾流域の自治体等により構成する「大村湾をきれいにする会」では，例年，湾内に浮遊するゴミを除去するとともに，大村湾沿岸 の一斉清掃や，「大村湾をきれいにしよう！」キャンペーンによる啓発活動を行っています。
（3）諫早湾干拓調整池の水質保全対策 〔環境政策課〕
諫早湾干拓調整池の水質をCODでみると，平成25年度は平均値が $9.2 \mathrm{mg} /$ Lでした。

水質保全対策として，平成2O年3月に策定した「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」（以下「第2期行動計画」 という。）に基づき，調整池の恒久的な水質保全を図るとともに，新し く生じている水辺環境や生態系を住民とともに守り育み，自然豊かな水

辺空間づくりを推進しています。
なお，第2期行動計画に基づき取組んだ施策は，次のとおりです。
1）下水道の整備等による汚水処理人口普及率の向上
諫早湾干拓調整池流域汚水処理人口普及率 86．2\％
（平成25年度）
2）工場•事業場の排水規制にかかる立入検査•指導業務
3）もみ殻炭によるリン除去能検証
4）関係機関との連携による対策実施
－遊水池からの水質汚濁負荷の調査•解析
また，調整池における水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水規制につ いて，本明川（旧）流域において「上乗せ排水基準」を昭和58年8月に設定していましたが，平成20年4月25日の同河川区域の拡大（本明川 は調整池まで延伸）により，上乗せ排水規制の対象を調整池流域の工場•事業場に拡大させました（平成20年7月28日条例改正）。

さらに，平成21年3月に調整池に直接排水する排水規制項目として新 たにCODの項目を設定する条例改正（平成21年3月24日公布，平成 23年7月29日施行）を行い，調整池流域の工場•事業場には一律排水基準より厳しい規制を設けています。
（4）諫早湾周辺地域環境保全型農業推進事業〔農業経営課，諫早湾干拓課〕
「第2期行動計画」に基づき，土づくりを重視した栽培や減化学肥料，減化学農薬栽培など環境負荷を軽減する環境保全型農業を推進していま す。具体的には，表土や肥料養分等の流出を防止するカバークロップの推進や化学肥料及び化学合成農薬の使用量を通常の5割以上低減する取組にあわせて地球温暖化防止也生物多様性保全に効果のある取組を行う個々の農業者に対する支援（環境保全型農業直接支援対策），有機物を活用した窒素負荷低減対策技術開発のための試験等に取り組みました。
－平成25年度実績
カバークロップ導入面積（諫早湾干拓調整池流域畑地）175ha環境保全型農業直接支援対策面積（平成諫早湾干拓地及び諫早湾干拓調整池周辺農地）

780ha
（5）島原半島地域地下水汚染対策 〔環境政策課，農業経営課，畜産課〕
島原半島では，地下水の硝酸性窒素•亜硝酸性窒素濃度の環境基準 （ $10 \mathrm{mg} / \mathrm{L}$ ）超過率が，県内の他地域に比べて高い傾向にあります。そ こで，硝酸性窒素等による地下水汚染を改善するため，総合的な対策を講じることを目的として，平成23年2月に「第2期島原半島窒素負荷低減計画」を策定しました。

本計画に基づき，関係行政機関と事業者団体が連携してGAPの推進，

環境保全型農業直接支援対策による支援を活用した特別栽培等の推進な ど，環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業の推進を行っています。

また，島原半島内の過剰堆肥を半島外に搬出する取組みを推進するた め，平成23年度から「島原半島良質堆肥広域流通促進事業」を創設し，堆肥調整保管庫や堆肥運搬車•散布車等の施設•機械の整備費に対して補助を行っています。
－平成25年度実績
GAP 取組団体集団数
36団体（島原半島）
特別栽培取組面積
376ha（島原半島）
堆肥ヘルパー組織数
6組織（島原半島）
（6）漁場環境の改善 〔漁港漁場課〕
ア 水産環境整備事業
磯焼け対策の取組において，海藻が着生するコンクリートブロック や自然石など着定基質を設置し，海藻類を移植するための母藻供給基地となる海藻バンクを整備しました。
－海藻バンクの整備：県北，西彼，橘湾
（7）赤潮被害防除技術の研究開発 〔漁政課〕
長崎県における有害赤潮の発生件数は，平成10年以前は年間5件以下 で推移していましたが，平成11年以降は年間13～25件と増加していま す。そこで，有害赤潮による養殖魚のへい死を防ぐために，有害赤潮プ ランクトンの発生が多発する海域や大きな漁業被害を出した海域の調査 を行ない，調査海域で有害赤潮が発生する特性を把握するとともに，有効な防除方法の検討を行いました。

## 課題

○ 環境保全型農業直接支援対策は，化学肥料•化学合成農薬の使用量を通常の5割以上低減する取組みに併せてカバークロップ，堆肥の施用及び有機農業等，地球温暖化防止や生物多様性保全に効果のある取組みを行う個々の農業者に対し支援していますが，平成27年度から制度の一部が見直 されるため農業者への推進が必要です。
○ 河川は近年改善の傾向は見られますが，下水道等の生活排水処理施設の整備の遅れにより，市街地を流れる都市河川や都市周辺で開発が進む地域 を流域に持つ河川等で水質の改善が進まないのが課題です。
○ 湖沼（諫早湾干拓調整池）は，生活排水や干拓地などの面源系からの流入負荷と調整池内の潜在的な汚濁負荷が要因となっており，その対策にか かる事業の推進や，新たな水質浄化対策の構築が大きな課題です。
○海域は，本県の場合，地形的に閉鎖性の強い海域を多く抱えていますが， この閉鎖性海域は海水の交換が悪いことに加え，生活排水等の流入が水質

に大きな影響を与えておりその改善が課題です。
○地下水については，硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が広域的に検出され，一部の地域で環境基準を超過しており，今後の対策が課題となります。
○陸域からの汚濁対策に加えて，今後，藻場の育成など自然が持っている水質浄化能力を活用した湾の直接浄化対策の研究，技術開発が必要です。
○近年大村湾では，夏季に大規模な貧酸素水塊の発生により海洋生物が死滅するなど，海洋環境が大きく変化しています。大村湾の水質•底質改善 に取組むともに，貧酸素水塊発生•発達等のメカニズムを解明し，貧酸素水塊に対する有効な対策を検討するためのデータ収集及び解析を継続して いくことが重要です。
○ 諫早湾干拓調整池や干陸地には渡り鳥の飛来や葦の繁茂など新たな生態系が生じています。これらを住民と守り育む活動を推進し，かつ，調整池 の恒久的な水質保全を図るための施策が必要です。

## 2 生活排水対策の推進

## 現状•施策

（1）生活排水対策の総合的推進 〔環境政策課，水環境対策課〕
近年における公共用水域の水質汚濁の主な原因は，炊事，洗濯，入浴 など私たちの日常生活に伴う生活排水が大きな要因となっています。

生活排水対策を推進するために，下水道整備を促進するほか，地域の実情に応じ農業•漁業集落排水施設，コミュニティ・プラント，浄化槽等の各種生活排水処理施設の整備を推進するとともに，各家庭からの汚濁負荷を削減するため住民意識の啓発，住民による実践活動の推進等の対策を実施しています。（表2－3－2－1）

表2－3－2－1 平成25年度末生活排水処理施設整備状況

| 処理施設名 | 処理施設別人口内訳（万人） |  |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 長 崎 県 | 全 国 |
| 下 水 道 | 85 （78．0\％） | 9，714（86．6\％） |
| 農業•漁業集落排水等 | 5 （4．6\％） | 356 （3．2\％） |
| 浄 化 槽 | 18 （16．9\％） | 1，121（10．0\％） |
| コミュニティ・プラント | 1 （0．5\％） | 25 （0．2\％） |
| 計 | 109 | 11，216 |
| 総 人 | 142 | 12，619 |
| 汚水処理人口普及率 | 77．2\％ | 88．9\％ |

注 1 ）（ ）内は，整備人口の総計に対する各施設の整備人口の割合。
なお，処理施設別人口は四捨五入のため，集計が合わないところもあります。
（2）：全国の状況は，福島県を除いた値。

## （2）汚水処理施設整備の推進 〔水環境対策課〕

市街地，農山漁村等を含めた市町村全域で効率的に汚水処理施設の整備を推進するためには，各種汚水処理施設の有する特性や経済性を勘案 した効率的かつ適正な整備手法の選定を行うことが必要です。
本県では，市町と連携して平成17年12月に汚水処理の展望について示した「長崎県汚水処理構想」を策定，平成23年度には見直しを行い，「長崎県汚水処理構想2012」を策定しました。
また，汚水処理施設の普及を図るため，市町が新規に着手する汚水処理施設に対し，引続き財政的支援を行うよう「長崎県汚水処理総合交付金制度」を策定しました。
（3）生活排水対策重点地域 〔環境政策課〕
諫果湾流域，有明海及び綗湾流域の生活排水対策重点地域指定を受け た市が行う生活排水対策啓発事業に技術支援，財政支援を行っています。
重点地域に指定された市町は，自ら策定した「生活排水対策推進計画」 に基づき，下水道や浄化槽等の整備を図り，あわせて住民に対し家庭排水の汚濁対策を啓発，実践しています。
（4）下水道 〔水環境対策課〕
「長崎県汚水処理構想2012」に基づいた下水道事業を実施すること としています。
平成25年度末現在

- 普及率 $60.2 \%$
- 事業実施市町 9市6町
- 供用開始済み市町 9市7町
（5）農業集落排水事業の整備 〔水環境対策課〕
「長崎県汚水処理構想2012」に基づき，農業集落地域の約4万人を対象として，農業集落排水事業を実施することとしています。
平成25年度は，西海市の西海地区において，農業集落排水施設の更新 を行うため，機能診断調查を委託しました。
（6）漁村の集落排水施設整備（下水道）〔漁港漁場課〕
「長崎県汚水処理構想2012」において，漁業集落排水事業を実施す ることとしています。
平成25年度は，引き続き芦辺漁港及び有喜漁港において集落排水施設等の整備を実施しました。


## （7）浄化槽の整備 〔水環境対策課〕

ア 浄化槽の適正な維持管理に関する指導の徹底
浄化槽の管理者による適正な維持管理の実施，浄化槽保守点検業者 の登録，（一財）長崎県浄化槽協会による法定検査の適正実施等，「浄化槽法」に基づく浄化槽の設置•保守点検等の適正な運用を図り，生活環境や海，川などの水質環境の保全に努めています。
1 浄化槽の設置の推進
本県では，生活雑排水による公共用水域の汚濁等の生活環境の悪化 に対処するため，浄化槽の設置及び整備の推進しています。

浄化槽の設置状況は，表2－3－2－2のとおり，その設置基数は年々増加しており，平成25年度は前年度より1，942基増加し，総数で52，741基（前年比 $3.8 \%$ 増）となりました。
A 浄化槽設置整備事業（個人設置型）
浄化槽設置に対する補助制度は，昭和60年度から，閉鎖性水域で ある大村湾流域を対象にスタートし，平成3年度からは，補助対象 を県下全域に拡大しています。

平成25年度は，国庫補助と県費補助をうけて19市町が整備事業 を実施し，1，919基が整備されました。
B 浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）
平成6年度に市町村が設置主体となって浄化槽の整備•管理を行 う浄化槽市町村整備推進事業が国において創設され，本県では平成 14年度から事業が実施されています。

平成25年度は県内2市町において，17基の浄化槽が整備されま した。

表2－3－2－2 各年度別浄化槽設置基数（基，\％）

|  |  | 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| みなし | 基 数 | 20，489 | 19，773 | 18，895 | 17，365 | 16，552 | 16，237 | 15，854 |
| 浄化槽 | 構成比 | （32．0） | （30．4） | （28．7） | （26．7） | （25．2） | （24．2） | （23．1） |
| 浄化槽 | 基 数 | 43，612 | 45，200 | 46，908 | 47，573 | 49，058 | 50，799 | 52，741 |
|  | 構成比 | （68．0） | （69．6） | （71．3） | （73．3） | （74．8） | （75．8） | （76．9） |
|  | 計 | 64，101 | 64，973 | 65，803 | 64，938 | 65，610 | 67，036 | 68，595 |

※みなし浄化槽：し尿のみを処理する浄化槽で平成13年4月1日以降の新設は禁止されている。
（8）長崎県汚水処理施設整備促進交付金 〔水環境対策課〕
平成25年度までに公共下水道事業，農業•漁業集落排水事業，コミュ ニティプラント事業，浄化槽市町村整備推進事業を新規着手する財政力 の弱い市町，離島地域若しくは生活排水対策重点地域にある市町に対し，事業着手より6年間，事業費に対し最大15\％の助成を行っています。（有喜•松里地区漁業集落排水事業（諫早市）H25～28 交付率5\％）
（9）諫早湾干拓事業関連水質保全緊急対策資金利子助成事業
〔諫早湾干拓課〕
諫早湾干拓調整地の水質保全対策のひとつとして，流域における農業集落排水施設への接続を促進することにより，調整池の水質保全を図る ため，接続に伴う宅内配管工事費用等の借入資金に対する利子助成を行 いました。（市が行う利子助成に対し，県がその1／2を助成）

平成25年度実績 7千円

## 課題

○ 生活排水の処理率を高めるためには，地域住民の生活排水対策への理解 と協力のもと，下水道や農業•漁業集落排水処理施設，浄化槽等の一層の普及促進が重要です。
○汚水処理施設の整備は全国と比較すると遅れており，水環境保全のため にも整備を進める必要がありますが，未実施の所は離島地域や半島地域で財政力の弱い市町が多く，なかなか整備速度が上がらない状況です。
○ 浄化槽の設置を計画的に進めていくためには，市町が設置•管理を行う浄化槽市町村整備推進事業を推進する必要があります。
○ 漁村については，依然，都市部との格差は大きく，今後，さらなる整備促進が必要です。
○本県の農業集落排水事業は，水質保全を図る必要がある大村湾や諌早湾干拓調整池などの閉鎖性水域周辺を中心に進めています。今後は，離島地域を含めた県下全域での整備を進めていく必要があります。

3 工場•事業場等排水対策の推進

## 現状•施策

（1）工場•事業場の監視状況〔環境政策課〕
水質汚濁防止法及び長崎県未来環境条例に基づき，工場•事業場に立入検査を実施し，排水基準の遵守状況等を確認するとともに，排水基準 に違反し又は違反する恐れのある事業場については，改善の指導及び勧告，さらには改善命令等の行政措置を行っています。

平成25年度は，法に規定する特定事業場において，45件の改善指導 を行い，改善勧告を 1 件行いました。

また，長期にわたり環境基準を達成できない閉鎖性海域である大村湾流域等の工場•事業場については，条例に基づき法令よりも厳しい上乗 せ排水基準や横出し排水基準を適用する指定施設に指定して，水質汚濁防止の強化を図っています。

さらに，有害物質については，県下の取扱い事業場の立入検査を実施 しています。
保管状況や排水等の処理状況を調査し，河川や地下水汚染の未然防止 のため，監視•指導を行っています。
平成25年度における特定事業場及び指定施設への監視指導状況は表2 －3－3－1のとおりです。

表2－3－3－1 特定事業場•指定施設設置事業場等の立入検査実施状況（平成25年度）

| 種別 | 事業場数 | 排水基準適用事業場数 | $\begin{aligned} & \text { 立入検查 } \\ & \text { 件 数 } \end{aligned}$ | $\begin{array}{\|l\|l\|} \hline \text { 改善指導 } \\ \text { 牛 } & \text { 数 } \end{array}$ | $\begin{array}{\|l\|l\|} \hline \text { 改善勧告 } \\ \text { 件 } & \text { 数 } \end{array}$ | $\begin{array}{\|l\|l\|} \hline \text { 改善命令 } \\ \text { 件 } & \text { 数 } \end{array}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 特 定 事業場 | 6，281 | 519 | 990 | 45 | 1 | 0 |
| 指定施設設置事業場 | 674 | 57 | 198 | 3 | O | 0 |

## 課題

○県内に多数ある対象事業場において，法で規定されている排水基準等の遵守が徹底されるよう，効率的で効果的な事業場監視の実施が課題です。

## 4 水の循環利用

## 現状•施策

（1）雨水•再生水の利用 〔水環境対策課〕
水の循環利用とは，雨水や再生水を利用して，工場，ビル，住宅やこ れら施設が集まった一定の地域において，飲用に供する水までの水質を要しない雑用水として，トイレ洗浄水，樹木への散水，洗車等に利用す ることをいいます。
県では，雨水，再生水の利用施設について，公用または公共用の建築物には積極的に導入を図るとともに，市町や民間施設，個人住宅等にお いても導入を進めるよう，「雨水利用のすすめ」，「再生水利用のすす め」の啓発用冊子などにより，市町等への啓発に努めています。

## （2）水源地域整備事業 〔森林整備室〕

水資源に乏しい本県において，県土の60\％を占める森林は良質な水の供給源であり，水を育む緑のダムとして重要です。

近年の森林生産活動の長期的停滞により，水資源のかん養等，公益的機能の低下した森林が増加しており，水資源確保上重要な水源森林の整備を図り，森林の持つ水源かん養機能の高度化，及び良好な森林水環境 の形成を図ります。
－平成25年度水資源地域整備事業実施 4 か所
（3）環境保全林緊急整備 〔森林整備室〕
市町が公益的に重要と位置付ける森林やながさき水源の森，保安林等 のうち，荒廃した人工林を「ながさき森林環境税」を活用し整備を推進 しました。
－平成25年度環境保全林緊急整備事業実施 304ha
暦題
○ 新たに建設される公共用建築物には，雨水利用設備等の導入が図られて いますが，民間施設，家庭への導入については，今後市町と連携し促進し ていきます。
○ 荒廃した森林の整備を図るとともに，木村を積極的に利用することで，森林所有者の林業に対する意欲の向上を図り，併せて，上流域の森林の重要性について広く理解を得る必要があります。

第4節 土壌•地盤環境の保全

## 1 土壌環境の保全

## 現状•施策

（1）土壌污染の現状 〔環境政策課〕
土壌汚染は地下水汚染と密接に関連し，地下水を生活用水や飲用水と して利用している地域では，生活環境や健康被害に直結した大きな問題 となります。
本県では，現在，大規模な土壌汚染は発生していませんが，これまで に，次の（2）のとおり，対馬佐須地区で農用地汚染が確認され，土地改良が行われました。

一方，健康被害対策については，昭和41年から佐須地区住民に対して住民健康調査を実施し，昭和43年以降は国が示した健康調査方式に基づ き住民健康調査を実施しました。
昭和52年から平成11年度まで，要経過観察者に対する健康調査を県 の事業として，延べ8，023人（要観察地域6，892人，対照地域1，131人）の住民健康調査を実施しました。
（2）対馬における農用地のカドミウム汚染の現状と対策 〔農業経営課〕
昭和4O年代後半に対馬市厳原町の佐須地区では，長年の鉱業活動に伴 う重金属による農用地の汚染が確認され，55．05haが「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき，農用地土壌汚染対策地域に指定され ました。

鉱害防止工事は昭和48年から実施され，昭和55年に完了しました。 また，汚染が確認された農用地では，昭和59年から62年にかけて，県営の公害防除特別土地改良事業が実施されました。

対策地域は，4回に分け，昭和59年から昭和62年までに全地域で指定解除されています。指定解除から平成24年まで定点調査を実施してき ましたが，基準を超えることがなかったことから平成24年度で調査を終了しました。
（3）土壌汚染の実態把握•研究調査 〔環境政策課〕
地下水モニタリング体制の充実等により土壌汚染の実態把握に努める とともに，「ダイオキシン類特別措置法」に基づき，ダイオキシン類に よる土壌汚染の実態を把握するための環境監視を実施しています。

[^0]（4）土壌汚染対策法への対応〔環境政策課〕
平成15年に，土壌汚染の状況の把握，土壌汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壌汚染対策を実施することを内容とする「土壌汚染対策法」が施行されて以来，土壌汚染に対する関心は高まり，
（1）法律に基づかない土壌汚染の発見の増加
（2）汚染土壌を掘り出す掘削除去に偏重
（3）汚染土壌の不適正処理
といった課題が明らかになり，これらの課題の解決を目的として，平成22年4月から，改正された土壌汚染対策法が施行されました。
一定規模以上の形質変更（切土也盛土）を行う土地に土壌汚染のおそ れがある場合や有害物質使用特定施設を廃止する場合，土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがあると認める場合には，当該土地所有者 は土壌調査を実施し，県知事へ報告することになっています。土壌調査 で指定基準を超える有害物質が判明した場合，県知事はその土地に関し て区域を指定し，汚染土壌の除去等の措置を講じることを指示すること になっています。

本県（長崎市，佐世保市を含む）においては，汚染の除去等が必要な，要措置区域が2か所，土地の形質変更を行う際に届出が必要な，形質変更時要届出区域が13か所指定されています。今後も，同法に基づき土壌汚染対策に取組んでいきます。

## （5）農業生産と環境対策 〔農業経営課〕

ア 環境保全型農業の推進
農業は食糧の供給の機能のほか，国土の保全や環境の保全といった多面的機能を有しています。平成11年7月「食料•農業•農村基本法」が制定され，その理念及び施策の中で，農業の持続的な発展のためには，農業の自然循環機能の維持増進が重要とされました。関連法律として「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」（持続農業法）が制定されました。

また，平成17年3月に閣議決定された新たな食料•農業•農村基本計画において，農業生産の全体の在り方を環境保全に貢献する営みに転換していくことが示されました。

本県では，「長崎県環境保全型農業推進基本方針」（平成6年3月）及び長崎県持続性の高い農業生産方式の推進方針（平成12年4月）を策定 し，現行農業技術を評価した上で，有機質資源の有効利用による土づく りを基本とし，化学肥料•農薬の適正使用により，土壌，地下水等の自然•農業生産環境の保全を推進してきました。
个 農業生産工程管理（GAP）の推進
環境保全，農産物の安全性の向上及び農業従事者等の健康維持•増

進を図るため，農産物の安全性の確保，環境保全等のために農業者の最低限守るべき事柄を示し，農業生産における様々なリスクを低減す る取組みであるGAPを推進しました。
－平成25年度実績

## GAP取組集団数：123集団

## 課題

○ 現在，県内で大規模な土壌汚染は発生していませんが，一部の地域でテ トラクロロエチレン等有機塩素化合物や硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の地下水汚染が確認されています。
○ 本県では平成12年4月に「持続農業法」に基づいて「長崎県持続性の高い農業生産の導入に関する指針」を策定しました。持続性の高い農業生産方式 （土作り，化学肥料低減技術及び化学農薬低減技術を一体的に行う）の導入を する農業者を，「持続農業法」に基づきエコファーマーとして認定を推進しま す。
○ 一定規模以上の土地の形質変更を行う際の事前届出や，汚染土壌を拡散 させないことで健康リスクを低減させるといった，改正土壌汚染対策法の制度及び趣旨の周知が課題です。
○ GAPの取組みを指導する指導員の養成を図りながらGAPの取組みを引き続き推進するとともに，環境に対する意識や環境保全型農業技術の向上を図る必要があります。

2 地盤環境の保全 〔環境政策課，水環境対策課〕

現状•施策

諫早市の沖積層からなる地域では，地下水の汲み上げにより地盤沈下 が発生した地区がみられます。

現在，地盤沈下の進行は確認されていませんが，当該地域では，水道用水，農業用水，工業用水等地下水の利用が継続されており，諫早市の地下水位調査結果を注意深く見守るとともに，必要に応じ代替用水の確保を推進します。

第5節 騒音•振動•悪臭対策の推進

## 1 騒音対策の推進

## 現状•施策

（1）騒音の現況〔環境政策課〕

## ア 騒音苦情

本県における平成25年度の公害苦情件数は828件でした。そのう ち悪臭が159件で最も多く，ほかは大気汚染（134件），水質汚濁（99件），騒音（113件），振動（3件），土壌汚染（5件）などです。

騒音苦情は全体の公害苦情件数の約14\％を占めており，発生源別に みると工事•建設作業に係るものが最も多く，次いで多いのが産業用機械作動に係る騒音苦情です。（表2－5－1－1，表2－5－1－2）

表2－5－1－1 年度別公害苦情件数

| 年度 | H 18 | H 19 | H 2 O | H 21 | H 22 | H 23 | H 24 | H 25 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 件数 | 1,055 | 832 | 946 | 1,083 | 994 | 931 | 963 | 828 |

表2－5－1－2 年度別騒音苦情件数

| 年度 | H 18 | H 19 | H 2 O | H 21 | H 22 | H 23 | H 24 | H 25 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 件数 | 133 | 128 | 128 | 107 | 114 | 95 | 130 | 113 |

イ 環境騒音
静かで快適な生活環境を保全し創造していくためには，まず，環境騒音の状況を適切に把握し，改善対策の指標とすることが大切です。

国は，人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで「維持されるこ とが望ましい基準」（環境基準）を定めています。騒音にかかる環境基準は，地域の類型及び時間の区分ごとに定められ，各類型を当ては める地域は，都道府県知事（市の区域内は市長）が指定することとな っています。県内は，13市7町で，地域の類型指定を行っています。

表2－5－1－3 騒音にかかる環境基準（環境庁告示第64号）

| 地域の類型 |  | 昼間の基準値 | 夜間の基準値 |
| :---: | :--- | :--- | :--- |
| AA類型 | 療養施設，社会福祉施設等が集合して設置 <br> される地域など特に静穏を要する地域 | 50 デシベル | 40 デシベル |
| A類型 | 専ら住居の用に供される地域 | $55 テ ゙ シ ヘ ゙ ル ~$ | $45 テ ゙ シ ヘ ゙ ル ~$ |
| B類型 | 主として住居の用に供される地域 | $55 テ ゙ シ ヘ ゙ ル ~$ | 45 デシベル |
| C類型 | 相当数の住居と併せて商業，工業等の用に <br> 供される地域 | $60 テ ゙ シ ヘ ゙ ル ~$ | 40 デシベル |

平成25年度は，5市2町において，環境監視のための測定点175地点で環境騒音定点調査を実施しました。（表2－5－1－4）

表2－5－1－4 環境騒音定点調査結果（平成25年度）

| 市 町 | 区分 | 測 定地点数 | 適合地点数 |  |  | 適合率（\％） |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 2時間帯 | 昼間 | 夜間 | 2時間帯 | 昼間 | 夜間 |
| 長崎市 | A 類型 | 15 | 13 | 15 | 13 | 87 | 100 | 87 |
|  | B 類型 | 19 | 15 | 18 | 15 | 79 | 95 | 79 |
|  | C 類型 | 16 | 13 | 16 | 13 | 81 | 100 | 81 |
| 佐世保市 | A 類型 | 16 | 16 | 16 | 16 | 100 | 100 | 100 |
|  | B 類型 | 9 | 9 | 9 | 9 | 100 | 100 | 100 |
|  | C 類型 | 18 | 16 | 16 | 16 | 89 | 89 | 89 |
| 島原市 | A 類型 | 2 | 2 | 2 | 2 | 100 | 100 | 100 |
|  | B 類型 | 2 | 2 | 2 | 2 | 100 | 100 | 100 |
|  | C 類型 | 3 | 3 | 3 | 3 | 100 | 100 | 100 |
| 諫早市 | A 類型 | 8 | 8 | 8 | 8 | 100 | 100 | 100 |
|  | B 類型 | 9 | 9 | 9 | 9 | 100 | 100 | 100 |
|  | C 類型 | 2 | 2 | 2 | 2 | 100 | 100 | 100 |
| 大村市 | A 類型 | 9 | 7 | 8 | 7 | 78 | 89 | 78 |
|  | B 類型 | 9 | 4 | 6 | 6 | 44 | 67 | 67 |
|  | C 類型 | 10 | 10 | 10 | 10 | 100 | 100 | 100 |
| 長与町 | A 類型 | 7 | 7 | 7 | 7 | 100 | 100 | 100 |
|  | B 類型 | 2 | 2 | 2 | 2 | 100 | 100 | 100 |
|  | C 類型 | 3 | 3 | 3 | 3 | 100 | 100 | 100 |
| 時津町 | A 類型 | 7 | 5 | 7 | 5 | 71 | 100 | 71 |
|  | B 類型 | 7 | 6 | 6 | 7 | 86 | 86 | 100 |
|  | C 類型 | 2 | 2 | 2 | 2 | 100 | 100 | 100 |
| 合計 | A 類型 | 64 | 58 | 63 | 58 | 91 | 98 | 91 |
|  | B 類型 | 57 | 47 | 52 | 50 | 82 | 91 | 88 |
|  | C 類型 | 54 | 49 | 52 | 49 | 91 | 96 | 91 |
|  | 合計 | 175 | 154 | 167 | 157 | 88 | 95 | 90 |

## ウ 自動車騒音

本県の自動車保有台数は，平成25年度末で91万台となっています。従来から本県の道路事情は悪く，特に長崎市及び佐世保市は平坦地に乏しく，中心部へ向かう幹線道路が少なく狭いため，朝夕のピーク時 には相当な交通渋滞を引き起こしています。
A 自動車騒音（環境基準関係）
県内2区間について面的評価を行った結果，昼間•夜間ともに環境基準を達成した住居等の割合は91．0\％でした。（表2－5－1－5）

表2－5－1－5 自動車騒音面的評価結果（平成25年度）

| NO | 観測地点名 | 路線名 | 環境基準達成率 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 昼間 | 夜間 | 昼夜 |
| 1 | 西彼杵郡時津町元村郷 | 一般国道 206 号 | 75.4 | 78.4 | 75.4 |
| 2 | 西彼杵郡時津町浦郷 | 一般国道 207 号 | 96.2 | 96.2 | 96.2 |

## B 自動車騒音（要請限度関係）

平成25年度は要請限度騒音測定について，県内6市2町の主要幹線道路を中心とした59地点で，調査を実施しました。（表2－5－1－6）調査結果の評価を行った59地点について，要請限度（騒音規制法第17条第1項の自動車騒音の限度）の超過状況をみると，昼間•夜間の2時間帯のいずれも要請限度を超過している測定地点はありま せんでした。（表2－5－1－7）

表2－5－1－6 自動車騒音市町別地点数

| 市町名 | 測 定地点数 | 要請限度区域区分 |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 2 時間帯の <br> 全てが以下 |  | 昼間のみ超過 |  | 夜間のみ超過 |  | 2 時間帯の <br> 全てが超過 |  |
|  |  | 地点数 | \％ | 地点数 | \％ | 地点数 | \％ | 地点数 | \％ |
| 長崎市 | 13 | 13 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 佐世保市 | 16 | 16 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 諫早市 | 14 | 14 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 大村市 | 7 | 7 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 松浦市 | 6 | 6 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 長与町 | 2 | 2 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 時津町 | 1 | 1 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 59 | 59 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

表2－5－1－7 自動車騒音区域区分要請限度超過状況

| 区域区分 | 地点数 | 要請限度超過状況 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 時間帯別 | 地点 | \％ |
| a区域 | 5 | 2 時間帯ともに要請限度以下 | 5 | 100 |
|  |  | 亘間のみ要請限度超過 | 0 | 0 |
|  |  | 夜間のみ要請限度超過 | 0 | 0 |
|  |  | 2時間帯ともに要請限度超過 | 0 | 0 |
| b区域 | 19 | 2 時間帯ともに要請限度以下 | 19 | 100 |
|  |  | 昼間のみ要請限度超過 | 0 | 0 |
|  |  | 夜間のみ要請限度超過 | 0 | 0 |
|  |  | 2時間帯ともに要請限度超過 | 0 | 0 |
| c区域 | 35 | 2 時間帯ともに要請限度以下 | 35 | 100 |
|  |  | 亘間のみ要請限度超過 | 0 | 0 |
|  |  | 夜間のみ要請限度超過 | 0 | 0 |
|  |  | 2時間帯ともに要請限度超過 | 0 | 0 |


| 計 | 59 | 2時間帯ともに要請限度以下 | 59 | 100 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 亘間のみ要請限度超過 | 0 | 0 |
|  |  | 夜間のみ要請限度超過 | 0 | 0 |
|  |  | 2時間帯ともに要請限度超過 | 0 | 0 |
| a区域：専ら住居の用に供される区域 |  |  |  |  |
| b区域：主として住居の用に供される区域 |  |  |  |  |
| c区域：相当数の住居と併せて商業，工業等の用に供される区域 |  |  |  |  |

## 工 航空機騒音

長崎空港には，本土側のA滑走路（旧大村空港），海上のB滑走路 の2本の滑走路があります。

昭和50年5月のB滑走路供用開始後は，民間の定期航空路としての航空機の離発着はすべてB滑走路において行われています。また，大型機等による訓練及び審査のための練習飛行も実施されています。

A滑走路は，海上自衛隊，県警本部，県防災航空センター（防災航空隊）のヘリコプター及び民間小型機の離発着に利用されています。

国内路線は，平成25年9月1日現在，9路線38便が運航されていま す。その他に国際線として週2便の上海定期便，ソウル定期便も運航 されており，平成25年度の着陸回数は15，591回（1日あたり43便） でした。

平成21年度以降の空輸実績は図2－5－1－8に示すとおりであり，平成25年度は，国内線乗客数は約2，769千人，貨物量は約12，961ト ンと増加傾向を示しています。

また，チャーター機，経由機を含む国際線乗客数は約4万3千人，貨物量は約245トンと増加しました。

図2－5－1－8 乗客及び貨物空輸実績
A 乗客

（県新幹線•総合交通対策課調べ）

B 貨物

$\square$ 国内線貨物（トン）一ー 国際線貨物（トン）
（県新幹線•総合交通対策課調べ）

長崎空港のB滑走路は，大村市の陸域部から西方約 1 km ，また，着陸コースに当たる諌早市の陸域部からは北方約 11 km の海で隔てら れた大村湾上に位置しており，航空機騒音対策上は他の空港に比較 し恵まれた条件下にあります。

B滑走路周辺地域における航空機騒音の測定監視は，諌早市，大村市と県が共同して，海上空港開設の昭和50年から実施しています。

平成25年度の測定結果は，測定した10地点で41～49dbの範囲 にあり，すべての地点において環境基準を満足しています。

また，昭和59年度から測定を行っているA滑走路周辺地域につい ては，平成25年度は，6地点の測定地点のうち，1地点で環境基準 を超過し，今後の動向に注目する必要があります。
（2）騒音防止対策 〔環境政策課〕
本県における騒音の規制は，昭和33年7月に施行された長崎県騒音防止条例に始まりますが，昭和43年に騒音規制法が制定されたのに伴って昭和44年に条例の全面改正を行い長崎県公害防止条例となり，その後平成2O年3月に未来環境条例として統合され現在に至っています。

県条例では，法の適用を受けない4種類の施設（冷凍機，クーリング タワー，板金•製缶作業場，鉄骨•橋梁作業場）を「指定施設」として届出及び規制の対象としているほか，指定施設以外のもの，深夜騒音及 び拡声機放送等についても騒音規制を実施しています。

また，「カラオケ」に代表される音響機器等による深夜営業騒音に対 しては，昭和57年3月，条例改正を行い規制対象としました。
なお，騒音規制事務は市町村の自治事務とされていますので，市町村長が事業者に対して，特定工場等及び特定建設作業から発生する騒音の規制基準の遵守及び周辺の生活環境を損なわないよう行政指導を行なう

こととなっています。
自動車，航空機，鉄道等の交通騒音対策は，発生源対策のみでは難し い面が多く，今後は，道路構造の検討，土地利用の適正化等を含めた総合的な施策の推進が必要です。

また，生活様式の変化，人口の集中化等による近隣騒音問題は多様化 し，しかも増加する傾向にあることから，住民の啓発を含めたきめ細か な対応が必要です。

## ア 騒音に係る環境基準の類型指定

騒音に係る環境基準の類型指定に関する事務は，航空機及び新幹線鉄道に係るものを除き，平成24年4月1日より一般市へ権限が移譲さ れ，市の区域内は市長が指定を実施しています。県では，平成25年4月1日現在で 7 町を指定しています（表2－5－1－11）。

なお，航空機騒音については，長崎空港周辺の大村市，諌早市の2市について，航空機騒音に係る環境基準の類型指定を昭和58年6月1日に行っています。

表2－5－1－11 騒音に係る環境基準の類型指定状況

| 告示年月日 | 告示番号 | 施行日 | 地域指定の実施市町 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 平成24年3月16日 | 第294号 | 4月1日 | 長与町，時津町，東彼杵町，川棚町，波佐見 <br> （町，佐々町，新上五島町（合計7町） |

1 騒音規制地域
騒音規制法に基づく騒音規制地域については，地域指定に関する事務が平成24年4月1日より一般市へ権限が移譲されたため，市の区域内は市長が指定を実施しています。県では平成25年4月1日現在で 7町を指定しています（表2－5－1－12）。

地域指定については，都市計画の用途地域を基本とし，町長の意見 を聞き，第1種区域から第4種区域までの区分指定を行っていますが，土地利用の変化等により規制地域の見直しの必要性が生じてきた場合 には，規制地域の指定変更を行っています。

表2－5－1－12 騒音規制法に基づく騒音規制地域の指定状況

| 告示年月日 | 告示番号 | 施行日 | 地域指定の実施市町 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 平成24年3月16日 | 第294号 | 4月1日 | 長与町，時津町，東彼杵町，川棚町，波佐見 <br> 町，佐々町，新上五島町（合計7町） |

ウ 規制対象施設
騒音規制法では，工場•事業場に設置されている施設のうち，特に騒音の発生が著しい施設については11種類を「特定施設」として，建設作業については8種類を「特定建設作業」として定め，規制の対象

## としています。

また，特定施設以外で規制が必要なものについては，「長崎県未来 につながる環境を守り育てる条例」により 4 種類を指定施設として規制の対象としています。

本県における特定施設等の平成25年度末の設置状況は，表 2－5－1－13，2－5－1－14に示すとおりですが，特定施設としては空気圧縮機等が，指定施設としては冷凍機やクーリングタワーが多く設置 されています。また，特定建設作業の届出状況は表2－5－1－15に示す とおりです。

表2－5－1－13 法に基づく騒音に係る特定施設の設置状況（平成26年3月末現在）

| 施設の種類 | 特定工場等総数 | 特定施設数 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 金属加工機械 | 164 | 647 |
| 2 空気圧縮機及び送風機 | 545 | 3， 311 |
| 3 土石用破砕機等 | 23 | 180 |
| 4 織 機 | 2 | 51 |
| 5 建設用資材製造機械 | 38 | 56 |
| 6 款物用製粉機 | 4 | 5 |
| 7 木材加工機械 | 64 | 178 |
| 8 抄 紙 機 | 2 | 11 |
| 9 印刷機械 | 71 | 392 |
| 1 O 合成樹脂用射出成形機 | 2 | 8 |
| 11 鋳型造型機 | 3 | 9 |
| 計 | 918 | 4， 848 |

注）2種類以上の特定施設が設置されている特定工場等については，主要な特定施設の欄のみに計上しています。

表2－5－1－14 県条例に基づく騒音に係る指定施設の設置状況
（平成26年3月末現在）

| 施設の種類 | 工場等総数 | 特定施設数 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 冷 凍 機 | 524 | 2，534 |
| 2 クーリングタワー | 305 | 1， 317 |
| 3 板金•製缶作業場 | 281 | 292 |
| 4 鉄骨•橋梁の作業場 | 34 | 36 |
| 計 | 1， 144 | 4， 179 |

表2－5－1－15 法に基づく騒音に係る特定建設作業の届出状況
（平成26年3月末現在）

| 作業の種類 | 届出件数 |
| :---: | ---: |
| 1 くい打機等を使用する作業 | 61 |
| 2 びょう打機を使用する作業 | 0 |
| 3 さく岩機を使用する作業 | 534 |
| 4 空気圧縮機を使用する作業 | 51 |


| 5 コンクリートプラント等を設けて行う作業 | 1 |
| ---: | ---: |
| 6 バックホウを使用する作業 | 102 |
| 7 トラクターショベルを使用する作業 | 2 |
| 8 ブルドーザーを使用する作業 | 7 |
| 計 | 758 |

## 工 規制基準等

特定施設を設置する工場•事業場及び特定建設作業から発生する騒音については，騒音規制法に規制基準（音量基準及び特定建設作業に ついては作業時間等の規制が加わる）が定められており，また，「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」で定める指定施設につい ても規制基準（音量基準）が定められ，さらに拡声機放送•深夜騒音 の制限等が定められています。

## 才 深夜営業騒音の規制

飲食店等における営業騒音については，「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」により，騒音規制地域内の主に住居系区域にお いて営業する飲食店等（対象業種指定）を対象に，深夜（23時～6時） のカラオケ等の音響機器の使用が制限されています。

規制の主な内容は，図2－5－1－16のとおりです。

図2－5－1－16 深夜営業騒音の規制


| （規制を受ける区域） |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 騒音規制区域のうち，第1種規制区域，第2種規制区域の全 |  |  |  |  |
| 長の意見を聞いて知事が定めるー部の区域 |  |  |  |  |
| （対象となる営業） |  |  |  |  |
| 食品衛生法に規定する飲食店営業及び喫茶店営業のうち客席 |  |  |  |  |
| －食堂 | －料理店 | －す儿屋 | －旅 館 |  |
| －スナック | －バー | －キャバレー | －喫茶店 |  |

（使用の制限を受ける音響機器）

- カラオケ装置 •音響再生装置 •楽器－拡声装置
- 有線放送受信装置


## 力 道路交通騒音対策

発生源対策として，全ての自動車及び原動機付自転車について，自動車騒音規制が実施されています。

新車に対しては，定常走行騒音，排気騒音，市街地を走行する際に

発生する最大の騒音である加速騒音について規制が行われ，使用過程車に対しても定常走行騒音，近接排気騒音についての規制が行われて います。さらに，これらの規制の実効をあげるために，自動車騒音に ついての新規検査，継続検査等が行われ，また，街頭における整備不良車両に対する検査等が実施されています。

なお，市町長は，騒音しベルが一定の限度をこえ，生活環境が著し く損なわれていると認めるときは，公安委員会に対して，道路交通法 の規定による措置をとるべきことを要請し，また，必要があると認め るときは，当該道路部分の構造の改善等に関し，道路管理者等に対し て意見を述べることができます。

幹線道路については，騒音の環境基準値昼間70デシベル夜間65デ シベルをこえる地域では，沿道の土地利用を勘案して，必要がある場合は低騒音舗装を施工して，沿道環境対策を行っています。
キ 総合的施策の推進
住民の生活環境を騒音から保全するためには，以上に掲げた対策の ほかに，騒音発生施設と住居との分離等による土地利用の適正化，騒音防止技術等の開発，騒音防止施設の設置や施設改善の促進，交通騒音に対する総合的施策の推進，監視測定体制の整備，近隣騒音防止の ための住民に対する啓発等，種々の対応が必要です。なお，道路交通騒音対策の体系図を図2－5－1－17に示します。

図2－5－1－17 道路交通騒音対策の体系図

＜備考＞その他の対策としては，（1）道路の新設，改造にあたっての環境影響評価の実施，（2）監視測定体制の充実強化，（3）騒音防止技術の開発研究の推進，（4）新交通システム開発，（5）自動車使用適正化のための啓発活動等があります。

## 課題

○ 発生源と住居との分離等による土地利用の適正化，防止技術の開発と防止施設の整備•改善の促進，交通騒音に対する総合的施策の推進と監視体制の整備，近隣騒音等の日常生活に起因する公害防止のための住民意識の高揚が課題です。
○ 現在の交通騒音調査箇所以外でも騒音調査を実施し，環境基準値を越え る箇所の早期把握が必要です。
○公共事業予算が削減されてきており，財源確保が課題となっています。
○都市部沿線では，用地取得が難航するケースが多く，騒音防止のための緑地帯設置による大幅な追加買収は理解されにくい現状です。
○ 交通渋滞は依然として解消していないため，マイカー自粛，公共交通機関の利用促進について，継続して啓発に努める必要があります。

## 2 振動対策の推進

## 現状•施策

（1）振動の現況 〔環境政策課〕
振動は騒音と同時に発生することが多く，騒音に比べ距離減衰が大き いために，苦情の発生は少なく，平成25年度は3件でした。（表 2－5－2－1）

また，道路における交通振動についても，例年要請限度を超えること はなく，比較的良好な状態です。

表2－5－2－1 年度別振動苦情件数

| 年度 | H 18 | H 19 | H 2 O | H 21 | H 22 | H 23 | H 24 | H 25 |
| :---: | :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 件数 | 17 | 2 | 2 | 3 | 3 | 2 | 2 | 3 |

平成25年度は，県下の主要幹線道路における交通振動の測定を37地点で実施しました。うち，1 か所で振動しベルが㡺間に50デシベル（dB） を超えましたが，いずれも法で定める要請限度は超えていません。
（2）振動防止対策 〔環境政策課〕
振動規制法に基づく規制事務は，騒音規制法と同じく，市町の自治事務であり，市町長は特定工場等及び特定建設作業から発生する振動が規制基準等に適合するよう行政指導を行うとともに，規制基準を超える場合は，必要に応じて改善勧告，改善命令等の行政措置を行うことができ ます。

ア 振動規制地域
振動規制法に基づく振動規制地域の指定については，地域指定に関 する事務が平成24年4月1日より一般市へ権限が移譲されたため，市 の区域内は市長が指定を実施しています。県では平成25年4月1日現在で4町を指定しています（表2－5－2－2）。

規制区域の指定に当たっては，原則として騒音規制区域との整合（騒音規制区域の 1 種•2種は振動規制区域の 1 種に，騒音規制区域の3種•4種は振動規制区域の 2 種に相当）を図っています。

なお，振動は騒音に比べ遠くまで伝わりにくいという性質や用途地域の性格上，工業専用地域については指定から除外しています。

表2－5－2－2 振動規制法に基づく振動規制地域の指定状況

| 告示年月日 | 告示番号 | 施行日 | 地域指定の実施市町 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 平成24年3月16日 | 第298号 | 4月1日 | 長与町 | 時津町東彼杵町 川棚町 <br> （合計4町） |

个 規制対象施設
振動規制法では，工場•事業場に設置される施設のうち，特に振動 が著しい10種類を「特定施設」として，また，建設作業についても4種類を「特定建設作業」として定め，規制の対象としています。

県内の振動規制地域内に，平成26年3月末現在で設置されている特定施設及び平成25年度中の特定建設作業の届出状況は，表2－5－2－3，表2－5－2－4に示すとおりです。
ウ 規制基準等
振動規制法で定める「特定施設」を設置している工場•事業場につ いては，振動しベルの規制基準，「特定建設作業」については，振動 しベルの規制のほか，作業時間の制限等の基準による規制が行われて います。

表2－5－2－3 法に基づく振動に係る特定施設の設置状況（平成26年3月末現在）

| 施 設 の 種 類 | 特定工場等総数 | 特定施設数 |  |
| ---: | ---: | ---: | ---: |
| 1 | 金属加工機械 | 116 | 361 |
| 2 | 压 縮 機 | 240 | 871 |
| 3 | 土石用破砕機等 | 13 | 141 |
| 4 | 織 機 | 3 | 58 |
| 5 | コンクリートブロックマシン等 | 10 | 15 |
| 6 | 木材加工機械 | 22 | 70 |
| 7 | 印刷機械 | 29 | 111 |
| 8 | 練用ロール機 | 0 | 0 |
| 9 | 合成樹脂用射出成形機 | 1 | 4 |


| 10 鋳型造型機 | 3 | 12 |  |
| :---: | ---: | ---: | ---: |
|  | 計 | 437 | 1,643 |

注） 2 種類以上の特定施設が設置されている特定工場等については，主要な特定施設の欄のみに計上しています。

表2－5－2－4 法に基づく振動に係る特定建設作業の届出状況（平成25年度）

| 作業の種類 | 届出件数 |  |
| ---: | :---: | ---: |
| 1 | くい打機等を使用する作業 | 52 |
| 2 | 鋼球を使用して破壊する作業 | 0 |
| 3 舗装版破砕機を使用する作業 | 5 |  |
| 4 ブレーカーを使用する作業 | 412 |  |
| 計 | 469 |  |

## 3 悪臭対策の推進

## 現状•施策

（1）悪臭の現況 〔環境政策課〕
悪臭に関する苦情件数は，最近は増加傾向にあります。発生源別にみ ると，従来は畜産農業や食品工場についての苦情が多かったのですが，最近では一般家庭や商店•飲食店からの悪臭に関する苦情が高率となっ ています。（表2－5－3－1）

表2－5－3－1 年度別悪臭苦情件数

| 年度 | H 18 | H 19 | H 2 O | H 21 | H 22 | H 23 | H 24 | H 25 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 件数 | 198 | 150 | 156 | 124 | 155 | 141 | 152 | 159 |

（2）悪臭防止対策〔環境政策課〕
悪臭防止法では，不快なにおいの原因となる22物質に対して各物質ご との規制を行うこととなっており，指定地域内に立地する全ての工場，事業場から排出されるこれらの悪臭物質を規制しています。
悪臭防止法に基づく規制地域については，地域指定に関する事務が平成24年4月1日より一般市へ権限が移譲されたため，市の区域内は市長 が指定を実施しています。県では平成25年4月1日現在，6町を指定し ています（表2－5－3－2）。
事業場等に対する規制及び指導，悪臭測定等の事務は，市町の自治事務となっており，市町長は，規制地域内の事業場等から発生する悪臭物質が規制基準に適合しないことにより，住民の生活環境が損なわれてい ると認めるときは，改善勧告等を行うことができます。

本県では，平成8年7月26日に，新たに悪臭物質に追加されたプロピ オンアルデヒド等10物質の規制基準を定め，計22物質について規制基準を定めています。

併せて，近年，事業場から排出される排出水中に含まれる悪臭物質に起因する悪臭苦情等に対応するため，排出水に係る硫黄系4物質の規制基準を定めました。

一方，悪臭の原因となる特定の物質ごとの排出濃度に着目した従来の規制制度のみでは，ある発生源から複数の悪臭の原因となる物質が排出 され，これらが相加，相乗されるなどして人の嗅覚に強く感じられる複合臭の問題に十分対応できないことや，悪臭の原因となる未規制の多種多様な物質への実効性のある対応が困難であることから，これらに適切 に対応するため，悪臭防止法が改正され，嗅覚測定法が導入されました。県内では，平成16年4月1日から時津町で，平成16年10月1日から大村市で臭気指数による規制が行われています。

なお，本県では，官能試験法（三点比較式臭袋法）を取り入れた「長崎県悪臭防止指導要綱」を昭和59年4月21日に制定し，同年5月1日か ら適用しています。

この要綱は，適用地域を県下全域として第1種区域（法に基づき知事 が定めた規制地域のうちの「A区域」）と第2種区域（第1種区域以外の区域）とに区分し，それぞれの区域に立地する事業場の敷地境界線及び煙突その他の排出口における臭気濃度の基準及び施設基準を定めており， これらを行政指導の指針としています。この官能試験法の採用により，人間の嗅覚による悪臭を総合的に評価すると同時に，法に定める機器測定の対応が困難な市町についても，悪臭評価のより柔軟な対応が可能と なっています。

表2－5－3－2 悪臭防止法第3条の規定に基づく悪臭規制地域の指定状況
（平成26年3月31日現在）

| 告示年月日 | 告示番号 | 施行日 | 地 域 指 定 の 実 施 町 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 平成24年3月16日 | 第302号 | 4月1日日䀼町，時津町，東彼杵町，川棚町， |  |
| （合計6町） |  |  |  |

（3）調査研究等 〔環境政策課〕
悪臭公害に対して適切な対応を図るためには，悪臭成分及び悪臭発生機構の解明，迅速かつ適確な測定方法及び効果的な悪臭防止技術の確立 など総合的な検討が必要です。

悪臭物質の機器による測定にあたっては，技術力や機材整備等で対応 の困難な市町村もあり，委託できるよう定められていますが，県でも，必要に応じて悪臭の測定等に協力する体制を整えています。さらに，保健所及び市町の公害担当瞕員を対象とした国の研修会の紹介，各種情報

を提供し，法律並びに県指導要綱による悪臭防止指導体制の充実を図っ ています。

課題
○ 悪臭については，単一物質ではなく複数の物質が混合した複合臭気によ る苦情に対応するため，従来の物質濃度規制ではなく人の嗅覚測定を用い た臭気指数規制方式の推進が必要です。

## 1 化学物質の適正管理

## 現状•施策

（1）化学物質の規制の推移〔環境政策課〕
多数の化学物質が製造•使用されている中で，ダイオキシン類や内分泌かく乱物質（いわゆる「環境ホルモン」）による健康影響，トリクロ ロエチレン等による土壌や地下水汚染，また，製造•使用が禁止された後も難分解性のため環境中に残留しているPCBや農薬のDDT等による野生生物への影響など化学物質による環境影響について，多くの関心が持たれています。

化学物質による環境汚染を防止するために，これまで「大気汚染防止法（昭和43年6月）」，「水質汚濁防止法（昭和45年12月）」による特定の化学物質に対する環境中への排出規制や「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年10月）」による化学物質の製造•使用の規制等が行われ，対策が進められてきました。

さらに，平成12年1月には「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行 され，ダイオキシン類を発生する施設に対して監視を行い，あわせて周辺環境（大気，水質，土壌）の測定を行っています。

また，平成11年7月には「特定化学物質の環境への排出量の把握等及 び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」が制定され，平成14年度から施行されました。PRTR法では，工場•事業場が取扱う（製造や廃棄処分を含む）化学物質を自ら適正管理し，その取扱い状況を県を通 じて国に報告することにより，環境への排出を抑制することが主目的と なっています。
（2）PRTR法による適正管理〔環境政策課〕
PRTR法による主な届出事業者は，ガソリンスタンド，一般廃棄物処理施設，下水道事業者などで，届出状況は表2－6－1－1のとおりです。

表2－6－1－1 PRTR法届出状況

| 年度 | H 2 O | H 21 | H 22 | H 23 | H 24 | H 25 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 届出事業所数 | 357 | 349 | 344 | 334 | 352 | 349 |

## 課題

○化学物質は，多種，多様な形態で使用され，環境中に排出されており， また非常に微量でも健康や環境に影響する物質があり，環境監視を継続 して実施することが大切です。

2 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）等に関する対策の推進
〔環境政策課〕

## 現状•施策

環境省は平成10年5月，「内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針 について－環境ホルモン戦略計画SPEED＇98－」を策定して調査研究に取組 み，平成17年3月からは，これを改訂した対応方針である「ExTEND2005」 に基づいて，野生生物の観察，基盤的研究，影響評価，情報提供とリスクコ ミュニケーション等を推進してきました。

平成21年11月から「化学物質の内分泌かく乱作用に関する検討会」等に おいて，「ExTEND2005」における取組み状況の検証，今後の進め方の方針の検討及び重点的に実施すべき課題の抽出を進め，平成22年7月，新たに化学物質の内分泌かく乱作用に伴う環境リスクを適切に評価し，必要に応じ管理していくことを目標として，評価手法の確立と評価の実施を加速化する ことをねらいとした「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応 －EXTEND2010－」を策定しました。

環境省では，この新しい対応方針に基づき，化学物質の内分泌かく乱作用 に関する各種取組みを推進しています。本県も環境省と連携をとりつつ問題 に取組んでいます。

平成25年度は環境省の委託を受け大村湾中央部の水質（1地点），底質（3地点）の調査を実施しました。

## 課題

○ 環境ホルモンと生体影響のとの因果関係や，生態系での動態に関する十分な解明と的確な評価技術の確立が必要です。

3 ダイオキシン類削減対策の推進

## 現状•施策

（1）ダイオキシン類に係る環境の常時監視 〔環境政策課〕
ダイオキシン類は，人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれが ある物質であることから，ダイオキシン類による環境汚染を防止するた め，ダイオキシン類対策特別対策措置法が平成11年7月に制定され，平成12年1月から施行されています。

本県では，平成10年度から大気汚染防止法に基づき大気環境中のダイ オキシン類濃度調査，平成12年度からはダイオキシン類対策特別対策措置法に基づき，大気環境，公共用水域（水質，底質），地下水及び土壌 についてダイオキシン類の汚染状況調査を実施しています。

平成25年度は，表2－6－3－1のとおり，長崎県，長崎市及び国土交通省（九州地方整備局）で大気11地点，公共用水域47地点（水質27，底質20），地下水1O地点及び土壌25地点の計93地点で調査を行いまし たが，すべての地点で環境基準を満足していました。

なお，大気中のダイオキシン類濃度は，表2－6－3－2に示すとおり，全国的には，低下の傾向にあり，廃棄物焼却炉等からの排出量の削減対策 が進んできたものと推察されます。

表 2－6－3－1 環境調査結果の概要（平成 25 年度）

| 調相媒体 |  | 調相の種類 <br> 又は水域分類 | 測定地点数 | 測定結果 |  |  | 環境基準 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 平均値 |  | 最小値 | 最大値 |  |
| 大気 |  |  | 一般環境 | 8 | 0.013 | 0.0051 | 0.0058 | 0．6pg－TEQ $/ \mathrm{m}^{3}$ |
|  |  | 発生源周辺 | 2 | 0.012 | 0.0065 | 0.023 |  |  |
|  |  | 沿道 | 1 | 0.011 | 0.077 | 0.015 |  |  |
|  |  | 計 | 11 | 0.013 | 0.0051 | 0.058 |  |  |
| $\begin{aligned} & \text { 公 } \\ & \text { 共 } \\ & \text { 用 } \\ & \text { 水 } \\ & \text { 域 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 水 } \\ & \text { 質 } \end{aligned}$ | 河 川 | 17 | 0.17 | 0.022 | 0.59 | $1 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{L}$ |  |
|  |  | 海 域 | 10 | 0.052 | 0.018 | 0.098 |  |  |
|  |  | 計 | 27 | 0.13 | 0.018 | 0.59 |  |  |
|  | $\begin{array}{\|l\|l} \hline \text { 底 } \\ \text { 質 } \end{array}$ | 河 川 | 10 | 1.1 | 0.17 | 4.8 | 150pg－TEQ／g |  |
|  |  | 海 域 | 10 | 5.4 | 0.13 | 14 |  |  |
|  |  | 計 | 20 | 3.2 | 0.13 | 14 |  |  |
| 地下水 |  | 一般環境 | 3 | 0.016 | 0.016 | 0.016 | $1 \mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{L}$ |  |
|  |  | 発生源周辺 | 7 | 0.089 | 0.063 | 0.12 |  |  |
|  |  | 計 | 10 | 0.067 | 0.016 | 0.12 |  |  |
| 土壌 |  | 一般環境 | 9 | 0.45 | 0.0029 | 1.5 | 1，OOOpg－TEQ／g |  |
|  |  | 発生源周辺 | 16 | 1.5 | 0.0064 | 15 |  |  |
|  |  | 計 | 25 | 1.1 | 0.0029 | 15 |  |  |
| 合 |  | 計 | 93 |  |  |  |  |  |

表 2－6－3－2 大気環境中のダイオキシン類濃度（平均値）の推移
（単位： $\mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{m}^{3}$ ）

| 年 度 | H 19 | H 2 O | H 21 | H 22 | H 23 | H 24 | H 25 |
| :---: | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :---: |
| 長崎県 | 0.021 | 0.013 | 0.017 | 0.019 | 0.016 | 0.026 | 0.013 |
| 全 国 | 0.041 | 0.036 | 0.032 | 0.032 | 0.029 | 0.027 | （末発表） |

（2）ダイオキシン類の発生源対策 〔環境政策課〕
ダイオキシン類対策特別措置法では，ダイオキシン類を発生する施設 を特定施設として指定し，排出規制を行っています。

本県に設置されている特定施設は，平成25年度末で表2－6－3－3のと おり，大気基準適用施設131施設及び水質基準対象施設30施設（うち，

排出水を排出する施設は5施設）の計161施設です。
平成25年度における特定施設に対する立入検査及び指導状況は表 2－6－3－4のとおりです。

表2－6－3－3 特定施設の設置状況（平成25年度末現在）

| $\begin{array}{\|l\|l\|} \hline \text { 区 } \\ \text { 分 } \end{array}$ | 特定扎旅段の種類 |  | 長崎市 | 佐世槑 | 西彼地区 | $\begin{aligned} & \text { 県央 } \\ & \text { 地区 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 県南 } \\ & \text { 地区 } \end{aligned}$ | 県北 地区 | $\begin{aligned} & \text { 離島 } \\ & \text { 地区 } \end{aligned}$ | 合計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{array}{\|l\|l} \text { 大 } \\ \text { 大 } \\ \text { 気 } \\ \text { 基 } \\ \text { 準 } \\ \text { 適 } \\ \text { 用 } \\ \text { 施 } \\ \text { 訶 } \end{array}$ | アルミ合金製造の溶融炉 |  |  |  |  | 1 |  |  |  | 1 |
|  | 廃棄物焼却炉 | 4t／h以上 | 4 | 4 |  | 4 |  |  |  | 12 |
|  |  | 2t $\sim 4 \mathrm{t} / \mathrm{h}$ 以上 |  | 1 | 1 | 11 |  | 2 |  | 15 |
|  |  | $0.2 \mathrm{t} \sim 2 \mathrm{t} / \mathrm{h}$ | 3 | 7 | 6 | 13 | 8 | 4 | 16 | 57 |
|  |  | 0．05t～0．2t／h | 8 | 4 | 5 | 9 | 3 | 4 | 9 | 42 |
|  |  | 0．05t／h末満 |  | 2 | 1 |  |  |  | 1 | 4 |
|  |  | 小 計 | 15 | 18 | 13 | 37 | 11 | 10 | 26 | 130 |
|  | 合 計 |  | 15 | 18 | 13 | 38 | 11 | 10 | 26 | 131 |
|  <br> 水 <br> 質 <br> 基 <br> 準 <br> 対 <br> 象 <br> 施 <br> 設 | 廃棄 <br> 物焼 <br> 却炉 | 廃ガス洗浄施設湿式集じん施設灰の貯留施設 | 6 | 7 | 3 | 5 | 2 | 3 | 1 | 27 |
|  | アセチレンの洗浄施設 |  |  |  |  | 1 |  |  |  | 1 |
|  | 下水道終末処理施設 |  | 1 | 1 |  |  |  |  |  | 2 |
|  |  | 合 計 | 7 | 8 | 3 | 6 | 2 | 3 | 1 | 30 |

（休止中の施設を含む）

表2－6－3－4 特定施設の指導等状況（平成25年度）

| 区分 | 特定施設の設置場所 | 立入件数 | 報告徴収 <br> 件 数 | $\begin{aligned} & \frac{\text { 立入測定 }}{\text { 件 }} \text { 数 } \end{aligned}$ | 口頭指導 件 数 | 文書指導件 数 | 改善命令件 数 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 大気基準適用施設 | 長崎市 | 1 | 11 | 1 |  |  |  |
|  | 長崎市以外 | 168 | 0 | 15 | 3 |  |  |
|  | 計 | 169 | 11 | 16 | 3 | 0 | 0 |
| 水質基準対象施設 | 長崎市 | 4 |  | 0 |  |  |  |
|  | 長崎市以外 | 1 |  | 1 |  |  |  |
|  | 計 | 5 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |

また，ダイオキシン類の主たる発生源である廃棄物焼却炉からの排出 ガス中のダイオキシン類濃度については，平成10年度から立入検査を実施して調査を行っています。

平成25年度は，大気基準適用施設15施設及び水質基準対象施設1施設の合計16施設への立入検査により，排出ガス及び排出水中のダイオキ シン類濃度を測定した結果，全て排出基準に適合していました。

立入検査結果の概要は，表2－6－3－5 のとおりです。

表2－6－3－5 特定施設への立入検査結果の概要（平成25年度）
（1）大気基準適用施設

| 施設種別 |  | 立入 <br> 施設数 | 排出基準 | 該当 <br> 施設 | 検査結果 （ $n g-T E Q / m^{3} \mathrm{~N}$ ） | 排出基準超過施設数 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 廃 | 一般廃充物焼却炉 | 13 | 0.1 | 1 | 0.057 | 0 |
|  |  |  | 1 | 1 | 0.000016 | 0 |
|  |  |  | 5 | 8 | 0．000008～3．5 | 0 |
|  |  |  | 10 | 3 | $0.00094 \sim 0.52$ | 0 |
| 葉 | 産業廃亲物焼却炉 （産業廃棄物処理法許可施設） | 1 | 10 | 1 | 0.011 | 0 |
| 焼 | その他の小型焼却炉 <br> （小型焼却炉） | 2 | 5 | 1 | 0 | 0 |
| 炉 | 合 計 | 15 | 0.1 | 1 | 0.057 | 0 |
|  |  |  | 1 | 2 | 0.000016 | 0 |
|  |  |  | 5 | 6 | 0～3．5 | 0 |
|  |  |  | 10 | 6 | $0.00094 \sim 0.52$ | 0 |

（2）水質基準対象施設
\(\left.$$
\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|}\hline \text { 施設種別 } & \begin{array}{c}\text { 立入 } \\
\text { 施設数 }\end{array} & \begin{array}{c}\text { 排出 }\end{array} & \begin{array}{c}\text { 該当準 }\end{array} \\
\text { 施設 }\end{array}
$$ \begin{array}{c}検査結果 <br>

(\mathrm{pg}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{L})\end{array}\right)\)\begin{tabular}{c}

| 排出基準 |
| :---: |
| 超過施設数 | <br>

\hline 下水道終末処理施設 <br>
\hline 合 計 <br>
\hline 計 <br>
\hline
\end{tabular}

また，平成12年度からダイオキシン類対策特別措置法に基づき，設置者による自主測定並びに測定結果の報告が義務づけられています。
平成25年度は，大気基準適用85施設から排出ガス中等のダイオキシ ン類濃度の自主測定結果の報告があり，大気基準適用施設 1 施設で基準 の超過がありましたが，平成25年度末までに改善済みです。
なお，その他の施設では全て排出基準に適合していました。
また，水質基準対象施設は，5施設から排出水の自主測定結果の報告 があり，5施設とも排出基準に適合していました。（表2－6－3－6）

表2－6－3－6 設置者による自主測定結果（平成25年度）
（1）大気基準適用施設

| 特定施設の種類 |  | 対象施設数 | 報告済施設数 | $\begin{gathered} \text { 検査結果 } \\ \left(\mathrm{ng}-\mathrm{TEQ} / \mathrm{m}^{3} \mathrm{~N}\right) \\ \hline \end{gathered}$ | 排出基準超過施設数 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| アルミニウム合金製造業 |  | 1 | 1 | 0.21 | 0 |
| $\begin{aligned} & \text { 廃棄物 } \\ & \text { 焼却炉 } \end{aligned}$ | 一般廃棄物焼却炉 | 42 | 42 | $0.00000024 \sim 20$ | 1 |
|  | 産業廃㐬物焼却炉 | 14 | 14 | $0.0000017 \sim 0.52$ | 0 |
|  | その他の廃棄物焼却炉 | 28 | 27 | O～4．4 | 0 |
| 計 |  | 85 | 84 | 0～20 | 0 |

（2）水質基準対象施設

| 特定施設の種類 | 対象 <br> 施設数 | 報告済 <br> 施設数 | 検査結果 <br> $(\mathrm{pg}-T E Q / L)$ | 排出基準 <br> 超過施設数 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設 | 1 | 1 | 0.00012 | O |
| 下水道終末処理施設 | 2 | 2 | $0.000080 \sim 0.0012$ | O |
| 一般廃棄物最終処分場 | 2 | 2 | $0.0018 \sim 1.1$ | O |
| 計 | 5 | 5 | $0.00012 \sim 1.1$ | O |

課題
○環境中におけるダイオキシン類汚染状況の実態把握，排出ガスに係る排出基準に適合するための高度処理施設の整備，工場•事業場や家庭等に設置さ れている簡易廃棄物焼却炉の使用自粛の推進などが必要です。
○ ダイオキシン類対策特別措置法に基づく，事業者による自主測定の徹底が必要です。

## 第3章 人と自然とが共生する快適な環境づくり

## 第1節 生物多様性の保全

1 自然環境の監視•調査研究の推進

## 現状•施策

（1）長崎県の自然環境の特色と概況 〔自然環境課〕
ア 地形•地質
長崎県は日本の西端に位置し，多くの半島と五島列島，壱岐島，対馬島など大小約600の島々からなり，島の数は全国第 1 位です。

海岸は，浸食作用の激しい外洋性の海岸から穏やかな内湾性の海岸，大村湾などの閉鎖性海域まで，非常に変化に富んでいるほか，各所に リアス式海岸が見られ，海岸線の延長は全国第2位の長さで約 4，300kmに達します。

陸域は平坦地に乏しく，いたるところに山地，丘陵が起伏していま すが，海抜1，OOOm以上の山地は7か所だけで，大部分は500m以下 の丘陵地となっています。

河川は延長，流域面積が小さく，平野は全般に小規模で，比較的大 きなものが諫早市，大村市，波佐見町などの周辺にややまとまって見 られるにすぎません。

また，地質は極めて複雑な様相を呈しています。西彼杵半島，野母半島などは，結晶片岩類の変成岩や安山岩等の火成岩から成っており，浸食により山頂は準平原をなしています。壱岐，五島，北松浦，平戸，松浦，佐世保は第三紀層とこれを覆う玄武岩等の台地や小火山からな り，川棚，大村，諫早，島原半島は，新第三紀層及び古第三紀層（特 に炭田地域）とこれを覆った豊肥火山活動の輝石安山岩と，山陰系の角閃石安山岩のドームからなっています。河川流域には沖積地帯が形成され，土質はおおむね砂質～粘土質です。
个 動植物
長崎県の動物は，地理的及び地形的な要因により，その種類や分布 に大きな影響を受けています。

A 哺乳類
県下全域にイノシシ，五島列島，野母半島にキュウシュウジカ，対馬にツシマジカが生息しています。また，対馬には，対馬固有種 で国の天然記念物となっているツシマヤマネコ，ツシマテンが生息 していますが，ノウサギやタヌキは生息していません。

B 鳥類
雲仙•多良山系は，森林性の野鳥の繁殖地で，オオルリ，キビタ

キ，センダイムシクイ，ヤブサメ等が生息しています。
諫早湾周辺は水鳥の渡来地で，カモ類とともに，ヨシ原には，ツ
リスガラ，オオジュリン等の冬鳥が渡来しています。
また，対馬は渡り鳥の中継地として，平戸市阿値賀島，五島市男女群島及び小値賀町美良島は，オオミズナギドリの繁殖地として知 られています。
C 魚類
国内で見られる約半分の1，OOO種類が確認されています。大部分 は海水魚で，暖海性のイワシ，トビウオ，アジ等の回遊が見られま す。特異な分布として有明海の干潟にムツゴロウ，ワラスボ，ハゼ類が分布しています。淡水魚は，種類，数とも多くはなくコイ，フ ナ，アブラハヤ，カワムツ等が見られます。
D 昆虫
県内に3万種程度生息していると推定され，長崎県の固有種，固有亜種を含む特産種が少なくとも数百種は生息しているものと思わ れます。また，稀にタテハモドキ，リュウキュウムラサキ等の迷チ ョウが確認されています。
E 植生
雲仙岳，多良岳山系の山頂部に発達する太平洋側の夏緑樹林要素 からなるコハウチワカエデーケクロモジ群落がみられ，日本列島の夏緑樹林域の西限にあたるとされています。
また，対馬北部の二次林コナラーノグルミ群落や島原半島のイワ シデ群落など大陸系植物の南下。マルバニッケイ群落，モクタチバ ナ群落，コウライシバ群落，タブームサシアブミ群落など，南方系植物の北上した分布も見られるいう特徴があります。

しかし，自然植生域としてまとまっているのは，雲仙普賢岳の上部と男女群島のみで，他の自然植生域は，比較的大規模に残ってい る対馬を除いて代償植生域の中に孤島のように，小面積で散在して います。

平野部分は市街地か居住地か水田であり，丘陵地は畑地，果樹園 となっています。丘陵地から山地にかけて二次林と植林地が広がり，二次林域の各所では用材としてのスギ，ヒノキの植林が行われてい ます。

海岸域は，急崖部分に人為的影響を受けていないことと岩斜面の ためダルマギクーホソバワダン群集等が残存し，また砂丘，砂浜，塩湿地の自然群落も小規模ながら各所に発達しています。
ウ 自然景観
長崎県の自然景観の特徴は，約600もの島々と入り組んだ海岸線，細長い半島及び多くの火山によってできた海岸景観と山岳景観にあり ます。

海岸景観としては，西海国立公園九十九島の松の緑と海の青さのコ ントラストが美しい多島海景観，壱岐対馬国定公園の中核部となって いる浅茅湾の溺れ谷景観が上げられます。

山岳景観としては，四季折々に美しい姿を見せる雲仙岳，広大な有明海の干潟へ至るなだらかな裾野を持つ多良岳の火山景観があげられ ます。また，五島列島では，大小様々な島々と火山による特異な景観 を見ることができます。

昭和61年度に実施された第3回自然環境保全基礎調査の結果では，県内の陸系•水系別の自然景観資源数は表3－1－1－1のようになってい ます。

表3－1－1－1 自然景観資源ランク

| 順位 | 自然景観資源名 （陸系） | か所数 | 順位 | 自然景観資源名 （水系） | か所数 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 火山 | 45 | 1 | 海食崖 | 40 |
| 2 | 山脈•山地•高地 | 14 | 2 | 滝 | 27 |
| 3 | 火山群 | 11 | 3 | 砂浜•磁浜 | 19 |
| 4 | 火山性高原 | 10 | 4 | 陸けい砂州 | 9 |
| 5 | 非火山性高原 | 5 | 5 | 溺れ谷 | 7 |
| 5 | 岩脈 | 5 |  |  |  |

（2）自然環境の現状把握 〔自然環境課〕
ア 目的と概要
自然環境の保全を図るためには，自然環境の現状を的確に把握する ことが不可欠です。植生，野生動物，地形地質等の変遷状況を継続的 に把握するとともに，人間活動と自然との関係や自然のメカニズムの解明，生態系の保全技術の開発等の科学的な調査研究を進める必要が あります。

このため，長崎県では，全国的に実施される自然環境保全基礎調査 を経年的に実施するとともに，長崎県の自然環境の特徴に応じた各種調査を実施しています。

## 〈全国調査〉

自然環境保全基礎調査は，全国の自然環境の現状を的確に把握し，自然環境の保全の施策を推進するための基礎資料とするために，陸域，陸水域及び海域の生物等の現況について調査を行うもので，昭和48年度から実施しています。

平成15年度には全国で1，OOOか所程度のモニタリングサイトが設置され，長期にわたる基礎的な環境情報の収集が行われており，県内には表3－1－1－2のとおり11か所の調査サイトが設けられてい ます。

平成17年度からは新たに第7回自然環境保全基礎調査がスタート し，植生調査や従来から行われていた干潟澡場調査•海辺調査等を統合した海域の自然環境調査としての浅海域調査，生物多様性調査 が実施されています。

なお，自然環境保全基礎調査の内容については，環境省HPで公開されています。

| 調査サイト名 | 地 名 | 生態系タイプ | 調査名称 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 土器田 放棄耕作地 | 佐世保市江上町 | 里地 | 里地調査 |
| 鬼岳 | 五島市上大津 | 里地 | 里地調查 |
| 対馬龍良山照葉樹林 | 対馬市厳原町 | 森林 | 森林調査 |
| 雲仙あざみ谷コース | 雲仙市小浜町 | 森林 | 陸生鳥類調査 |
| 国見山 | 佐世保市世知原町 | 森林 | 陸生鳥類調査 |
| 島原 | 島原市礫石原町 | 森林 | 陸生鳥類調査 |
| 七ヶ岳（五島列島） | 五島市 | 森林 | 陸生鳥類調査 |
| 県民の森 | 長崎市 | 森林 | 陸生鳥類調査 |
| 霅峡 | 諫早市高来町 | 森林 | 陸生鳥類調査 |
| 壱岐周辺 | 它岐市郷之浦町 | サンゴ礁 | サンゴ礁調査 |
| 男女群島 | 五島市 | 小島嶼 | 海鳥調査 |

〈県内調査〉

| 調査年度 | 調査内容 |  |
| :---: | :---: | :---: |
| 平成2～4年度 | 自然保護，自然観察の場としての活用を図 るための基礎資料とするため，県内の無人島の自然環境を調査 | 県単独 |
| 平成10，11年度 | 対馬沿岸地域の生態系の解明を行うための調查 | 環境省の委託 |
| 平成15年度 | 九十九島海域において生物多様性を調查 | 環境省の委託 |
| 平成16，17年度 | 大村湾において生物多様性を調査 | 環境省の委託 |
| 平成17年度 | 湿原性RDB種保全活用事業により，西海市の久良木湿原を調查 | 県単独 |
| 平成19年度 | ふるさとの原風景再生事業により，重要里地里山を調査•選定 | 県単独 |
| 平成20～22年度 | 長崎県版しッドデータブックの改訂調査 | 県単独 |
| 平成23～25年度 | 長崎県希少野生動植物モニタリング調査 | 県単独 |

イ 長崎県の植生状況
長崎県の植生については，第2回自然環境保全基礎調査（昭和54年度）及び第3回自然環境保全基礎調査（昭和58年度，59年度，60

年度）により全県的な現存植生図として取りまとめられました。
これによると，植林地•耕作地植生が全体の45 \％を占め，次にヤブ ツバキクラス域代償植生となり，この二つを合わせると全体の約88\％ を占めます。

第4，5回自然環境保全基礎調査では，その後の植生の改変状況を把握するため，地球観測衛星画像の解析による調査が実施されました。

これによると平成元年から平成10年までの10年間で，1Oa以上の広面積にわたる改変の頻度は，シイ・カシ萌芽林において最も多く，次いでスギ・ヒノキ植林，水田雑草の順です。この順序は改変面積に ついてもいえることです。

改変の原因として森林伐採，造成地化，人工草地化が主なものです。詳しくみると，宅地造成，工業団地造成，道路工事，ゴルフ場化が主要な原因としてあげられます。

海岸域の埋立ても盛んに行われ，本土側ばかりでなく，離島におい ても各地で行われ，ハマビワーオニヤブソテツ群集をはじめ，海岸植生の消失した地域も見られます。

人為による改変以外に，1991年以降には雲仙普賢岳噴以による大規模な植生改変が起きています。

雲仙岳の東斜面においては，火砕流によって島原市のほぼ海岸部ま で影響を受け，ヤマボウシ群落，ヤマグルマーヒカゲツツジ群落，ア カガシーミヤマシキミ群集，アカマツーヤマツツジ群集，スギーヒノ キ植林，シイ・カシ萌芽林，畑地雑草群落などが消失しました。

それ以外の斜面においても普賢岳周辺地域は，火山性ガスの影響で樹林が枯死し，植生の破壊が起きています。

なお，第6回調査以降は，第2回から第5回調査において作成された $1 / 5$ 万現存植生図やその他の既存資料等を参考として現地調査を行い， $1 / 2$ 万5千現存植生図の作成が順次進められています。
ウ 長崎県の自然海浜
本県の大きな特徴の一つは，入り組んだ海岸線と大小約600もの島 しょをかかえていることです。

平成10年度に実施された第5回自然環境保全基礎調査結果では，自然海岸線の延長距離2962．32kmは，全国1位（北海道からは北方4島を除く。）です。（表3－1－1－3）

長崎県は，全国有数の水産県であり，港湾•漁港も数多く整備され ています。

本土部では，自然海岸が海岸線総延長の41．3\％を占めますが，埋め立て等による人工海岸化が進んでいます。

島しょ部では，自然海岸が $78.1 \%$ を占め，自然海岸が多く残ってい ます。

表3－1－1－3 海岸線の延長（第5回自然環境保全基礎調査）

| 区分 | 自然海岸 | 半自然海岸 | 人工海岸 | 河口部 | 合 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 長崎県 | 2．962．32 | 544.71 | 777.93 | 14.75 | 4，299，71 |
|  | 68.90 | 12.67 | 18.09 | 0.34 |  |
| 本 土 | 443.78 | 49.74 | 370.75 | $10 . .63$ | 1，074．90 |
|  | 41.29 | 23.23 | 34.49 | 0.99 |  |
| 島しょ | 2，518．54 | 294.97 | 407.18 | 4.12 | 3，224，81 |
|  | 78.10 | 9.15 | 12.63 | 0.13 |  |
| 全 国 | 17．413．94 | ． 252.79 | 10，821．58 | 310.71 | 32，799．02 |
|  | 53.09 | 12.97 | 32.99 | 0.95 |  |
| 本 土 | 8.156 .47 | 2，937．46 | 7，920．60 | 283.01 | 19，297．54 |
|  | 42.27 | 15.22 | 41.40 | 1.47 |  |
| 島しょ | 9，257．47 | 1，315．33 | 2，900．98 | 27.70 | 13，501．48 |
|  | 68.57 | 9.74 | 21.49 | 0.21 |  |

（上段：延長距離km，下段：合計に対する ）
（3）生物多様性保全のための各種施策の推進〔自然環境課〕
地球上には様々な環境の中でその環境の特性に応じて多様な生物が生息•生育しています。これらの生物の多様性については，種，その遺伝子，そしてそれらが構成する生態系の3つのしベルでとらえています。

私たち人間は昔から生物の多様性に多くを依存して生きてきました。例えば生態系のしベルでは，森林は，燃料•医薬品•建築資材•動物の生息地などを提供し，湿地や水辺は，水質を保全し，水生生物を保護し，海洋は水産資源を供給し，気候調節にも大きな役割を果たしています。 さらにこれらの生態系は，レクリエーションや観光的活用の対象ともな っています。しかし，自然が失われ，生物が絶滅していくと，生物の多様性も失われ，私たちの生存基盤そのものが揺らぐことになります。
ア 長崎県レッドデータブックの発行
長崎県レッドデータブック（レッドリスト）は県内に生息•生育す る絶滅のおそれのある希少な野生動植物種の生息•生育状況を把握し，絶滅の危険度を評価したうえで適切な保護対策を講じるための基礎資料として作成されたものです。

平成12年度に，維管束植物，哺乳類，両生類，爬虫類，魚類，海産哺乳類，藻類，鳥類，クモ類，昆虫類，甲殻類／剣尾類，その他無猆椎動物を対象に，合計1，OOO種を選定してレッドリストとレッドデー タブックをとりまとめました。

10年目となる平成22年度には，3か年間の調査の結果を踏まえて，表3－1－1－4に示すとおり，蘚苔類と貝類も対象に追加し，合計1，392種を選定し，改訂版長崎県レッドリストとしてとりまとめ，公表する とともに，平成23年には「長崎県しッドデータブック2011（普及版）」 を発刊しました。

表3－1－1－4 改訂版長崎県レッドリスト掲載種（平成26年12月時点）

| 分野 | カテゴリー |  |  |  |  |  |  |  | 総計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 絶 滅 <br> ［EX］ | 野生絶烕 ［EW］ | $\begin{aligned} & \text { 絶减缜 } \\ & \text { I A類 } \\ & {[\mathrm{CR}]} \end{aligned}$ | 絶烕狍惧 IB類 ［ EN | 絶烕刨惧 <br> 頪 <br> M］ | 準絶烕 <br> 危惧 <br> ［NT］ | 情報不足 <br> ［DD］ | 地或固本群 <br> ［．P］ |  |
| 維管束植物 | 12 |  | 103 | 189 | 108 | 130 | 24 |  | 566 |
| 蘚 苔 類 |  |  |  |  | 2 | 21 | 6 |  | 29 |
| 藻 類 |  |  | 1 | 1 |  | 7 | 3 |  | 12 |
| 哺 乳 類 |  |  | 3 | 1 | 5 | 8 | 3 | 1 | 21 |
| 鳥 類 | 1 |  | 43 | 24 | 7 | 51 | 10 | 4 | 140 |
| 爬 虫 類 |  |  |  | 3 | 1 | 7 | 2 |  | 13 |
| 両 生 類 |  |  | 1 | 2 | 3 | 5 |  |  | 11 |
| $\begin{array}{\|l\|} \hline \left.\begin{array}{c} \text { 類(淡水魚 } \\ \text { 頪•浅海魚類) } \\ \hline \end{array} \right\rvert\, \end{array}$ | 1 |  | 13 | 5 | 13 | 19 | 9 | 4 | 64 |
| 海産哺乳類 |  |  |  | 1 |  |  |  |  | 1 |
| 甲殻類• 剣尾類等 |  |  | 8 | 6 | 7 | 21 | 7 |  | 49 |
| 貝 類 |  |  | 37 | 40 | 25 | 69 | 27 |  | 198 |
| ク モ 類 |  |  |  |  |  | 8 | 2 |  | 10 |
| 昆 虫 類 | 1 |  | 46 | 81 | 84 | 56 | 1 | 9 | 278 |
| 総 計 | 15 | 0 | 255 | 353 | 255 | 402 | 94 | 18 | 1，392 |

## 个 希少野生動植物の生息•生育状況調査

平成22年度に改定した長崎県しッドリスト掲載種を中心に，継続し て生息•生育状況の把握が必要な種と地域について，各分類群の専門家の協力により希少野生動植物モニタリング調査を行っています。
ウ 県自然環境保全地域等の指定のための調査
指定候補地区について，保全対象となる動植物の専門家や職員によ る現地調査を実施し，指定候補地の範囲等を検討しています。
工 鳥獣保護のための調査•事業
県は，野生鳥獣の適正な保護管理を行うための判断材料を得るため，次のような野生鳥獣の生息状況等の調査，事業を実施しています。
A ツシマヤマネコ生息状況モニタリング調査
長崎県の対馬にのみ生息し，絶滅が心配されているツシマヤマネ コは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種に指定されています。

このため，国（環境省）が対馬市上県町棹崎に整備した「対馬野生生物保護センター」を拠点に「保護増殖事業」の一環としてツシ マヤマネコの生息状況のモニタリング調査，痕跡調査，生息情報の収集及び交通事故防止などの保護思想の普及啓発等を実施していま す。

また，県は環境省から委託を受け，生息状況調査や交通事故防止等の普及啓発を行うとともに，県単独事業として，対馬野生生物保護センター内にツシマヤマネコに関する展示施設を整備し，利用者 への解説や施設の管理を行っています。

B ガンカモ科鳥類生息調査
毎年1月中旬に全国で一斉に行われている調査で，県内では45か所で実施しています。

## 課題

○ 希少な野生動植物の種の個体の捕獲•採取及び生息地等における行為を規制するなどの措置が引き続き必要です。
○個体の生息•生育状況や生態的特性を考慮しつつ，食物条件の改善，飼育•栽培下における繁殖など個体の繁殖の促進についての検討が必要です。
○生物の多様性を確保するためにも，野生動植物の生息•生育空間の復元•創造に努めることが必要です。
○ 希少な野生動植物の種の保護施策は，生物学的知見などに基づき適切に実施される必要があるために，レッドリスト掲載種のモニタリング調査に よる現状把握とレッドリストの定期的な見直しをはじめ，施策の推進に必要な調査研究を推進する必要があります。

○本県の生物多様性の素晴らしさと希少な野生動植物の種の保護の重要性 に対する県民等の理解を深めるため，普及啓発を推進する必要があります。

○ ツシマヤマネコは今なお危機的状況にあることから，人工繁殖個体の野生復帰（再導入）も視野に入れ，生息環境の改善とともに，地域住民の理解と協力を得る取組みが必要です。

○ 地域住民やNPO等の協働により，荒廃の進む里地里山を保全管理し，そ こに生息•生育する希少野生動植物の保護を図る必要があります。

2 野生動植物の保護，生態系の保全と再生

## 現状•施策

（1）法令に基づく保全 〔自然環境課〕
我々の生活を取り巻く自然環境は，様々な物質的及び精神的恩恵を与 えてくれます。この豊かな自然環境を将来にわたって保全し，持続的に その恵みを享受していくには，自然環境保全思想の普及啓発や人々の経済活動と自然環境保全とのバランスのとれた発展を図っていく必要があ ります。
そのための手立てとして，自然環境の要素となる地形•地質，動植物，自然景観等の自然環境が優れたところを地域指定という形で保護し，あ

わせて適正な利用を図っています。
また，生物多様性に関する法律は，図3－1－2－1のように多岐にわたっ ています。

## 図3－1－2－1 生物多様性に関する主な法制度等

| 環境基本法 $\rightarrow$ 環境基本計画 |  国土利用計画法 <br> $\rightarrow$ 国土利用計画 <br> $\rightarrow$ 土地利用基本計画  |
| :---: | :---: |
|  |  |
| 生物多様性基本法 $\rightarrow$ 生物多様性国家戦略 |  |
| 自然環境保全基礎調査自然環境保全基本方針 | 野生生物•鳥獣保護に関する協力 （二国間）日米渡り鳥等護の保護条約，日 り鳥等保護拹定，日豪渡り鳥等保撞 <br> （多国間） ラムサール条約，ワシントン条約 |
| 自然環境保全法（環境省） | 原生自然環境保全地域•自然環境保全地域•都道府県自然環境保全地域の指定と保全 |
| 自然公園法（環境省） | 国立公園，国定公園，都道府県立自然公園の保護と利用 |
| 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関 する法律（環境省） | 野生鳥獣の保護と管理，狩猟の適正化 |
| 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（環境省） | 絶滅のおそれのある野生動植物種の保護 |
| 遺伝子組み換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（環境省，農林水産省，他） | 遺伝子組み換え生物による生物多様性影響の防止 |
| 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（環境省，農林水産省） | 外来生物による生態系等への被害の防止 |
| 温泉法（環境省） | 温泉の保護と適正利用，災害防止 |
| 文化財保護法（文化庁） | 史跡•名勝•天然記念物等の指定と保護 |
| 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（国土交通省）（国土交通省） | 歴史的風土等の指定と保全 |
| 農業振興地域の整備に関する法律•農地法（農林水産省） | 農業振興地域等の指定と保全 |
| 森林法（林野庁） | 林業地域•保安林の指定と保全 |
| 海岸法（国土交通省） | 海岸保全区域の指定と保全 |
| 都市緑地法（国土交通省） | 緑地保全地区の指定と保全 |
| 首都圏近郊緑地保全法•近畿圏の保全区域の整備に関する法律（国土交通省） | 首都圏•近畿圏の近郊緑地の指定と保全 |
| 都市公園法（国土交通省） | 都市公園の設置と管理 |
| 都市計画法（国土交通省） | 風致地区の指定と保全 |
| 都市の美観風致を維持するための樹木の保存 に関する法律（国土交通省） | 都市保存樹•保存樹林の指定と保存 |
| 生産緑地法（国土交通省） | 生産緑地の指定と保全 |

## ア 県自然環境保全地域〔自然環境課〕

長崎県未来環境条例に基づき，優れた自然環境の特質を備えた地域 を自然環境保全地域に指定しています。

県自然環境保全地域は，
①優れた天然林が相当部分を占める森林区域
（2）特異な地形地質を有する区域等
（3）自然環境が優れた状態を維持している海岸等
（4）植物の自生地，野生動物の生息地
など，自然的社会的諸条件からみてその区域内における自然環境を保全することが特に必要な地域を対象としています。

現在，対馬市上対馬町の茂木海岸など表3－1－2－2及び図3－1－2－3 のとおり15地域が指定されています。

県自然環境保全地域には，地域区分の制度が設けられており，当該地域における自然環境の特質に即して特に保全を図るべき特別地区と， それ以外の普通地区に区分されます。

また，特別地区において特定の野生動植物の保護を図るため，野生動植物保護地区を指定することができます。

平成19年6月29日には，西海市大瀬戸町の久良木湿原とその周辺 を自然環境保全地域に指定しました。

久良木湿原には，世界でここだけに確認されているヒゼンコウガイ ゼキショウ（イグサ科の植物）をはじめ，サギソウ，ハッチョウトン ボなどの貴重な動植物が多く生息•生育しているため，県内で初めて の野生動植物保護地区を同時に指定しました。これにより，湿原部分 においては，開発行為等が規制されるとともに，野生動植物の捕獲や採取等も禁止されています。

表3－1－2－2 県自然環境保全地域
（ア）自然環境保全地域

| 位置番号 | 地域名 | 所在地 | 面積（ha） | 指定年月日 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 茂木海岸 | 対馬市上対馬町茂木 | 41.4 | S51．12．17 |
| 2 | 合歓ノ木 | 対馬市上対馬町琴 | 57.8 | 11 |
| 3 | 青海海岸 | 対馬市峰町青海 | 42.0 | 11 |
| 4 | 妙見 | 対馬市豊玉町唐洲 | 39.5 | 11 |
| 5 | 子ソ崎 | 対馬市美津島町鶏知 | 12.5 | 11 |
| 6 | 津和崎海岸 | 南松浦郡新上五島町竹下 | 13.7 | 11 |
| 7 | 高峰西海岸 | 南松浦郡新上五島町高峰，人ヶ浦 観音山観音山 | 77.5 | 11 |
| 8 | 大瀬良東海岸 | 南松浦郡新上五島町深追，藤ノ首， 大中音 | 121.2 | 11 |
| 9 | 矢堅崎西海岸 | 南松浦郡新上五島町高崎，白水，熊高，小高崎 | 86.3 | 11 |


| 10 | 畕ヶ島•奈木崎海岸 | 五島市奈留町舅ヶ島，奈木 | 29.9 | 11 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 11 | 未津島•前島 | 五島市奈留町泊 | 23.9 | 11 |
| 12 | 田ノ浦海岸 | 五島市田ノ浦町 | 26.5 | 11 |
| 13 | 鐙瀬海岸 | 五島市上崎山町上崎山 | 39.7 | 11 |
| 14 | 虚空蔵山 | 東彼杵郡川棚町木場 | 114.8 | 11 |
| 15 | 久良山湿原 | 西海市大瀬戸町雪浦久良木郷，雪浦河通郷 | 6.4 | H19．6．29 |
| 合計 |  |  | 733.1 |  |

（イ）上記のうち特別地区

| 位置番号 （所在地） | 特別地区名 | 面積 （ha） | 指定年月日 | 特質の概略 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $7$ <br> （新上五島町） | 高峰西海岸特別地区 | 28.3 | S59．4．6 | 五島を代表する典型的な沈殿海岸とし て卓越し，植生的にも重要な地域です。 |
| $\begin{gathered} 8 \\ \text { (新上五島町) } \end{gathered}$ | 大瀬良海岸特別地区 | 48.0 | 11 | 同上 |
| 9 （新上五島町） | 矢堅崎西海岸特別地区 | 22.0 | 11 | 大規模なリアス式海岸の典型が連続し，植生についても自然度が高い海岸植生 が発達しています。 |
| $\begin{gathered} 100 \\ \text { (五島市) } \end{gathered}$ | 舅ヶ島特別地区 | 21.7 | 11 | 海触崖と板状節理が露頭する特異な海岸地形です。 |
| $\begin{gathered} 11 \\ \text { (五島市) } \end{gathered}$ | 末津島特別地区 | 10.0 | 11 | 延長3 O Omにおよぶ岩礫で形成され た大規模な沿岸砂洲で地形的に貴重で す。 |
| $\begin{gathered} 15 \\ \text { (西海市) } \end{gathered}$ | 久良木湿原特別地区 | 0.7 | H19．6．29 | 西彼杵半島に点在する中間湿原の典型 を示しており，学術上貴重な動植物種 が多い。 |
|  | 合 計 | 130.7 |  |  |

（ウ）上記のうち野生動植物保護地区

| 位置番号 （所在地） | 野生動植物保護地区名 | $\begin{aligned} & \hline \text { 面積 } \\ & \text { (ha) } \end{aligned}$ | 指定年月日 | 保護すべき野生動植物種 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{gathered} 15 \\ \text { (西海市) } \end{gathered}$ | 久良木湿原野生動植物保護地区 | 0.7 | H19．6．29 | （植物） <br> ヒゼンコウガイゼキショウ， サギソウ，カキラン，ムラサキミミカ キグサ，ミズトンボ，シロシャクジョ ウ，ヒナザサ，モウセンゴケ，ヤマド リゼンマイ，オオミズゴケ，ミズオト ギリ <br> （動物） <br> カスミサンショウウオ， <br> ニホンアカガエル，ハッチョウトンボ， ヒメアカネ |
|  | 合計 | 0.7 |  |  |

図3－1－2－3 県自然環境保全地域位置図

（注：図中の番号は，表3－1－2－2 自然環境保全地域の位置番号）

## 个 自然公園

自然公園法及び長崎県立自然公園条例に基づき，すぐれた自然の風景地を保護するとともに，その利用の増進を図るために，表3－1－2－4 のとおり，国立公園，国定公園及び県立自然公園を指定しています。

表3－1－2－4 自然公園の種類別面積

| 種 別 | 公園数 | 公園面積（ha） | 県土地面積に対する比率（\％） |
| :---: | ---: | ---: | :---: |
| 国立公園 | 2 | 37,504 | 9.2 |
| 国定公園 | 2 | 12,304 | 3.0 |
| 県立自然公園 | 6 | 24,283 | 5.9 |
| 合 計 | 10 | 74,091 | 18.1 |

ウ 鳥獣保護区
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき，鳥獣の生息環境の保全を図るため，狩猟を禁止する地域を指定しています。
工 希少野生動植物種保存地域
希少種を保護するためには，
（1）生息•生育地の保護（開発からの保護）
（2）乱獲からの保護
（3）外来種の問題
など解決すべき問題が多くあります。
長崎県では，「長崎県希少野生動植物の保護に関する基本方針」の見直しを行い，平成24年3月に「長崎県希少野生動植物の保護と生息•生育地の保全に関する方針」として，具体的な対策の実施方針を定めました。

また，平成2O年度からは，長崎県未来環境条例に基づく希少野生動植物種及び希少野生動物種保存地域の指定作業を進めています。

平成24年度までに次のとおり希少野生動植物種保存地域と捕獲禁止 の対象種を指定しました。

|  | 対象程 |
| :---: | :---: |
| 平成22年3月16日 | 対象種（22種）と地域 |
| 平成23年4月1日 | 地域（大村市•東彼杵町•川棚町）の指定 |
| 平成24年1月27日 | 地域（長崎市，諫早市，長与町，時津町） の指定 |
| 日 | 地域（佐世保市）の指定 |
| 平成25年3月22日 | 地域（佐世保市旧鹿町町，旧江迎町） |
| 5年3月 | アカハライモリの地域（佐世偅 |

この指定により，表3－1－2－5の左欄の希少野生動植物種は，右欄の地域においては捕獲•採取•殺傷•損傷が禁止されています。

表3－1－2－5 希少野生動植物種•希少野生動植物種保存地域

| 植物（25 種） | 禁止されている地域 |
| :---: | :---: |
| ハマボウ | 長崎市，佐世保市，諫早市，大村市，西海市，長与町，時津町，東彼杵町，川棚町 |
| マツバラン，カノコユリ，エビネ，シラン， ヒナラン | 佐世保市，西海市 |
| ヒロハマツナ，コアマモ，ドロイ，ウラギク， トゲウミヒルモ，ヤマトウミヒルモ， リュウノヒゲモ | 長崎市，佐世保市，諫早市，大村市，西海市，長与町，時津町，東彼杵町，川棚町（いずれ も海岸線より沖合100mの海域を含む） |
| カミガモソウ | 佐世保市 |
| ハクチョウゲ，タチデンダ， ナナツガママンネングサ，キキョウ， シロバナハンショウヅル，ヒレフリカラマツ， ドウダンツツジ，イワギボウシ，キキョウラン， キバナノセッコク | 西海市 |
| コモウセンゴケ | 長崎市，諫早市，大村市，西海市，長与町，時津町，東彼杵町，川棚町 |
| 貝類（14種） | 禁止されている地域 |
| $\begin{aligned} & \text { ウスコミミガイ, オカミミガイ, } \\ & \text { オキヒラシイノミガイ, クリイロコミミガイ, } \\ & \text { キヌカツギハマシイノミガイ, } \\ & \text { シイノミミミガイ, ナラビオカミミガイ, } \\ & \text { コゲツノブエガイ, カニノテムシロ } \end{aligned}$ | 長崎市，佐世保市，諫早市，大村市，西海市，長与町，時津町，東彼杵町，川棚町（いずれ も海岸線より沖合100mの海域を含む） |
| マキスジコミミガイ | 長崎市，諫早市，大村市，西海市，長与町，時津町，東彼杵町，川棚町（いずれも海岸線 より沖合100mの海域を含む） |
| センベイアワモチ，ドロアワモチ | 佐世保市，西海市（いずれも海岸線より沖合 100mの海域を含む） |
| ナナツガマホラアナミジンニナ， ナナツガマミジンツボ | 西海市 |
| 甲殻類（4種） | 禁止されている地域 |


| カブトガニ，カネココブシガニ， ハクセンシオマネキ，カワスナガニ | 長崎市，佐世保市，諫早市，大村市，西海市，長与町，時津町，東彼杵町，川棚町（いずれ も海岸線より沖合100mの海域を含む） |
| :---: | :---: |
| 魚類（4種） | 禁止されている地域 |
| ニッポンバラタナゴ | 佐世保市 |
| トビハゼ，イドミミズハゼ，チクゼンハゼ | 長崎市，佐世保市，諫早市，大村市，西海市，長与町，時津町，東彼杵町，川棚町（いずれ も海岸線より沖合100mの海域を含む） |
| 爬虫類（1種） | 禁止されている地域 |
| ニシヤモリ | 佐世保市，西海市 |
| 両生類（1種） | 禁止されている地域 |
| アカハライモリ | 西海市 |
| 昆虫類（5 種） | 禁止されている地域 |
| シオアメンボ，シロヘリハンミョウ， ツツイキバナガミズギワゴミムシ | 長崎市，佐世保市，諫早市，大村市，西海市，長与町，時津町，東彼杵町，川棚町（いずれ も海岸線より沖合100mの海域を含む） |
| シロウミアメンボ | 佐世保市，西海市（いずれも海岸線より沖合 100mの海域を含む） |
| ヨドシロヘリハンミョウ | 西海市（海岸線より沖合100mの海域を含む） |
| カワラゴミムシ，カワラハンミョウ，ハラビロ ハンミョウ，オオヒョウタンゴミムシ，オサム シモドキ | 佐世保市（海岸線より沖合100mの海域を含 む） |

## （2）野生鳥獣の保護管理〔自然環境課，農山村対策室〕

ア 野生鳥獣の生息状況
長崎県はアジア大陸に近く，かつて大陸と陸続きの時代には野生鳥獣の移動ルートであったという地理的，歴史的特異性により，日本在来の野生鳥獣のほか，大陸系の鳥獣や海洋性の鳥類などを数多く見る ことができます。

## A 鳥類

これまで380種を超える鳥類が記録されており，これは我が国で知られている鳥類の約6割にも相当します。

対馬や男女群島は，大陸性の渡り鳥の飛来地として知られ，コウ ライウグイス，オウチュウ，イナバヒタキ，ヤマショウビン，カン ムリカッコウといった本土部では観察例が極めて少ない野鳥が旅鳥 として記録されています。

また，水鳥類の渡来地である諫早湾周辺では力モ類が群れをなし て越冬します。さらに，国内希少野生動植物種に指定されているア カヒゲをはじめ，カラスバトや海洋性鳥類のカンムリウミスズメ， オオミズナギドリなどの男女群島での繁殖，ミヤマホオジロやマミ チャジナイ，シロハラなどの対馬での繁殖も特筆すべき事項です。

春，秋の渡りの季節には，ナベヅル，マナヅル等のツル類，アカ

ハラダ力等のタカ類が大群で本県上空を縱断して通過していくのを観察できます。
B 獣類
県内に生息する獣類は7目14科38種6亜種が知られています。
本土部にはキュウシュウジカ，イノシシ，ホンドタヌキをはじめ ノウサギ，ホンドキツネ，ホンドイタチ等が生息し，多良山系の一部にはヤマネも生息します。島嶼では五島列島にキュウシュウジカ， イノシシなどが生息し，対馬には国内希少野生動植物種に指定され ているツシマヤマネコをはじめ，ツシマテン，チョウセンイタチ， ツシマジカ，イノシシが生息します。
なお，狩猟鳥獣の種類などは，資料編のとおりです。
个 野生鳥獣の保護管理の推進
野生鳥獣は，生態系を構成する重要な要素であるとともに，学術，生物資源，あるいは自然とのふれあいの観点からも，県民にとって必要不可欠な存在です。このような野生鳥獣のもつ様々な価値は今日広 く認識されるところとなっており，県内外を問わず野生鳥獣の保護に対する要請はますます高まってきています。

こうした近年の野生鳥獣保護の要請に対応するために各種の施策を講じ，野生鳥獣保護の一層の充実を図っています。
ウ 鳥獣の保護管理対策の強化
A 第11次鳥獣保護事業計画の推進
野生鳥獣の適正な管理を図るため平成23年度に策定した第11次鳥獣保護事業計画（平成24年度～平成28年度）により，野生鳥獣 の保護繁殖のための鳥獣保護区や休猟区の指定計画やキジの放鳥計画を定めるとともに，野生鳥獣による農林被害対策のための有害鳥獣捕獲の基準等を策定しました。

本計画が終了する平成28年度末には，県内の鳥獣保護区指定数は 108箇所，面積は42，298haとなる予定です。
B 鳥獣保護区の指定
鳥獣保護区は，野生鳥獣の保護繁殖を図るため鳥獣の生息環境を保全する必要のある地域に指定するもので，国が指定管理する国指定鳥獣保護区と県が指定管理する県指定鳥獣保護区があります。

これらの鳥獣保護区は，その性格により森林性鳥獣生息地の保護区，大規模生息地の保護区，集団渡来地の保護区，集団繁殖地の保護区，希少鳥獣生息地の保護区及び身近な鳥獣生息地の保護区に区分されます。県下の鳥獣保護区の指定状況は表3－1－2－6のとおりで す。

表3－1－2－6 鳥獣保護区指定状況（総括表）（平成26年3月31日）

|  | 国指定 |  | 県指定 |  | 計 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | か所 | 面積ha | か所 | 面積ha | か所 | 面積ha |
| （1）森林鳥獣生息地 |  |  | 43 | 29，655 | 43 | 29，655 |
| （2）集団渡来地 |  |  | 4 | 2，564 | 4 | 2，564 |
| （3）集団繁殖地 | 1 | 416 | 1 | 2 | 2 | 418 |
| （4）希少鳥獣生息地 | 1 | 1，173 | 5 | 1，300 | 6 | 2，473 |
| （5）身近な鳥獣生息地 |  |  | 53 | 8，783 | 53 | 8，783 |
| 計 | 2 | 1，589 | 106 | 42，304 | 108 | 43，893 |

C 鳥獣保護及び被害対策
野生鳥獣は益害両面の習性をもつものが多いことから，保護対策 を進める一方，農林水産物に被害を及ぼすものについては地域の農林水産業の保全と振興に資するため，適切な方法で防除，捕獲を行 うように指導しています。また，有害鳥獣の捕獲許可に際しては，被害の発生状況等を十分に考慮し，捕獲の時期や方法，捕獲数等が適切となるよう指導しています。

近年，農作物被害を増大させているイノシシ及び対馬，八郎岳周辺，五島列島のシカについては，特定鳥獣保護管理計画を策定し，数の調整を図るための捕獲を行っています。

なお，近年市街地及び倉庫において，糞，羽毛等による被害をも たらしているドバトについても，捕獲箱等による捕獲を行っていま す。（表3－1－2－7）

表3－1－2－7 有害鳥獣捕獲実績（平成25年度）

| 鳥 |  |  |  |  |  |  |  | 類（羽） |  |  |  |  |  |
| ---: | :---: | ---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| カラス類 | スズメ | ヒヨドリ | ドバト | カモ類 | その他 | 計 |  |  |  |  |  |  |  |
| 9,532 | 90 | 441 | 1,104 | 2,347 | 11,846 | 25,360 |  |  |  |  |  |  |  |


| 獣 |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | ---: | ---: | ---: | :---: | :---: |
| （類） |  |  |  |  |  |  |
| イノシシ | シカ | タヌキ | クリハラリス | アライグマ | その他 | 計 |
| 31,789 | 7,067 | 592 | 1,823 | 1,174 | 977 | 43,422 |

## E 負傷鳥獣の保護

県民により保護された負傷疾病鳥獣等については，佐世保市西海国立公園九十九島動植物園及び長崎県獣医師会に委託して保護，治療を行い，回復後，自然界へ復帰させています。

平成25年度の保護状況は表3－1－2－8のとおりです。

表3－1－2－8 負傷疾病鳥獣保護状況（平成25年度）

| 負傷鳥獣救護施設（委託先） | 取扱件数（頭羽数） |
| :---: | :---: |
| レスキューセンター <br> （佐世保市西海国立公園九十九島䡃植物園） | 103 |
| 野生動物救護センター （長崎県獸医師会） | 211 |
| $\begin{array}{ccc} \text { そ } \\ \text { (職 } \\ & & \text { 他員) } \end{array}$ | 62 |
| 計 | 376 |

F 鳥獣保護員の配置
鳥獣保護員は，鳥獣保護区の管理や一般住民に対する保護思想の普及啓発等鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する業務に従事するとし て，法律に基づき知事が委嘱しています。（表3－1－2－9）

表3－1－2－9 鳥獣保護員（53人）の配置内訳

| 自然環境課管内 |  | 県北振興局管内 |  | 島原振興局管内 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 市町名 | 人数 | 市町名 | 人数 | 市町名 | 人数 |
| 長崎市 | 4 | 佐世保市 | 5 | 島原市 | 2 |
| 諫早市 | 3 | 平戸市 | 4 | 雲仙市 | 3 |
| 大村市 | 1 | 松浦市 | 3 | 南島原市 | 3 |
| 西海市 | 3 | 東彼杵町 | 1 |  |  |
| 長与町。 |  | 川棚町． |  |  |  |
| 時津町 | 1 | 波佐見町 | 1 |  |  |
|  |  | 小値賀町 | 1 |  |  |
|  |  | 佐々町 | 1 |  |  |
| 小 計 | 12 | 小 計 | 16 | 小 計 | 8 |
| 壱岐振興局管内 |  | 五島振興局管内 |  | 対馬振興局管内 |  |
| 市町名 | 人数 | 市町名 | 人数 | 市町名 | 人数 |
| 壱岐市 | 1 | 五島市 |  | 対馬市 | 9 |
|  |  | 新上五島町 | 3 |  |  |
| 小 計 | 1 | 小 計 | 7 | 小 計 | 9 |
|  |  |  |  | 合 計 | 53 |

## 工 適正な狩猟の推進

A 狩猟の現状
狩猟の適正化を推進する観点から，狩猟者の資質の向上と秩序ある狩猟の確保を目的として，昭和54年から狩猟免許試験制度が導入され ています。また，狩猟と鳥獣保護との調整，狩猟事故による被害者救済（ハンター賠償責任保険最低限加入の義務化）を徹底するため，昭和54年から狩猟者登録制度が実施されました。したがって狩猟免許を受けたのち，狩猟しようとする者は，都道府県知事の登録を受けなけ れば狩猟をすることができないことになっています。

平成25年度の狩猟免状及び狩猟者登録証の交付状況は，表 3－1－2－10のとおりです。

表3－1－2－10 狩猟免状及び狩猟者登録証の交付状況（単位：件）
（狩猟免状 平成25年度）

| 網猟・わな猟 | 第1種銃猟 | 第2種銃猟 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2,482 | 715 | 20 | 3,217 |

（狩猟者登録証 平成25年度）

|  | 網猟 | わな猟 | 第1種銃猟 | 第2種銃猟 | 計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 県内者 | 8 | 628 | 494 | 28 | 1,158 |
| 県外者 | 0 | 10 | 106 | 1 | 117 |
| 計 | 8 | 638 | 600 | 29 | 1,275 |

B 休猟区，捕獲禁止区域の設定
休猟区については，狩猟鳥獣の自然増加を図る目的で，3年以内の期間を定めて設定することとしており，平成26年3月31日現在8か所， 12，428haです。なお，本県の休猟区は，特定鳥獣であるイノシシ， シカが狩猟可能である特例休猟区としています。

捕獲禁止区域については，特定の狩猟鳥獣の保護繁殖を図るため，区域や期間又は猟法を定めて捕獲を禁止しています。

捕獲禁止区域の設定状況は表3－1－2－11のとおりです。

表3－1－2－11 捕獲禁止区域一覧表

| 名 称 | 期 間 | 面積（ha） |
| :---: | :---: | :---: |
| 壱岐市コウライキジ捕猚禁止区域 | H24．11．1～H29．10．31 | 13，837 |
| 対馬メスコウライキジ捕獲禁止区域 | H18．11．1～H28．10．31 | 70，459 |
| 平戸市大島村メスコウライキジ捕獲禁止区域 | $\mathrm{H} 24.11 .1 \sim \mathrm{H} 29.10 .31$ | 1，552 |
| 計 3 か所 |  | 85，848 |
| ※メスヤマドリ・メスキジ（コウライキジを除く） は全国一円で捕獲禁止。ただし，メスヤマドリ・ メスキジの捕獲を目的に含む放鳥獣猟区を除く。 | H24．9．15～H29．9．14 | 全国一円 |

C キジの放鳥
休猟区のうち，キジの増殖を図る必要が認められる区域について は，1か所当たり80羽程度のキジを放鳥しており，例年県下で320羽を放鳥しています。
D 狩猟事故，違反の防止
a 特定猟具使用禁止区域（銃）の設定
銃猟による危険を防止するため，農林業上の利用が恒久的に行 われている地域，野外レクリエーションの場として利用者が多い地域，及び銃繝による事故発生のおそれのある区域については，

通常20年間の期間を特定猟具使用禁止区域（銃）として設定する ことにしており，平成25年度末現在で84か所，17，617．9haと なっています。
特定猟具使用禁止区域（銃）の設定状況は，資料14のとおりで す。
b 狩猟者講習会の実施
狩凬免許（有効期間3年）の更新希望者に対し，適性検査及び法令，鳥獣の判別，猟具の取扱いについて，各1時間の講習を実施しています。
c 安全狩猟のための講習委託
狩猟事故の末然防止，法律の遵守について徹底した研修を行う ため，また，狩猟免許試験，適性検査に係る技能試験補助員及び講習講師の応援等，一般社団法人長崎県猟友会へ事業の一部を委託しています。
d 狩猟期間中の取締りパトロール
事故や違反の防止を目的として，日の出前，日中，日没後の指導取締りを，県警本部とともに実施しています。
オ 野生鳥獣の保護思想の普及啓発
県民の野生生物に対する理解と保護意識を高めるために，県内3 か所で探鳥会（バードウオッチン グ）や自然観察会を開催したほか，愛鳥週間ポスターコンクール等を実施しています。


平成26年度愛鳥週間用ポスター
（公財）日本鳥類保護連盟会長賞受賞作品
（3）保護•保全のための事業 〔自然環境課〕

## ア 緑といきもの賑わい事業

「長崎県生物多様性保全戦略」に基づいた各種保全対策を県，市町，民間の各事業主体しベルにおいて推進するため，従来の緑化事業に加 え，新たに保全地域等の保全事業，希少野生植物の保護増殖等これま で対象としていなっかた事業に積極的に対応することにより，未来に つながるよりよい環境づくりを目指しています。

平成25年度の実施状況は表3－1－2－12から表3－1－2－14のとおり です。

表3－1－2－12 平成25年度緑といきもの賑わい事業（県事業）

| 施設名 | 所在地 | 事業内容 | 工事費等 （千円） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 長崎東高等学校 | 長崎市 | ツツジ植栽 | 630 |
| 五島南高等学校 | 五島市 | グリーンカーテン設置 | 5，022 |
| 出島常盤緑地 | 長崎市 | 夕ブ，ツツジ他植栽 | 2，776 |
| 原生沼木道 | 雲仙市 | 湿原保護木道 | 8，136 |
| 自然環境保全対策 | 佐世保市 | 宇久大浜希少種保護看板他 | 1,332 |
| 計 | 5 施設 |  | 17,897 |

表3－1－2－13 平成25年度緑といきもの賑わい事業（市町事業）

| 申請者 | 対象施設 | 事業内容 | 事業費 <br> （千円） | $\begin{aligned} & \text { 交付額 } \\ & \text { (千円) } \end{aligned}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 五島市 | 中央公園 | 花壇造成 | 1，082 | 721 |
| 長崎市 | 黒崎永田湿地自然公園 | 高木植栽，花壇 | 4，787 | 1，582 |
| 新上五島町 | 高井旅海水浴場 | 於が $\times$ 卵孚化場整備 | 819 | 518 |
| 計 | 3市町 |  | 6，687 | 2，821 |

表3－1－2－14 平成25年度緑といきもの賑わい事業（民間団体事業）

| 申請者 | 対象施設 （所在地） | 事業内容 | 事業費 <br> （千円） | 交付額 (千円) |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| （社福）親愛福祉会 | 親愛こども園 | 園庭張芝 | 629 | 314 |
| （社福）琴北保育会 | 形上保育園 | 中木植栽，張芝 | 703 | 351 |
| （社福）ヒカリ福祉会 | 須川保育園 | 中木植栽，張芝 | 824 | 411 |
| （社福）長崎ボランテ <br> ィア協会 | 山里平和保育園 | 中木植栽，花壇造成 | 957 | 478 |
| （社福）真和会 | 仲沖保育園 | 中木植栽 | 348 | 153 |
| （社福）わかば福祉会 | やまだ保育園 | ビオトープ整備，中木植栽 | 2，186 | 1，200 |
| 計 | 6 施設 |  | 5，647 | 2，907 |

个 ふるさと自然再生事業
身近なふるさとの自然環境の保全，再生，活用を図り，県立自然公園等の自然環境の保全手法の見直しや，地域性あふれる身近な自然環境の再生を図るため，平成25年度は県内の生物多様性の状態や危機及び対策の状況等を取りまとめた，生物多様性評価地図を作成しまし た。
（4）保安林の指定〔林政課〕
水源のかん養や山地災害の防止機能等森林の公益的機能を確保するた めに，重要な森林について保安林の指定を推進しました。
－平成25年度末指定面積 49，588ha

## （5）生物多様性の啓発 〔自然環境課〕

平成22年が国際生物多様性年であったことから，広い層の県民に生物多様性をわかりやすく啓発するため，長崎県美術館において「いきもの つながりアート展in長崎」を開催しました。

その後，その出展作家の作品（動物リアルぬいぐるみと動物生態写真） で構成された展示セットにより「いきものつながり巡回展」を離島4地区（五島，上五島，壱岐，対馬），本土5地区（長崎市，島原市，平戸市，大村市，佐世保市）で開催し，現在イベント等への展示セットの無料貸し出しを行い，より幅広い生物多様性の啓発に努めています。

なお，生物多様性保全戦略の見直しに併せて，生物多様性フォーラム を県下5地域で開催するとともに，県民からの応募をもとに，ツシマヤ マネコや多良山系のツクシシャクナゲなどを「長崎いきもの百景」とし て選定しました。

## 課題

○ 近年，イノシシ，シカ等の野生鳥獣による農林業被害が顕著です。これ には，被害防除施設の整備とともに，有害鳥獣の駆除に従事できる狩繝者 の確保と育成，さらには被害対策を講じるための鳥獣生息実態調査が必要 です。
○ 多面的な機能強化と併せて，自然影観形成のための「彼岸花」，「水仙」 など草花等の植栽を推進します。
○ 農村の水辺空間や農業用の施設，農地などは，多面的機能を持つ，県民共有の財産であり，その保全活動に対して，広く県民に理解を求めていく必要があります。

1 自然とのふれあいの場の保全•整備

## 現状•施策

（1）自然公園制度等の運用 〔自然環境課〕
自然公園には，我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地として指定する国立公園，国立公園の風景に準ずる優れた自然の風景地として指定する国定公園，都道府県の風景を代表する風景地として指定する都道府県立自然公園があります。

本県における配置は図3－2－1－1，指定状況は表3－2－1－2に示すとお りです。自然公園の合計面積は $741 \mathrm{~km}{ }^{2}$ で県土面積の $18.1 \%$ を占め，自然環境の保全を図るとともに，自然体験，自然観察，エコツーリズム，野外レクリエーション等自然とのふれあいの場として重要な役割を果た しています。

図3－2－1－1 自然公園位置図


表3－2－1－2 自然公園の種類別面積

| 種 別 | 公園数 | 公園面積（ha） | 県土地面積に対する比率（\％） |
| :---: | ---: | :---: | :---: |
| 国立公園 | 2 | 37,504 | 9.2 |
| 国定公園 | 2 | 12,304 | 3.0 |
| 県立自然公園 | 6 | 24,283 | 5.9 |
| 合 計 | 10 | 74,091 | 18.1 |

（2）公園計画の見直し 〔自然環境課〕
自然公園法において，自然公園の保護及び適正な利用を図るために公園計画を定めることになっています。国においては，国立公園を取り巻 く社会条件等の変化に対応するため昭和57年度から自然保護を基調とし て公園計画の再検討を行っています。また，再検討が終了した公園につ いては，おおむね5年ごとに公園計画の点検を実施することとされてい ます。（表3－2－1－3）
国定公園においても，国立公園に準じて再検討を進めることとされ，再検討が終了した公園については国立公園と同様に点検を実施すること になっています。また県立自然公園についても再検討作業に着手し，平成 25 年度は島原半島県立公園の公園計画見直しを行っています。

表3－2－1－3 保護計画一覧表（単位：ha）

| 区 | 指定年月日 | 面 積（海域を除く） |  |  |  | $\begin{aligned} & \text { 海域 } \\ & \text { 公園 } \\ & \text { 地区 } \end{aligned}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 計 | 特別保護地区 | 特別地域 | 普通地域 |  |
| 国 雲仙天草国立 <br> 公園雲仙地域 | S 9.3 .16 | 12，858．0 | 588.0 | 4，360．0 | 7，910．0 | － |
| 公 西海国立公園 | S30． 3.16 | 24，646．0 | 80.0 | 23，571．0 | 995.0 | 30.4 |
| 園 小 計 |  | 37，504．0 | 668.0 | 27，931．0 | 8，905．0 | 30.4 |
| 它岐対馬国定公園 | S43． 7.22 | 11，946．0 | 289.0 | 11，454．0 | 203.0 | 47.5 |
| $\begin{array}{l\|l\|} \hline \text { 定 } & \text { 玄海国定公園 } \\ \text { 㝨 } & \text { 北松浦地域 } \end{array}$ | S31．6． 1北松浦地域編入 S43． 7.22 | 358.0 | － | 358.0 | － |  |
| 小 計 |  | 12，304．0 | 289.0 | 11，812．0 | 203.0 | 47.5 |
| 多良岳県立公園 | S26． 4.6 | 6，543．0 | － | － | 6，543．0 |  |
| 野母半島 11 | S30．10．13 | 7，090．0 | － | － | 7，090．0 |  |
| 県 北 松 11 | S37． 1.10 | 3，514．0 | － | 34.0 | 3，480．0 | － |
| 郹 大村湾 11 | S41． 1.11 | 2，235．0 | － | 45.0 | 2，190．0 | － |
| 公 西彼杵半島！ | S41． 1.11 | 3，066．0 | － | － | 3，066．0 | － |
| 國島半島 11 | S45．1．20 | 1，835．0 | － | － | 1，835．0 | － |
| 小 計 |  | 24，283．0 | － | 79.0 | 24，204．0 | － |
| 自然公園合計 |  | 74，091．0 | 957.0 | 39，822．0 | 33，312．0 | 77.9 |

（注）西海国立公園の海域公園地区の指定は，昭和47年10月16日，壱岐対馬国定公園の海域公園地区の指定は，昭和53年6月16日です。
（3）自然公園における風致景観の保護 〔自然環境課〕
自然公園には，風致景観の保護を図るため，特別地域，特別保護地区及び海域公園地区が指定されています。

これらの地域において各種行為を行う場合は，環境大臣又は県知事の許可が必要であり，その際には，自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準により判断することにより，風致景観の保護を図っています。

また，普通地域においても，一定の行為について環境大臣又は県知事 への届出が必要とされており，これにより風景の保護を図っています。平成25年度における各種行為に対する許可申請等の処理状況は表 3－2－1－4のとおりです。

表3－2－1－4 平成25年度自然公園許可申請等の処理状況（件数）

| 公園名 | 処理※ | 工作 <br> 物の <br> 新改 <br> 増築 | $\begin{array}{\|c\|c\|} \text { 木竹 } \\ \text { の } \\ \text { 伐採 } \end{array}$ | $\begin{gathered} \text { 木竹 } \\ \text { の } \\ \text { 損傷 } \end{gathered}$ | $\left\lvert\, \begin{gathered} \text { 土石 } \\ \text { の } \\ \text { 採取 } \end{gathered}\right.$ | $\left\lvert\, \begin{aligned} & \text { 広告 } \\ & \text { 物の } \\ & \text { 設置 } \end{aligned}\right.$ | $\left\lvert\, \begin{aligned} & \text { 物の } \\ & \text { 集積 } \\ & \text { 貯蔵 } \end{aligned}\right.$ | $\left\|\begin{array}{c} \text { 水面 } \\ \text { の } \\ \text { 埋立 } \end{array}\right\|$ | 土地 <br> の <br> 形状 <br> 変更 | 指定植物 の採取 | 指定植物 の植栽 | $\left\|\begin{array}{c} \text { 指定 } \\ \text { 動物 } \\ \hline \\ \text { 捕獲 } \end{array}\right\|$ | 指定動物 <br> の放出 | $\left\lvert\, \begin{gathered} \text { 色彩 } \\ \text { の } \\ \text { 変更 } \end{gathered}\right.$ | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 非常 } \\ \text { 災害 } \\ \text { の } \\ \text { 応急 } \\ \text { 措置 } \\ \text { 届出 } \\ \hline \end{array}$ | $\begin{array}{\|c\|c\|} \text { 家畜 } \\ \text { の } \\ \text { 放牧 } \\ \text { 届出 } \end{array}$ | 普通 <br> 地域 <br> 行為 <br> 届出 |  | 合計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 雲仙天草国立公園 | 大臣 | 2 |  |  | 2 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 6 | 10 |
|  | 知事 | 23 |  |  |  | 4 |  |  | 2 |  |  |  |  |  |  |  | 1 |  | 30 |
|  | 島原 | 8 |  |  |  | 7 |  |  |  |  |  |  |  | 1 |  |  |  |  | 16 |
|  | 小計 | 33 |  |  | 2 | 11 |  |  | 2 |  |  |  |  | 1 |  |  | 1 | 6 | 56 |
| $\begin{aligned} & \text { 西海 } \\ & \text { 国立公園 } \end{aligned}$ | 大臣 | 15 | 1 |  | 3 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 1 | 20 |
|  | 知事 | 39 |  |  |  | 6 |  |  | 3 | 1 |  |  |  |  |  |  | 2 |  | 51 |
|  | 県北 | 11 |  |  |  | 3 |  |  |  | 1 |  |  |  |  |  |  |  |  | 15 |
|  | 五島 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 小計 | 65 | 1 |  | 3 | 9 |  |  | 3 | 2 |  |  |  |  |  |  | 2 | 1 | 86 |
| 它岐対馬国定公園 | 知事 | 20 | 3 |  |  |  |  |  | 2 |  |  |  |  |  |  |  | 5 | 3 | 33 |
|  | 壱岐 | 6 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 6 |
|  | 対馬 | 11 | 2 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 13 |
|  | 小計 | 37 | 5 |  |  |  |  |  | 2 |  |  |  |  |  |  |  | 5 | 3 | 52 |
| 玄海 <br> 国定公園 | 知事 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 県北 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 小計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 野母半島県立公園 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 4 |  | 4 |
| 大村湾県立公園 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 3 |  | 3 |
| 島原半島県立公園 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 2 |  | 2 |
| 北松県立公園 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 4 |  | 4 |
| 西彼杵半島県立公園 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 2 |  | 2 |
| 合計 |  | 135 | 6 |  | 5 | 20 |  |  | 7 | 2 |  |  |  | 1 |  |  | 23 | 10 | 209 |

※申請等の内容•規模によって，許可等の処理の権限が，国立公園の場合環境省•県知事•振興局長，国定公園の場合県知事•振興局長に，それぞれ分かれています。
（4）自然保護のための用地取得 〔自然環境課〕
自然保護基金は県内の優れた自然を保護するとともに，その利用の増進に必要な不動産を取得するため，金額1億円で昭和47年に設置されま した。これまで，9か所16件，845，165．67m²を基金で購入しました。

平成7年度以降，活用実績がないことから，平成16年度末をもって長崎県自然保護基金条例を廃止し，平成17年度より自然保護のために必要 な用地取得は用地基金で行うこととしています。
（5）自然公園における環境保全対策 〔自然環境課〕
ア 自然公園の美化清掃活動事業
自然公園の利用により発生するゴミは，単に美観を損ねるだけでなく悪臭の発生など，環境汚染を引き起こしたり，野生動物が誤って飲み込ん でしまうなど，生態系に悪影響を与えます。

そこで，特に利用者の多い国立公園内の主要な利用地域の美化清掃を積極的に推進するため，現地における美化清掃団体の育成強化を図り， それらの団体が行う清掃活動事業に対し補助を行っています。（表 3－2－1－5）

このほか，自然公園の利用地域において，自然公園法第19条に基づき，県•市•町及び関係団体が協力して美化清掃活動を実施するとともに「ゴ ミ持ち帰り運動」等，美化思想の普及啓発を行っています。

表3－2－1－5 美化清掃活動事業実施状況（平成25年度）

| 国立公園名 | 地域名 | 事業費 | 実施団体 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 西 海 | 鹿子前 | 1，200，000円 | 長崎県自然公園協議会 佐世保支部 |
| 西 海 | ら張岳 | 1，200，000円 | 111 |
| 西 海 | 平 戸 | 1，700，000円 | 11 平戸支部 |
| 西 海 | 福 江 | 1．420．000円 | 11 福江支部 |
| 雲仙天草 | 雲 仙 | 3，714，000円 | （一財）自然公園財団 雲仙支部 |
| 計 | 5 か所 | 9，234，000円 |  |

## イ 環境管理事業

雲仙の春を代表する影観であるミヤマキリシマ群落は，放牧により形成された人為的な景観ですが，今では放牧は行われていません。

このため，地元「雲仙を美しくする会」の下草刈りボランティア活動の協力を得て，この景観を維持しています。

また，雲仙温泉の原生沼は県内でも貴重な高層湿原ですが，植物の堆積や周囲からの土砂の流入によって，近年，干陸化が進んでいます。県では，定期的に草刈りを行い，景観の維持に努めています。

なお，環境省では羊，ヤギの放牧によるミヤマキリシマ群落の再生 と管理の省力化等を目的に，平成22年度から平成24年度にかけて実証実験を行いました。
ウ 管理体制の強化
国立•国定公園及び県立自然公園の管理については，国立公園を所管する環境省をはじめ，関係市町，関係団体，自然公園指導員等と連携協力し，その適正を期しています。

なお，雲仙天草及び西海の両国立公園については，環境省により雲仙天草国立公園雲仙自然保護官事務所（雲仙市），西海国立公園佐世保自然保護官事務所（佐世保市）及び五島自然保護官事務所（五島市） が設置されています。
（6）自然公園の利用状況 〔自然環境課〕
自然公園等の利用者数を把握することは，公園計画の策定及び施設整備等の基礎資料となり，自然公園行政の推進に欠くことができないもの であることから，毎年調査を実施しています。平成25年の利用者数は， 14，447千人で大震災後の自粛ムードの回復や拠点施設への観光客の増加等により対前年比106\％となっています。（表3－2－1－6）

表3－2－1－6 公園別利用者数調

| 区分 | 公園名 | 利用者数（千人） |  | 対前年比 （\％） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 平成24年 | 平成25年 |  |
| 国立公園 | 雲仙天草（雲仙のみ） | 2，476 | 2，614 | 106 |
|  | 平戸•九十九島 | 2，903 | 3，137 | 108 |
|  | 西海 五島列島 | 1，443 | 1，461 | 101 |
|  | 小 計 | 4，346 | 4，638 | 107 |
|  | 計 | 6，822 | 7，253 | 106 |
| 国定公園 | 壱岐対馬 | 1，878 | 2，142 | 114 |
|  | 玄海（北松浦のみ） | 57 | 55 | 97 |
|  | 計 | 1，935 | 2，197 | 114 |
| $\begin{aligned} & \text { 県 立 } \\ & \text { 自然公園 } \end{aligned}$ | 野母半島 | 1，884 | 2，010 | 107 |
|  | 多良岳 | 795 | 771 | 97 |
|  | 大村湾 | 956 | 1，027 | 107 |
|  | 島原半島 | 530 | 537 | 104 |
|  | 西彼杵半島 | 463 | 459 | 99 |
|  | 北 松 | 187 | 194 | 103 |
|  | 計 | 4，816 | 4，997 | 104 |
| 合 計 |  | 13，573 | 14，447 | 106 |

（7）国立公園•国定公園•県立自然公園の利用施設 〔自然環境課〕
自然公園は人々が自然との交流を図る健全な野外レクリエーションの場として，ますますその重要性が高まっています。地域に心さわしい利用施設を計画的に整備し，快適で適正な利用の推進を図ることにしてい ます。
公園施設については，自然環境に配慮しつつ，自然とのふれあいを求 める県民のニーズに応え，安全で快適な利用を推進するため，自然公園 の利用計画に基づき国直轄，自然環境整備交付金，県単独，県費補助事業等により園路，園地，休憩所，公衆便所，野営場，駐車場等公共的な施設の整備を年次計画によって実施しています。

なお，平成25年度における自然公園の整備状況は，表3－2－1－7のと おりです。

## 表3－2－1－7 国立•国定•県立公園の整備状況（平成25年度）

（ア）国直轄事業（国費100\％）

| 公園名 | 市町名 | 事業名 | 規模及び構造 | 事業費 <br> （千円） |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :--- | :---: | :---: | :---: |
| 西海国立公園 | 五島市，小値賀町 | 九州自然歩道 | 歩道，標識類 | 61,225 |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  | 61,225 |

（イ）県単独事業（県費3／4 地元負担金1／4）

| 公園名 | 市町名 | 事業名 | 規模及び構造 | $\begin{aligned} & \text { 工事費 } \\ & \text { (千円) } \end{aligned}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 西海国立公園 | 新上五島町 | 黒崎園地 | 四阿改修，園路改修 | 7，258 |
| 11 | 11 | 龍観山園地 | 測量，設計 | 1，943 |
| 11 | 小値賀町 | 愛宕山園地 | トイレ，園路改修等 | 8，275 |
| 計 |  |  |  | 17，476 |

（8）九州自然歩道の整備 〔自然環境課〕
九州自然歩道の利用を促進するために，既設ルート（南島原市口之津 ～佐世保市栗ノ木峠）について歩道の改修と老朽化した案内板や標識の補修等を実施しています。

また，世界遺産暫定一覧表に記載されている「長崎の教会群とキリス ト教関連資産」を結ぶルート（下五島，上五島，平戸，佐世保）を九州自然歩道に加え，五島，平戸等の美しい自然とふれあいながら教会群を巡ることのできる歩道として整備を実施しています。

平成25年度は国事業で，五島市，小値賀町において，歩道，標識類等 を整備しました。
（9）雲仙公園 〔自然環境課〕
ア 雲仙公園の概要
雲仙は島原半島の中央部に位置し，雲仙火山の主峰をなす普賢岳 （ $1,359 \mathrm{~m}$ ），国見岳（ $1,347 \mathrm{~m}$ ），妙見岳（ $1,333 \mathrm{~m}$ ），九千部岳 $(1,062 m)$ 等が急峻な山岳地形を形成していますが，平成2年に始ま った以山活動により，新たに平成新山（ $1,486 \mathrm{~m}$ ）が加わりました。中腹部には雲仙地獄と呼ばれる噴気地帯があり，周辺には旅館，ホ テルを中心とした雲仙温泉街が形成されています。

県では明治44年に，雲仙地獄周辺の官有地を県営温泉公園とし，雲仙の優れた自然を活用して観光客，特に外国人客の誘致を図るため，全国に先駆けて自然公園の整備，管理を開始しました。

大正2年には，県営施設として開設された日本最初のパブリックゴ ルフコースである雲仙ゴルフ場が開設されました。

昭和9年には，国立公園制度の発足とともに雲仙は，我が国第1号の国立公園に指定されました。

戦前は外国人の保養地として，戦後は九州を代表する温泉宿泊地と

して発展してきました。
しかし，平成2年11月に普賢岳が198年ぶりに噴火し，度重なる火砕流等により大きな被害が発生しました。
1 雲仙公園の利用施設の整備と管理
雲仙公園のレクリエーション利用に供するため自然公園等整備事業 により園地，駐車場，自然歩道，野営場（キャンプ場）等を整備して います。

雲仙温泉地区の国有地では，環境省が直轄事業としてビジターセン ター，雲仙地獄探勝歩道等を整備し，その他に国庫補助事業等により，県が田代原野営場，池ノ原園地，宝原園地等の整備を行ってきました。

これらの施設の管理は，直轄事業分については，（一財）自然公園財団などで，県事業分については，県で行っています。

県で設置している自然公園の有料施設のうち，田代原野営場（雲仙市），雲仙テニスコート（雲仙市），論所原野営場（南島原市）につ いては，指定管理者制度を導入し，管理•運営を行っています。
A 仁田峠循環自動車道路（平成21年度から雲仙市道小浜仁田峠循環線）
昭和11年に仁田峠～終点（現在の下り線）5，802m•幅員4．Om が完成し，昭和12年には定期バスが運行を開始しました。さらに昭和31年に池ノ原～仁田峠間（現在の上り線）4，438m•幅員4．Om が整備され，総延長10，240mのうち一部は国道に移管され，現在 の8，200mの区間となっています。

平成21年4月には雲仙市へ移管され，一般市道として通行料が無料となり，平成21年度の通行台数は148，586台と対前年度比50\％増でした。また，平成25年度は111，821台，20年度比13\％増と なっています。（表3－2－1－8）

表3－2－1－8 仁田峠循環自動車道路利用状況（台数）

|  | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 平成25年度 | 7，523 | 25，703 | 4，732 | 4，710 | 9，589 | 8，085 |  |
| 平成20年度 | 6，665 | 18，864 | 2，939 | 5，228 | 8，179 | 5，411 |  |
|  | 1 O月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2月 | 3月 | 計 |
| 平成25年度 | 9，850 | 23，552 | 4，149 | 5，427 | 3，577 | 4，924 | 111，821 |
| 平成20年度 | 8，856 | 27，116 | 3，710 | 2，836 | 3，859 | 5，311 | 98，974 |

（1 O）温泉の保護と利用〔自然環境課〕
ア 温泉の利用
我が国は世界でも有数の温泉国です。本県には，雲仙•小浜，壱岐湯本の国民保養温泉地をはじめとして多くの温泉地があり，古くから国民 の保健休養地として親しまれ，行楽の中心地として利用されてきました。 （表3－2－1－9）

表3－2－1－9 温泉利用状況（平成26年3月31日現在）

| 所轄保 | 市 町 | 温 泉 | 源泉 | 利用源泉数 <br> （A） |  | 末利用源泉 |  | 温度別源泉数 |  |  |  | 濞量1／分 |  | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 宿泊 } \\ \text { 施設 } \\ \text { 数 } \end{array}$ | $\begin{array}{\|ll\|} \hline \text { 収 } & \text { 容 } \\ \text { 定 } & \\ \hline \end{array}$ | 年度延宿泊 <br> 利用人員 |  | 国民保養温泉地年度延宿泊人員 | 主たる泉質名 |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 総数 |  |  | 数 | （B） | $25^{\circ} \mathrm{C}$ | $25^{\circ} \mathrm{C}$ 以上 | $42^{\circ} \mathrm{C}$ | 水蒸気 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 健所名 | 村 名 | 地 名 | $A+B$ | 自噴 | 動力 | 自嗔 | 動力 | 未満 | $42^{\circ} \mathrm{C}$ 未満 | 以上 | －ガス | 自噴 | 動 力 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 西 彼 | 長 与 | 道ノ尾 | 1 |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 75 |  |  |  | 1 |  | 単純温泉 |  |  |
|  | ＂ | 岡 | 1 |  | 1 |  |  |  |  | 1 |  |  | 300 |  |  |  | 1 |  | 炭酸水素塩泉 |  |  |
|  | ＂ | 高田 | 1 |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 236 |  |  |  | 1 |  | 単純温泉 |  |  |
|  | 時 津 | 旦 並 | 1 |  |  |  | 1 |  | 1 |  |  |  | 55 |  |  |  | 0 |  | 単純温泉 |  |  |
|  | 西海 | 西 彼 | 1 |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 300 |  |  |  | 1 |  | 塩化物泉 |  |  |
|  | ＂ | 西 海 | 2 |  | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |  |  | 60 | 300 |  |  |  | 1 |  | 塩化物泉 |  |  |
|  | 計 |  | 7 |  | 5 | 1 | 1 | 1 | 5 | 1 |  | 60 | 1． 266 |  |  |  | 5 |  |  |  |  |
| 県 央 | 諌 早 | 松 里 | 1 |  |  |  | 1 |  | 1 |  |  |  | 270 |  |  |  |  |  | 塩化物泉 |  |  |
|  | ＂ | 唐 比 | 1 |  | 1 |  |  | 1 |  |  |  |  | 170 | 1 | 48 | 494 | 1 |  | 塩化物泉 |  |  |
|  | ＂ | 飯盛 | 2 |  | 1 |  | 1 |  |  | 2 |  |  | 350 |  |  |  | 1 |  | 塩化物泉 |  |  |
|  | ＂ | 本 野 | 1 |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 170 |  |  |  | 1 |  | 炭酸水素塩泉 |  |  |
|  | ＂ | 幸 | 1 |  |  |  | 1 |  | 1 |  |  |  | 150 |  |  |  | 1 |  | 単純温泉 |  |  |
|  | 大 村 | 大 村 | 8 | 1 | 2 | 1 | 4 | 1 | 6 | 1 |  | 541 | 381 |  |  |  | 2 |  | 塩化物泉 |  |  |
|  | 東彼杵 | 東彼杵 | 2 |  | 2 |  |  |  | 1 | 1 |  |  | 260 |  |  |  | 1 |  | 単純温泉 |  |  |
|  | III 棚 | III 棚 | 4 |  | 2 |  | 2 | 2 | 1 | 1 |  | 168 | 524 | 1 | 149 | 15，339 | 2 |  | 塩化物泉 | 県立 |  |
|  | 波佐見 | 波佐見 | 5 |  | 3 |  | 2 | 4 | 1 |  |  |  | 497 | 2 | 32 | 1，539 | 2 |  | 炭酸水素塩泉 |  |  |
|  | 計 |  | 25 | 1 | 12 | 1 | 111 | 8 | 12 | 5 |  | 709 | 2．772 | 4 | 229 | 17，373 | 11 |  |  |  |  |
| 県 南 | 島 原 | 島 原 | 7 | 3 | 2 | 2 | 2 |  | 7 |  |  | 164 | 280 | 6 | 891 | 133，729 | 6 |  | 炭酸水素塩泉 |  |  |
|  | ＂ | 有 明 | 2 |  | 2 |  |  |  | 2 |  |  |  | 670 |  |  |  | 2 |  | 炭酸水素程泉 |  |  |
|  | 雲 仙 | 瑞 穗 | 1 |  | 1 |  |  |  |  | 1 |  |  | 90 |  |  |  | 2 |  | Na －塩化物•炭酸水素塩泉 |  |  |
|  | ＂ |  | 1 |  |  |  | 1 |  | 1 |  |  |  | 169 |  |  |  |  |  | 単純温泉 |  |  |
|  | ＂ | 小 浜 | 31 | 13 | 11 | 7 |  |  |  | 31 |  | 6，002 | 4.167 | 22 | 1，788 | 136，570 | 20 | 136，570 | 塩化物泉 |  |  |
|  | ＂ | 雲仙 | 46 | 45 |  | 1 |  |  |  | 46 |  | 算定不能 |  | 19 | 4， 280 | 412， 218 | 21 | 412．218 | 硫黄泉 | 国立 |  |
|  | 南島原 |  | 1 |  |  |  | 1 | 1 |  |  |  |  | 337 |  |  |  |  |  | 塩化物泉 |  |  |
|  | ＂ | 口之津 | 1 |  | 1 |  |  | 1 |  |  |  |  | 136 | 1 | 107 | 5． 267 | 1 |  | 塩化物泉 |  |  |
|  | ＂ | 南有馬 | 3 |  | 3 |  |  |  | 3 |  |  |  | 480 | 2 | 69 | 8． 593 | 2 |  | 単純温泉 |  |  |
|  | ＂ | 須 川 | 1 |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 124 | 1 | 36 | 1．753 | 1 |  | 単純温泉 |  |  |
|  | ＂ | 布 津 | 1 |  | 1 |  |  |  |  | 1 |  |  | 142 |  |  |  | 1 |  | 塩化物泉 |  |  |
|  | ＂ | 島原•深江 | 2 |  | 1 |  | 1 | 1 | 1 |  |  |  | 173 | 1 | 627 | 179，136 | － 1 |  | 炭酸水素塩泉 |  |  |
|  | 計 |  | 97 | 61 | 23 | 10 | 3 | 3 | 15 | 79 |  | 6．166 | 6， 768 | 52 | 7，798 | 877， 266 | 57 | 548，788 |  |  |  |
| 県北 | 平 戸 | 田の浦 | 1 | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 6 |  | 1 | 30 | 1．579 |  |  | 単純温泉 |  |  |
|  | ＂ | 田助 | 1 | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 17 |  |  |  |  |  |  | 単純温泉 |  |  |
|  | ＂ | 千里ヶ浜 | 1 |  | 1 |  |  |  |  | 1 |  |  | 78 | 1 | 419 | 68，073 | 1 |  | 炭酸水素塩泉 |  |  |
|  | ＂ | 平 戸 | 1 |  | 1 |  |  |  |  | 1 |  |  | 200 | 8 | 1，169 | 121， 628 | 6 |  | 炭酸水素塩泉 |  |  |
|  | ＂ | 大島 | 1 |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 2 | 1 | 53 | 2． 452 | 1 |  | 炭酸水素塩泉 |  |  |
|  | ＂ | 生月 | 0 |  | 0 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 炭酸水素程泉 |  |  |
|  | ＂ | 田平 | 1 |  | 1 |  |  |  |  | 1 |  |  | 154 | 1 | 230 | 30，315 | 1 |  | 含鉄－ナトリウム－㞸酸水素塩泉 |  |  |
|  | 松 浦 | 喜内瀬 | 1 |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 200 | 1 | 84 | 5．553 | 1 |  | 塩化物泉 | 国定 |  |
|  |  | 阿翁免 | 1 |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 390 | 1 | 114 | 1，675 | 1 |  | 塩化物泉 |  |  |
|  |  |  | ， | 2 | 6 |  |  | 2 | 3 | 3 |  | 23 | 1． 024 | 14 | 2． 099 | 231， 275 | 11 |  |  |  |  |
| 五 島 | 五 島 | 福 江 | ， |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 100 | 1 | 448 | 12，948 | 1 |  | 含鉄泉・ナトリウム塩化物泉 |  |  |
|  | ＂ | 富 江 | 1 |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 209 |  |  |  | 1 |  | 塩化物泉 |  |  |
|  | ＂ | 荒 川 | 5 | 5 |  |  |  |  |  | 5 |  | 350 |  | 5 | 79 | 498 | 2 |  | 塩化物泉 | 国立 |  |
|  | ＂ | 岐 宿 | 1 |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 350 |  |  |  | 1 |  | 塩化物泉 |  |  |
|  | －計 |  | 8 | 5 | 3 |  |  |  | 3 | 5 |  | 350 | 659 | 6 | 527 | 13，446 | 5 |  |  |  |  |
| 上五島 | 新上五島 | 奈良尾 | 2 |  | 2 |  |  |  | 1 | 1 |  |  | 79.6 |  |  |  | 1 |  | 塩化物泉 |  |  |
|  | ＂ | 新魚目 | 1 |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 130.0 | 1 | 58 | 7．654 | 1 |  | 単純温泉 |  |  |
|  | 計 |  | 3 |  | 3 |  |  |  | 2 | 1 |  |  | 209.6 | 1 | 58 | 7654 | 2 |  |  |  |  |
| 壱 岐 | 壱 岐 | 郷ノ浦 | 2 |  | 1 |  | 1 |  | 1 | 1 |  |  | 272 |  |  |  | 1 |  | 塩化物泉 |  |  |
|  | ＂ | 湯本 | 17 | 1 | 13 | 2 | 1 |  |  | 17 |  | 不明 | 310 | 8 | 401 | 17．831 | 12 | 17．831 | 塩化物泉 | 国定 |  |
|  | ＂ | 江 角 | 1 |  |  |  | 1 |  |  | 1 |  |  | 0 |  |  |  |  |  | 塩化物泉 |  |  |
|  | 計 |  | 20 | 1 | 14 | 2 | 3 |  | 1 | 19 |  |  | 582 | 8 | 401 | 17．831 | 13 | 17，831 |  |  |  |
| 対 馬 | 対 馬 | 厳 原 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 単純温泉 |  |  |
|  | ＂ | 美津島 | 1 |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 90 | 1 | 58 | 9， 871 | 1 |  | アルカリ性単純温泉 |  |  |
|  | ＂ | ＂ |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 1 |  | アルカリ性塩化物泉 |  |  |
|  | ＂ | 峰 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 1 |  | 単純温泉 |  |  |
|  | ＂ | 上対馬 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 1 |  | 単純温泉 |  |  |
|  | 計 |  | 1 |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 90 | 1 | 58 | 9， 871 | 4 |  |  |  |  |
| 長崎市 | 長 崎 | 矢 上 | 1 |  |  |  | 1 | 1 |  |  |  |  | 60 |  |  |  |  |  | 塩化物泉 |  |  |
|  | ＂ | 中 里 | 1 |  | 1 |  |  | 1 |  |  |  | 算定不能 |  |  |  |  |  |  | 炭酸水素塩泉 |  |  |
|  | ＂ | 江の浦 | 1 |  | 1 |  |  | 1 |  |  |  | 算定不能 |  | 1 | 50 | 12，899 | 1 |  | メタけい酸の項により䤞泉 |  |  |
|  | ＂ | 五 島 | 1 |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 300 |  |  |  | 1 |  | 塩化物泉 |  |  |
|  | ＂ | 岩見町 | 1 |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 135 |  |  |  | 1 |  | アルカリ性単純温泉 |  |  |
|  | ＂ | 伊王島 | 1 |  | 1 |  |  |  |  | 1 |  |  | 720 | 1 | 410 | 92，410 | 1 |  | 塩化物泉 |  |  |
|  | ＂ | 高 浜 | 1 |  | 1 |  |  | 1 |  |  |  |  | 40 | 1 | 42 |  |  |  | 塩化物泉 | 県立 |  |
|  | ＂ | ＂ | 1 |  |  |  | 1 | 1 |  |  |  |  | 40 |  |  |  |  |  | 塩化物泉 |  |  |
|  | ＂ | 野母 | 1 |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 61 | 1 | 95 | 10，366 | 1 |  | 含鉄泉 |  |  |
|  | ＂ | 三和 | 1 |  |  |  | 1 |  | 1 |  |  |  | 104 |  |  |  |  |  | 単純温泉 |  |  |
|  | 計 |  | 10 |  | 7 |  | 3 | 5 | ， | 1 |  |  | 1．620 | 4 | 597 | 115．675 | 5 |  |  |  |  |
| 佐世保 | 佐世保 | 針 尾 | 1 |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 200 | 1 | 297 | 35，929 | 1 |  | 塩化物泉 |  |  |
| 市 | ＂ | 広 田 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 炭酸水素塩泉 |  |  |
|  | ＂ | 三川内 | 1 |  |  |  | 1 | 1 |  |  |  |  | 15 |  |  |  | 1 |  | 炭酸水素塩泉 |  |  |
|  | ＂ | 木 原 | 1 |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 206 |  |  |  |  |  | 単純温泉 |  |  |
|  | ＂ | 崎 岡 | 1 |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 600 | 1 | 91 | 15，866 | 1 |  | 炭酸水素塩泉 |  |  |
|  | ＂ | ハウスデフボス | 1 |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 506 | 1 | 655 | 195， 245 | 1 |  | 塩化物泉 |  |  |
|  | ＂ | 南風崎 | 1 |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 300 | 1 | 270 | 44，901 | 1 |  | 塩化物泉 |  |  |
|  | ＂ | 上 原 | 1 |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 38 |  |  |  |  |  | 炭酸水素塩泉 |  |  |
|  | ＂ | 大 塔 | 1 |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 600 |  |  |  | 0 |  | 炭酸水素塩泉 |  |  |
|  | ＂ | 谷 鄉 | 1 |  | 1 |  |  |  |  | 1 |  |  | 400 | 1 | 301 | 21，000 | 2 |  | 炭酸水素塩泉 |  |  |
|  | ＂ | 麇子前 | 1 |  | 1 |  |  | 1 |  |  |  |  | 277 | 1 | 79 | 5，542 | 1 |  | 含鉄泉 |  |  |
|  | ＂ | 相 浦 | ， |  | 1 |  |  |  | ， |  |  |  | 160 |  |  |  |  |  | 炭酸水素塩泉 |  |  |
|  | ＂ | 大 塔 | ， |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 416 |  |  |  | 1 |  | 炭酸水素塩泉 |  |  |
|  | ＂ | 世知原 | 1 |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 207 | 1 | 72 | 14，056 | 1 |  | 炭酸水素塩泉 |  |  |
|  | ＂ | 心野町 | 1 |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 200 |  |  |  | 1 |  | アルカリ性単純温泉 |  |  |
|  | ＂ | 鹿町町 | 1 |  | 1 |  |  |  | 1 |  |  |  | 280 |  |  |  | 1 |  | 炭酸水素塩泉 |  |  |
|  | 計 |  | 15 |  | 14 |  | 1 | 2 | 12 | 1 |  |  | 4．405．0 | 7 | 1，765 | 332，539 | 12 |  |  |  |  |
| 合 |  |  | 194 | 70 | 88 | 14 | 22 | 21 | 58 | 115 |  | 7．308 | 19，395 | 97 | 16，532 | 1，623，380 | 125 | 566．619 |  |  |  |

「温泉法」はこれらの温泉を保護しその適正な利用を図ることを目的 とし，温泉を掘削又は増掘する場合や動力装置を設置する場合には県知事の許可を，温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合には県知事又は長崎市長，佐世保市長の許可を受けなければならない旨定めてい ます。平成20年10月には「可燃性天然ガスによる災害の防止」が目的 に追加され，温泉に付随する可燃性天然ガスに対する安全対策が事業者 に義務付けられ，基準値を超える可燃性天然ガスを含む温泉を反復継続的に汲み上げる場合には温泉採取許可，基準値以下である場合には可燃性天然ガス濃度確認申請を県知事あてに提出することが必要となりまし た。（表3－2－1－10）

温泉はこれまでの医治効用•健康や保養を目的とした利用方法から，太陽光発電や風力発電等とともに有力な再生可能エネルギーの資源とし て地熱発電やバイナリー発電が注目を集めています。雲仙市の小浜温泉 では，温泉水を利用したバイナリー発電の実証事業が行われており，今後，既存の温泉の保護にも十分配慮しながら，新たな活用について可能性を探る必要があります。

表3－2－1－10 掘削許可等の処理件数

|  | H 16 | H 17 | H 18 | H 19 | H 2 O | H 21 | H 22 | H 23 | H 24 | H 25 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 掘削許可 | 8 | 8 | 4 | 5 | 5 | 3 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 増堀許可 | O | O | O | O | O | O | O | O | O | O |
| 動力装置許可 | 4 | 17 | O | 2 | 7 | 3 | 2 | O | O | 0 |
| 温泉採取許可 |  |  |  |  | 22 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 |
| 可燃性天然ガス濃度 <br> 確認申請 |  |  |  |  | 96 | 11 | 10 | 4 | 1 | 0 |
| 温泉利用許可 | 40 | 28 | 27 | 11 | 10 | 13 | 24 | 13 | 11 | 15 |
| 合 計 | 52 | 53 | 31 | 18 | 140 | 31 | 38 | 20 | 15 | 18 |

## 1 国民保養温泉地

国民保養温泉地は，温泉地のうち，温泉利用の効果が十分期待され， かつ健全な保養地として大いに活用される場所を「温泉法」に基づい て環境大臣が指定した地域です。

それぞれの地域ごとに策定された「国民保養温泉地計画」に基づき整備や維持管理がなされており，長崎県では，表2－1－1－11に示すと おり雲仙•小浜温泉，壱岐湯本温泉が指定されています。

なお，壱岐湯本温泉が平成3年度に，国民保健温泉地（国民保養温泉地のうち，医師の協力を得て温泉の保健的利用を促進することが期待できる条件を備えた温泉地）の指定を受け，平成3年度から5年度に かけて国庫補助事業により整備が行われました。

平成24年7月に環境省から通知が出され，国民保養温泉地計画は5年毎に見直しを行うことになりました。

このため，県内の2か所の国民保養温泉地も，計画の見直しに向け関係者と調整を図っていくことになります。

表 2－1－1－11 国民保養温泉地•国民保健温泉地整備状況一覧表

| 温泉地名 | 指定年 | 指定面積 | 整備年度 | 整備内容 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 雲仙•小浜 | （雲仙）昭和31年 <br> （小浜）昭和37年 | 141．6ha | （小浜）昭和37年度 <br> 昭和40年度昭和41年度昭和44年度 11昭和51年度 | 温泉保養地大浴場（鉄筋コンクリート建 <br> $531 \mathrm{~m}^{2}$ ，国庫補助事業）（昭和 40 年より国民宿舎建設） <br> 駐車場建設（面積2，021 $\mathrm{m}^{2}$ 国庫補助事業） <br> 園地（面積2，660m ${ }^{2}$ 国庫補助事業） <br> 温泉プール（本体，付帯施設国庫補助事業） <br> 温泉プール（上家，町単独事業） <br> 温泉プール（子供プール本体，付帯施設， <br> 国庫補助事業） |
| 壱岐湯本 | 昭和46年 <br> （平成3年 <br> 度変更） <br> $\downarrow$ <br> 国民保健 <br> 温泉地 | $\begin{aligned} & \text { 11.4ha } \\ & \text { (46.Oha) } \end{aligned}$ | 昭和46，48年度平成3年度平成 4 年度 <br> 11 <br> 平成5年度 <br> 11 <br> 11 | 温泉館新築（町単独事業） <br> 園地（面積1，150m2，街路灯国庫補助事業）園地（遊具設置町単独事業） <br> ゲートボール場（面積2，934m²，休憩所国庫補助事業） <br> 温泉掘削（深さ600m，揚湯施設町単独事業） <br> ゲートボール場（便所 $53 \mathrm{~m}^{2}$ ，歩道L54m，国庫補助事業） <br> 温泉センター基本設計（町単独事業） <br> 多目的保養温泉センター（町単独事業） |

（11）森林とのふれあい（長崎県民の森）〔林政課〕
県民の森では指定管理者制度を導入し，森林の整備や施設の改修など を行い，安心•安全な森林とのふれあいの場の提供に努め，また，森林 の癒し効果（森林セラピー）を利用した取組みについても推進しました。

平成25年度の来場者数は141，505人でした。
（12）グリーン・ツーリズムの推進〔農山村対策室〕
農山漁村の活性化を図るため，農林漁業や豊富な地場農林水産物等の地域特有の資源を活かした地域のグリーン・ツーリズムの取組に対して支援を行ないました。
（13）都市と漁村の交流拡大，ブルー・ツーリズムの推進〔漁政課〕
漁村地域の特性•資源を活かした活力ある地域づくりを図るため，国 の離島漁業再生支援交付金等の諸制度を活用して，各地域が主体的に取組む観光等の他産業と連携した取組みに対する支援を実施しました。

## 課題

○ 自然公園指定後も地元関係市町等地域との連携を密にし，地域の実情を把握し，よりよい公園として適正な維持管理を行っていく必要があります。
○ 三位一体改革後，国の直轄事業が一部拡充されましたが，対象範囲が限 られており，十分な事業の実施には至っていない中で，整備や管理水準の維持，向上が課題です。
○ 今後とも老朽化した既存施設について自然公園施設のバリアフリー対策 も含めた再整備や長距離自然歩道の標識等の再整備，自然公園の景観を楽 しむための展望を中心とした園地整備，自然観察や野外体験等，自然学習 の場としての施設整備を進める必要があります。

また，「エコツーリズム」といった新しい形態の公園利用にも十分対応 できるよう，より一層質の高い施設の整備を進める必要があります。
○ 自然林の保全は野生動植物保護の観点から最も効果的です。特に絶滅の危機に瀕している動植物について，その原因が自然林の減少に起因してい るものが多く見られることから，できるだけ広い面積の自然林を保全する ことが必要です。
○ ブルー・ツーリズムは海上での活動が多いため，気象条件に左右されや すいこと，船舶からの転落など危険性が高いこと，漁業に関するさまざま な制約があることなどに十分な配慮が必要です。
○魅力あふれる県民の森づくりに取組んでいますが，交通の便，施設の老朽化などで利用者数が伸び悩んでおり，更なる改善が必要です。

2 自然とのふれあいの機会の提供

## 現状•施策

（1）自然に親しむ各種の行事の実施 〔自然環境課〕
人々が自然に対する理解を深め，自然を大切にしようとする心とモう ルを育成するため，自然公園の健全な野外レクリエーションの場である園地，ビジターセンター，自然歩道等の施設を活用し，自然に親しむ活動等を通じ，自然教育等の推進やエコツーリズムを担う人材の育成を図 っています。平成25年度の実績は表3－2－2－1のとおりです。

表3－2－2－1 自然に親しむ運動実績（平成25年度）

| 公園名 | 期 日 | 行 事 名 | 内 容 | 開催地 | 方法 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\left\lvert\, \begin{gathered} \text { 多良岳県立 } \\ \text { 公園 } \\ \text { 大村湾県立 } \\ \text { 公園 } \end{gathered}\right.$ | 5月26日 <br> 7月20日 <br> 10月12日 <br> 12月21日 <br> 2月15日 | 大村市自然ガイド養成講座 | 地域の自然也風土の特色を「再発見」し，それを「守 り」，「語り伝える」人材 の育成講座 | 大村市 | 直営 |
| 雲仙天草国立公園 | 10月27日 | 島原半島ジオパーク への旅 | ジオパークガイドによる県民のジオサイト学習ツアー | 島原半島 | 直営 |

（2）自然とのふれあいを推進する指導者等の育成〔自然環境課〕
自然環境の保護及び自然公園の適正な利用を確保し，自然環境行政を推進するためには，市町及び民間の協力が不可欠です。
自然保護活動の基礎となる自然に親しみ，自然を育む心を醸成するに は，民間指導者の自主的な啓発活動に負うところが大きいのです。

県は長崎県未来環境条例に基づき，自然環境保全地域等を巡回し，自然環境の保全及び動植物の保護の状況を把握するとともに，自然保護に ついて指導するため自然環境監視員を委嘱し，県下の希少野生動植物種保存地域に配置しています。

また，特に，国立公園及び国定公園を保護しその利用の適正化を図る ため，自然公園指導員51人が環境省自然環境局長から委嘱されています。
（3）森林とのふれあい（インタープリターとの連携）〔林政課〕
長崎県民の森で開催する自然観観察会，ネイチャーゲーム，木エクラ フト，オリエンテーリング及び星の観察会など，インタープリター（森 の案内人）と連携し，森林とのふれあう機会の提供に努め，森林に対す る県民意識の啓発を図りました。
－イベントの回数 75回 •参加人数 3，548人
（4）水辺の環境整備〔河川課〕
地域の人々が，河川の水辺で愛護活動や親水活動を行いやすい水辺環境を整備するため，斜路，階段，飛び石，低水護岸，散策路等の整備を行いました。
整備を行った水辺での平成25年度の活動参加者数は，9，568人でし た。

## 課題

○ 今後，重点的に自然学習のための魅力あふれる活動プログラムづくり等 を行う必要があります。

## 現状•施策

（1）中山間地域等直接支払制度の実施〔農山村対策室〕
農業生産条件の不利な地域において，農道や用排水路の維持管理，適切な農用地の維持管理を含め，稲作等を主体とした農業生産活動等を行 います。

また，水源のかん養，洪水防止と景観維持など，農山村地域の多面的機能の維持•保全のための活動を支援します。

平成25年度は，制度拡充により支援対象となった離島平地での協定面積拡大に取組みました。
（2）農地•水保全管理支払 〔農山村対策室〕
農地•農業用水等の資源は，食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会共通資本であります。しかしながら，こうした資源は，過疎化•高齢化等の進行に伴う集落機能の低下によりまして，適切な保全管理が困難となってきております。

こうした状況を踏まえ，地域において農地•水•環境の良好な保全と その質的向上を図ることを通じて，地域の振興に資するため，地域ぐる みでの効果の高い「共同活動」と，施設の長寿命化に資する「向上活動」 を一体的かつ総合的に支援しています。

平成25年度は，13，943aの協定面積となりました。
（3）中山間ふるさと水と土保全対策 〔農山村対策室〕
平成25年度は，保全活動に取組む地域リーダーの育成と都市と農村の交流促進のためのPR活動を行いました。
（4）森林整備事業等 〔森林整備室〕
森林の水土保全機能等公益的機能の維持増進を図るため，植栽，下刈 り，除伐，間伐等の森林整備を推進しました。

特に，実施が遅れている間伐については，国庫補助事業やながさき森林環境税を活用しながら積極的に取組みました。
－平成25年度間伐面積 2，258ha
（5）漁場環境の改善 〔資源管理課，漁港漁場課〕

## ア 水産環境整備事業

磯焼け対策の取組において，海藻が着生するコンクリートブロッ クや自然石など着定基質を設置し，海藻類を移植するための母藻供給基地となる海藻バンクを整備しました。
－海藻バンクの整備：県北，西彼，橘湾

## 个 水産多面的機能発揮対策事業

魚介類の産卵•生育場所であるとともに，漁場の環境保全維持機能を持つ藻場•干潟等の維持回復•拡大を図るため，藻場•干潟等 の維持•管理等の環境保全活動を行う県内44組織に対し，国交付金事業を活用し支援を行いました。
（6）漁場環境保全対策 〔資源管理課〕
漁場環境の長期的変化を把握するため，県下各地に調査地点を設け，水産業普及指導センターが水質•底質•藻場等の定期的な調査を行うと ともに，赤潮の発生等漁業被害のおそれがある場合は，適時調査を実施 し，漁業者に対し被害の防止や赤潮等発生時の緊急措置に対する指導等 を行いました。
（7）生態系等に配慮した漁港施設の整備 〔漁港漁場課〕
建設する漁港施設を周辺の環境と調和させ，生物の生態系等に配慮し た構造とします。防波堤等の工事に使用する消波ブロック，被覆ブロッ クに藻類の着底基質等を設置し，藻場の回復を図ります。
平成25年度は7漁港において，生物の生態系等に配慮した漁港施設の整備を行いました。
（8）海砂採取の際の水産資源保護と自然環境保全との調和 〔監理課〕
海砂採取の際の水産資源の保護と自然環境の保全との調和を図るため，海砂採取の許認可については，関係漁協等の同意書を添付させるととも に，関係市町長意見を尊重しています。

また，海砂採取の方法や採取する区域等についての規制を行っていま す。
さらに，採取量については県内の需要量に近づけるよう乘離幅を縮小 するという基本姿勢のもと，「海砂採取限度量に関する検討委員会」の提言を受け，平成21年度以降5か年間の年間採取限度量を次のとおり定 めています。

○平成26～28年度 270 万m ${ }^{3}$
O平成29～30年度 250 万m ${ }^{3}$
（9）良好な河川環境の整備と保全 〔河川課〕
河川環境に配慮した河川整備計画の策定に取組み（鹿尾川，宮村川），環境に配慮した工法を用いながら，洪水などによる浸水被害を軽減する ための河川整備を行いました。（県内29河川）
（1 O）良好な海岸環境の整備と保全 〔港湾課〕
国土保全との調和を図りつつ，もって快適な海浜利用の増進に資する ため，適切な管理に務めました。

○ 近年河川改修や農地改良により自然の草地，湿地が減少しています。特 に湿地の面積は森林と比べても大変狭く，その環境が破壊されると代わり の生息地がなく動植物は急速に絶滅に瀕してしまいます。今後，貴重な種 が生息する草原や湿地については，立地条件も含めた総合的保全への取組 みが必要です。
○ 希少な野生動植物が絶滅の危機に瀕していますので，自然環境を保全す るための新たな仕組づくりが必要です。

## 第3節 快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造

1 快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進

## 現状•施策

（1）河川・ダム・海岸整備の推進〔河川課，港湾課〕
気候変動の影響に伴い，洪水や高潮による浸水被害の拡大が懸念され ています。これらによる浸水被害を軽減するため，環境に配慮した工法 を用いながら河川・ダム・海岸の整備を行っています。

平成25年度は，河川改修事業・ダム建設事業や海岸保全事業により，自然環境の整備と保全を推進しました。（県内29河川•2ダム・11海岸）
（2）民有林治山事業等の実施〔森林整備室〕
森林の維持造成を通じて，山地に起因する災害から，生命•財産を守 るために，山地災害対策として，山地治山事業，水土保全治山事業，地 すべり防止事業等を実施しました。

## （平成25年度実施事業）

| •山地治山事業 | 44 か所 | •山地災害総合減災 | 3 か所 |
| :--- | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| •地すべり防止事業 | 9 か所 | •水源地域整備事業 | 4 か所 |
| •地域防災対策総合治山事業 | 6 か所 | •保安林整備事業 | 7 か所 |

（3）無電柱化の推進 〔道路維持課〕
県が管理する市街地の幹線道路等において，無電柱化の整備を行いま した。
－一般国道 384 号他 1 箇所
（4）都市における自然環境等の保全 〔都市計画課〕
ア 都市公園の整備
都市公園は，人々にゆとりとやすらぎを与えるとともに緑のオープ ンスペースとしての整備を進めており，本県の一人あたりの都市公園面積は13．52m ${ }^{2} /$ 人（H25年度末現在）で全国平均（ $10.1 \mathrm{~m}^{2} /$ 人） を上回っています。

平成25年度は，県立都市公園2公園のほか，3市11公園において整備を行いました。

表 3－3－1－1－人あたりの都市公園面積（単位 $\mathrm{m}^{2} / 人$ 人）

|  | H 16 | H 17 | H 18 | H 19 | H 2 O | H 21 | H 22 | H 23 | H 24 | H 25 |
| :--- | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 長崎県 | 11.89 | 11.93 | 11.84 | 11.92 | 12.07 | 12.16 | 12.30 | 12.48 | 12.57 | 13.52 |
| 全 国 | 8.89 | 8.90 | 9.30 | 9.4 | 9.6 | 9.7 | 9.8 | 9.9 | 10.0 | 10.1 |

1 緑の基本計画
都市緑地法第4条の規定に基づき，都市における緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための緑の基本計画は，平成 25年度末現在で全国で 665 市区町村が策定しています。

県内においては，平成25年度末で，長崎市•佐世保市•諫早市•大村市の4市であるため，他の市町へ策定を指導しています。
ウ 県民の緑化意識の高揚
「都市緑化月間」，「春の都市緑化推進運動」等に実施される関係市町の緑化行事を通じて，緑化思想の普及に努めています。
工 風致地区
風致地区は，都市における自然的景観を主体とする良好な都市景観 を維持するため，市街地の自然景勝地，市街地周辺の丘陵地，景観の優れた水辺地，歴史的意義を有する地域，緑豊かな低密度住宅地等を指定するもので，条例により建築等の行為に一定の制限を設け，良好 な都市景観を維持しています。

平成25年度末現在，県内には7市において，43か所約5，580haが指定されています。
（5）花のある街かどづくり事業 〔自然環境課〕
美しい長崎県づくりを推進するために，長崎市及び佐世保市の道路沿線に整備した緑地の維持管理を行っています。

- 長崎市赤迫 緑地面積：1，464m²
- 佐世保市大塔町 緑地面積：3，606m²
（6）県民の参加と協力によるまちづくり【都市計画課〕
良好な都市環境の形成には，都市計画に住民の意見を反映させる事が大切です。住民が積極的に都市計画に参加できるよう，都市計画提案，公聴会•説明会の開催，都市計画案の縦覧，意見書の提出等の手続きが制度化されており，住民との相互協力によるまちづくりが進められるよ う努めています。
（7）ごみの投げ捨て等防止重点地区等の指定 〔未来環境推進課〕
文化遺産の存在する地域や良好な自然環境を形成している地域を対象 に，未来環境条例に基づき，「ごみの投げ捨て等防止重点地区」，「喫煙禁止地区」及び「自動販売機設置届出地区」を指定し，県民や事業者 へ環境美化の取組みを呼びかけています。
（8）屋外広告物に関する適正な規制誘導 〔都市計画課〕
屋外広告物には，はり紙や立看板といった簡易なものから広告板や広告塔に至るまで多彩な形態のものがあり，社会への情報発信源として，

また，市街地における賑わいの一要素として重要な役割を担っています。 しかし，一方においては，はり紙，はり札等，立看板等や広告旗とい った簡易な違法広告物の池濫や広告物の無秩序な掲出により街の景観が阻害される状態も顕在しています。本県では，広告物に対して様々な規制•誘導を行うとともに，佐世保市においては，住民の協力を得て，違反広告物除却推進運動（クリーンフェイス運動）を行っています。

また，地域の個性を活かした魅力的な広告景観を形成するため，「広告景観モデル地区制度」を設け，島原市森岳地区，大村市上小路周辺地区，平戸市平戸城下旧町地区をモデル地区に指定しています。
（9）県民参加の森林づくりの支援〔林政課〕
森林に対する理解を深め県民参加の森林づくりを推進するため，森林 ボランティア等が実施する森林づくり活動をながさき森林環境税を活用 し支援しました。
－平成25年度活動団体数 30団体（市町を含む）
（1 O）河川愛護運動の支援〔河川課〕
県管理の河川において，河川愛護団体の登録やアダプト制度の推進に より，ボランティア活動による清掃美化活動を行っている団体に対して，市町と共に支援し，美しい県土づくりを推進しています。

## （11）森林の維持•保全 〔森林整備室〕

ア 育成林整備事業
森林の緑のダムとしての機能を高めるために，造林•保育•間伐等を実施した方に助成を行いました。
－森林整備 1，751ha
ィ ながさき森林環境保全事業
水源のかん養や県土の保全，その他森林が有する多面的かつ公益的機能を高めるために，「ながさき森林環境税」を活用し，手入れ不足となっている水源の森等の整備や間伐実施のための作業道開設等に対する助成を行いました。

- 環境保全林緊急整備 304ha
- 路網整備 118，163m


## 課題

○ 多面的機能強化のための遊休農地の保全管理を推進します。
○本県は人家戸以上の土砂災害危険箇所数が全国第3位であり，その整備率は，砂防 $6.9 \%$ ，地すべり $46.6 \%$ ，急傾斜 $24.9 \%$ となっているため，今後とも事業を積極的に推進していく必要があります。
○本県は平地に乏しく，山からすぐ海に至る地形で，県の北部には地すべ

り地帯があり，多くの離島•半島を有し，台風の常襲地帯に位置していま す。そのため，民有林における山地災害危険地区が3，383か所と多数あり，整備率は31．7\％と九州平均 $43.2 \%$ と比べて低いものとなっています。

今後とも事業を積極的に推進し，山地災害危険地の整備を図っていく必要があります。
○本県の治水施設の整備はいまだ立ち後れており，今後一層の事業の進渉 を図る必要があります。
○都市公園の整備により都市環境の向上が図られていますが，欧米諸国の主要都市と比較すると低水準であり，今後も整備充実が必要です。
○ 快適な都市環境の形成を図るために，「緑の基本計画」の策定が必要です。
○ 今後も，屋外広告物法及び長崎県屋外広告物条例に基づき，「良好な景観形成及び風致の維持」，「公衆への危害の防止」の観点から適正な指導•監督誘導を行います。また，屋外広告物に関する地域住民の方々への啓発 にも努めていきます。

## 2 歴史的環境の保全と創造

## 現状•施策

（1）美しい景観形成の推進 〔都市計画課〕
平成15年施行の「美しいまちづくり推進計画」に基づき，県内各地域 の自然や歴史，文化，産業などを活かした個性的で魅力あるまちなみ景観の保全と創造を進めてきました。この中での課題を踏まえ，一部に景観法も活用した「美しい景観形成推進計画」を平成23年度から施行し， より効果的な景観形成を推進し，県民が誇りと愛着を持つことができ，多くの観光客に訪れてもらえるような県土づくりを目指します。

| 制度名 | 制度の概要 | 平成24年度の成果 |
| :---: | :---: | :---: |
| まちづくり景観資産登録制度 | 個性的で魅力ある景観を形成してい るまちなみや建造物，樹木などを登録 し，その内容を広く周知するほか，登録した建造物や樹木の所有者による保全•修景行為を，市町と共同で支援す る。 | ■景観資産の登録／建造物等4件 <br> ■保全事業費の補助／6件 |
| 美しい景観形成 アドバイザー制度 | 上記に揭げる場合を始め，住民や市町が良好な景観形成を目指した計画づ くりや施設整備を行う場合に，あらか じめ登録した関係分野の専門家を派遣 し，必要な助言を行う。 | アドバイザーの登録／35人 アドバイザーの派遣／延べ49回 |

## （2）文化財の保護 〔学芸文化課〕

本県には他県に見られない個性豊かな歴史や文化があります。文化財 は，わが国の歴史，文化等の正しい理解のために欠くことのできないも のであり，かつ，将来の文化の向上発展の基礎となす国民の貴重な財産 です。

こうした文化財を保存•継承することは重要なことであり，「文化財保護法」や県•市町の「文化財保護条例」で保護の必要性，方法が定め られています。
文化財には，有形文化財，無形文化財等いくつかの種類があります。 その中で国においては，歴史上，学術上価値の高い有形の文化的所産 を総称して有形文化財と呼び，その中で特に重要なものを「重要文化財」， さらに価値が高いものを「国宝」としています。また，貝塚，古墳，城跡，その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いものを「史跡」に，庭園，海浜，山岳，その他の名勝地で学術上又は鑑賞上価値の高いものを「名勝」に，動植物及び地質鉱物で学術上価値の高いものを「天然記念物」としています。さらに，県，市町においても同様に価値の高いもの を指定しています。

それ以外にも，日本の伝統的な集落や町並みの景観を保存すると同時 に，現代の生活の場としても整備し，次代に伝えていくため，市町が「伝統的建造物群保存地区」を定め，国はその中から価値の高いものを「重要伝統的建造物群保存地区」として選定しています。
さらに，地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のために欠くことの できないものを「重要文化的景観」として選定しています。
これらの指定文化財等については，保護•保存に影響を与えるような行為について制限を行い，定期巡視等も実施するなど，保護に努めてい ます。
なお，平成26年4月1日現在，県内の国，県指定文化財等（有形文化財（建造物のみ）•史跡•名勝•天然記念物•重要伝統的建造物群保存地区）は表3－3－2－1のとおりです。

表3－3－2－1 指定文化財の指定状況（平成26年4月1日）

|  | 有形文化財 （建造物） | 史 跡 | 名 勝 | 天然記念物 | 重要伝統的建造物群保存地区 | 重要文化的景観 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 国 | $34 \text { 件 }$ <br> （国宝•重要文化財） | 30 件 <br> （特別史跡を含む） | 5件 <br> （特別名勝を含む） | 35 件 | 4件 | 7 件 |
| 県 | 31 件 | 90件 | 1 件 | 104件 | － | － |
| 合計 | 65 件 | 120 件 | 6 件 | 139件 | 4件 | 7 件 |

（3）文化財調査管理 〔学芸文化課〕
所有者が行う指定文化財の保存修理等に要する経費について49件の補助を行いました。また，長崎県文化財保護指導委員による指定文化財等 の巡視を実施し，所有者に対し文化財保護に関する指導•助言を行いま した。
（4）「伝え守ろう！わがまちの文化遺産」活用事業 〔学芸文化課〕県民が文化財を守り，継承していく気運を醸成するため，地域の文化財に親しむ機会を提供する「長崎県の文化財公開月間」，「発掘調査説明会」等の事業を行いました。

課題
○ 美しい景観形成に当たっては，行政だけでなく住民の積極的な関与が不可欠であるため，啓発行事やワークショップを開催するなど，一人でも多 くの住民に参加してもらえるような取組みや段階的な景観教育が必要です。

第4章 県民•事業者•行政のパートナーシップによる環境づくり

第1節 環境教育•環境学習等の推進

1 学校等における環境教育•環境学習の推進

## 現状•施策

（1）総合的な学習の時間を中心とした体験的•実践的な環境教育の推進
〔義務教育課•高校教育課〕
「総合的な学習の時間」において取組んでいる学校が，平成25年度は小学校266校（73．9\％），中学校72校（40．7\％），高等学校9校（13．4\％） ありました。

また，県内すべての公立小•中•高等学校では，関連する教科等（社会科，理科，生活科，技術•家庭科，家庭科，保健体育科，特別活動） で環境教育に取組んでいます。
（2）環境教育に関する教職員研修の充実 〔義務教育課•高校教育課〕 ア 県教育センター研修への参加

○ 環境教育入門研修講座
平成25年度は，小•中•高•特別支援学校教員14人が参加し，環境教育に関する知識•技能について研修し，指導力の向上を図る とともに，学校教育の中で実践できる環境教育の在り方を探りまし た。
1 全国的な研修の周知
○ 環境教育リーダー研修基礎講座
幅広い環境教育•環境学習の普及•充実について学ぶために小•中•高等学校教員に全国的な研修を周知しました。
（3）環境教育•環境学習等の推進状況 〔未来環境推進課〕
ア こどもエコクラブの結成支援
こどもエコクラブは，環境省の呼びかけで平成 7 年度からはじまっ た，幼児から高校生ならだれでも参加できる環境活動のクラブです。

環境学習•環境保全活動を推進するため，こどもエコクラブの結成 を支援し，平成25年度は17クラブ（626人）が登録されています。

このうち学校において登録しているクラブ数は2校です。
1 環境副読本の県HPへの掲載
中学校における環境教育の学習参考資料として「私たちのくらしと環境」を県HPに掲載しています。

## 課題

○ 環境教育は県内のすべての小•中•高等学校で実施されていますが，身近な環境問題をとりあげ，地域人材や施設を活用した体験的環境学習を工夫することが課題です。
○ こどもエコクラブ事業では，学校を中心とした結成の拡大を図る必要が あります。

2 社会における環境教育•環境学習の推進

## 現状•施策

（1）環境アドバイザーの派遣 〔未来環境推進課〕
公民館，学校などが自主的に開催する研修会等に有識者•実践活動家 などを講師として派遣しています。

平成25年度は，地球温暖化，生ごみリサイクル，水生生物調査，星空観察など多岐にわたるテーマの研修会等に41回の講師派遣（受講者数： 1，760人）を行いました。
（2）森林づくり活動の普及•啓発 〔林政課〕
緑化推進運動ポスターの募集や緑の少年団活動の活性化を図ることで緑化の普及•啓発を図りました。
また，植樹や育樹活動を体験する森林ボランティアのイベントの開催 や活動の支援により，森林づくり活動の普及•啓発を図りました。
－森林ボランティア登録団体活動参加者数 5，422人
（3）ガイド養成講座〔自然環境課〕
ア 多良岳県立公園•大村湾県立公園「大村市自然ガイド養成講座」豊かな自然と歴史に恵まれた大村市で，地域の自然や風土の特色 を「再発見」し，それを「守り」ながら，「語り伝えて」いく人材 を育成することを目的とする講座を開催しました。（計5回）
イ 島原半島ジオパークへの旅
島原半島ジオパーク協議会の中級ガイド養成講座受講生を対象と した講座を開催し，また同協議会が養成したジオパークガイドの実践の場として，県民を対象としたジオサイトを巡る観察ツアーを実施しました。（計1回）
（4）探鳥会，自然観察会 〔自然環境課〕
県民の野生生物に対する理解と保護意識を高めるために，県内3 か所 で探鳥会（バードウオッチング）を開催したほか，愛鳥週間用ポスター

コンクール等を実施しました。
（5）新生活運動協議会等への支援〔食品安全•消費生活課〕
新生活運動協議会へ補助金を交付し，各生活学校や生活会議を支援す ることにより，食品ロス削減運動，マイバッグ持参運動，廃油利用の石 けん作り等の取組みを促進しました。

課題
○ 学校，家庭，企業，地域社会における環境保全意識の高揚を図る環境教育•環境学習の推進により，環境に配慮した行動を自主的に実践できる人 づくりが必要です。

第2節 自主的な環境保全行動の促進

1 県•市町の環境保全に向けた取組みの推進

## 現状•施策

（1）県の取組み 〔未来環境推進課〕
県は，事業者であり消費者であるという立場に立ち，「環境保全のた めの率先実行行動計画大綱」（平成 8 年3月制定）を作成し，省資源や省エネルギーなどの率先的な取組みを行ってきました。

その後，地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき，平成12年3月 に地球温暖化防止を目的とした「第一次長崎県温暖化対策実行計画」を，平成17年には「県庁エコオフィスプラン（第二次長崎県温暖化対策実行計画）」を策定し，省資源•省エネルギーやリサイクルの推進，廃棄物 の減量，グリーン購入などの目標を掲げて環境保全に向けた行動に取組 んできました。平成22年度には，同計画の見直しを行い，「第三次県庁 エコオフィスプラン（第三次温暖化対策実行計画）」を策定し，更なる取組みの推進を図っています。（表4－2－1－1）

表4－2－1－1 項目別削減目標及び平成25年度実績

| 項目（単位） | 基準年度の量 （平成21年度） | 削減率 | 実績値 （平成25年度） | 目標年度の量 <br> （平成27年度） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 二酸化炭素排出量 | 56，697t | 10\％ | 52，682t | 51，027t |
| 電気の使用に伴う排出量 | 26，548t | 10\％ | 23，192t | 23，893t |
| 燃料の使用に伴う排出量 | 30，149t | 10\％ | 29，490t | 27，134t |
| $コ ヒ ゚ ー$ 用紙使用量 | 124，404千枚 | $\pm 0 \%$ | 128，115千枚 | 124，404千枚 |
| 廃棄物発生量 | 1，816t | 27\％ | 1，796t | 1，326t |
| 廃充物資源化率 | 47．8\％ | － | 45．2\％ | 60\％ |

（2）市町の取組み 〔未来環境推進課〕
市町においても，県と同様に地球温暖化防止のための実行計画を策定し，率先的な環境保全行動を行っています。
（3）環境管理システムの運用〔環境政策課〕
近年，環境保全に対する関心の高まりから，全国的に環境マネジメン トシステムの構築に取組む企業が増えています。
県自らも1事業者という認識に立ち，平成15年3月に国際環境規格で あるISO14001を認証取得し，継続的な環境負荷の低減に努めてきまし た。

平成21年度からは，それまでのISO14001の運用の実績をもとに，

県庁の業務形態にあわせ，より効率的，効果的な環境マネジメントシス テムを独自に構築し，地方機関まで適用範囲を広げ取組んでいます。 なお，平成25年度からは地方機関を含めた相互内部監査を導入するな ど，システムとしての改善を行っています。

## 課題

○ 事業者として環境保全のための行動をさらに推進していくとともに，行政として事業者•県民と一体となった取組みやそのための体制づくり，情報提供を進めていくことが重要です。

2 県民の環境保全に向けた取組みの推進

## 現状•施策

（1）ながさき環境県民会議（旧ゴミゼロながさき推進会議）
〔未来環境推進課〕
平成24年6月に「長崎県地球温暖化対策協議会（平成16年12月設置）」と「ゴミゼロながさき推進会議（平成13年12月設置）」を発展的に統合し，新たに「ながさき環境県民会議」を設置しました。

会議では，長崎県地球温暖化対策協議会が平成18年3月に策定した「長崎県ストップ温暖化レインボープラン」，ゴミゼロながさき推進会議が平成24年2月に策定した「ゴミゼロながさき実践計画」に基づき，県民•事業者•行政が互いに連携し，低炭素で持続可能な循環型社会の構築に向けた，実践的な活動に取組んでいます。
（2）長崎県保健環境連合会 〔未来環境推進課〕
県は，環境美化団体組織の充実強化と県下各地区での環境保全活動の推進を図るため，各市町の自治会組織等で構成する長崎県保健環境連合会の活動を支援しています。

同連合会では，昭和61年度から「保健環境推進委員制度」を設け，地域環境保全活動のリーダーを育成するとともに，県と共催して「美しい ふるさと推進大会」（10月，五島市）を開催するなど県民参加による環境保全活動を積極的に展開しました。

また，地域における環境美化活動の輪を広げ，活性化し，定着させる ことを目的に循環型社会の形成や地球温暖化対策を推進する活動を支援 するための補助金交付を行ったほか，6月の空きかん回収キャンペーン や8月のクリーンながさき推進月間を中心として，各市町保健環境連合会と各種民間団体等が協力し，ごみの減量化やリサイクルの推進に関す る活動をはじめ，清掃活動や緑化活動等の実践活動を展開しました。
（3）マイ・バッグ・キャンペーン 〔未来環境推進課〕
毎年10月を買い物袋持参運動の強化月間として，市町，消費者団体，県内小売店舗等と連携したマイ・バッグ・キャンペーンを展開していま す。九州知事会の政策連合事業として九州 7 県で実施していた「九州統 ーマイ・バッグ・キャンペーン」については，平成23年度で終了したた め，平成24年度からは県独自の取組みとして実施しています。なお，県内の一斉行動参加店におけるマイ・バッグの持参率は平成25年度は，約 22．5 \％でした。
（4）生ごみ減量化・リサイクル推進リーダーの支援 〔未来環境推進課〕
県内54人の生ごみ減量化リーダーの活動を支援するため，地区幹事会及び全体交流会を開催し，事例発表や意見交換を通してネットワークの強化を図りました。

各リーダーがそれぞれの地区の幼稚園，小中学校，自治会等で生ごみ堆肥化，元気野菜づくりの実践指導を行い，平成25年度は，延べ1，301回の活動実績がありました。
（5）県民ボランティア活動支援センターの管理運営 〔県民協働課〕
県民ボランティア活動支援センターにおいて，環境の分野をはじめと したボランティアやNPO活動の支援を行いました。
ア 平成25年度利用人数：25，393人
个 環境保全に取組むNPO法人数（平成25年度末現在）：114法人

## 課題

○ 豊かで美しい自然を守り，清潔で快適な生活環境を求める意識の高揚と ともに，環境保全のために自主的に実践活動に参加しようという意識改革 を促すとともに，県民，事業者，行政が役割分担に応じて，より強力連携 しながら確実に取組みを実施していくことが重要です。
そのため，自主的実践行動として，家庭でできる省エネ活動やごみの減量化，マイ・バッグ運動（買い物袋持参運動）の推進等が必要です。

3 事業者の環境保全に向けた取組みの推進

## 現状•施策

（1）エコショップの認定 〔未来環境推進課〕
簡易包装の実施や買い物袋の持参の奨励，トレイなどの店頭回収，再生原料を使用した製品の販売など，環境に配慮した事業活動を実施して

いる小売り店舗等をエコショップとして認定しています。平成10年度か らの認定店舗は，2，694店舗（平成25年度末現在）になりました。

また，これらの店舗には，「エコショップ」であることを証明する「エ コショップ認定証」を配布し，消費者に環境にやさしい小売店への誘導 を図りました。
（2）優良団体の表彰 〔未来環境推進課〕
ごみの減量化やリサイクルの推進，環境美化に取組む団体を表彰し，各活動の促進を図り，広く周知することにより，県民•事業者の意識の高揚につなげ，ごみ減量化や環境美化を推進します。
（3）レジ袋有料化一斉行動に向けた取組み【未来環境推進課〕
レジ袋有料化を含む統一行動の実施について，行政，事業者，消費者団体等やながさき環境県民会議で協議を行っています。

また，レジ袋有料化が可能な地域から実施し，取組みの一層の定着を図るため，新上五島町に続く地域の拡大に向けて関係事業者等と協議を行っています。
（4）事業系古紙リサイクルの推進 〔未来環境推進課〕
長崎市中心部の約150事業所で構成する「ながさきオフィスエコクラ ブ」で，シュレッダー済古紙等のリサイクルが実施され，約300トンの事業系古紙が回収，リサイクルされました。

○ 廃棄物の発生抑制•減量化を進めるための経済的手法として，地域の実情に応じたデポジット制度の導入について検討していく必要があります。
○ 事業者の取組状況の把握と環境保全活動の拡大を図る必要があります。

第3節 環境情報の収集，発信の強化

1 情報提供機会の拡大，情報共有化の推進

## 現状•施策

（1）「ながさきの環境ホームページ」の整備•充実 〔環境政策課〕
県民•事業者の二ーズに応えるため，環境情報の収集などに努めるほ か，わかりやすい内容となるよう工夫し，迅速な情報提供を行うため，
「ながさきの環境ホームページ」の整備•充実に努めました。（表 4－3－1－1）

表4－3－1－1 アクセス数

| 年 | 平 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 件 | 数 | 51，017件 | 55，725件 | 62，467件 | 212，942件 | 54，092件 |

（2）環境保健総合情報システムの整備 〔環境政策課〕
環境保健総合情報システムを平成17，18年度で整備し，平成19年5月からインターネットで公開しています。

引続き，定期的にデータを更新し，環境学習や環境保全活動に役立つ情報を提供します。
（3）各種団体への支援•連携の強化 〔未来環境推進課〕
ながさき環境県民会議や長崎県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援するとともに，長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議や市町が設置 している地球温暖化対策協議会を活用し，活動の連携を図ります。

## 課題

○ 環境の情報•環境施策情報•環境イベント情報などの環境関連情報の幅広い収集と迅速な発信が必要です。

1 適正な土地利用の推進

## 現状•施策

（1）長崎県土地利用基本計画の基本方向に沿った環境に配慮した土地利用の推進 〔土地対策室〕

土地利用関係各課との調整を図り，長崎県土地利用基本計画の変更を行いました。
（変更内容）
－都市地域 5ha拡大 •森林地域 5ha縮小

2 調査研究•技術開発の推進，監視観測の充実

## 現状•施策

（1）調査研究•技術開発の推進 〔環境政策課，産業技術課，漁政課，農政課〕関係部局の連携のもと，環境保健研究センター，工業技術センター，窯業技術センター，総合水産試験場，農林技術開発センターは，多様なニー ズに対応するため技術分野を融合した産学官連携による研究を推進します。

表5－1－2－1 平成25年度に実施した経常研究のテーマ及び環境関連のプロジェクト （ア）経常研究のテーマ

| 研究機関 | 経常研究のテーマ |
| :---: | :---: |
| 環境保健研究セン ター | - 閉鎖性海域大村湾及びその流域における溶存有機物に関する研究 <br> - 廃ガラス・陶磁器くずを活用した二枚貝（アサリ）生息場の造成事業 |
| 工業技術センター | －新規冷却法による高精細加工技術の開発 |
| 窒業技術センター | - 低炭素社会対応型陶磁器素材の開発 <br> - 高耐候性•高輝度蓄光製品の製造技術に関する研究 <br> - ジオポリマーコンクリート製造技術の開発 |
| 総合水産試験場 | －環境変化に対応した藻類増養殖基盤技術開発 |
| 農林技術開発セン ター | - 人工林資源の循環利用を可能にする技術の開発 <br> - 菌根菌を活用した海岸林の造成•更新技術の開発 <br> - 施肥合理化技術の確立 <br> - 気候温暖化に対応したカンキツ栽培技術の開発 <br> - 温州ミカンにおける天敵利用技術の開発 <br> - 低•末利用食品残さの高度化利用技術の開発 <br> - 温暖地•暖地向け病害•線虫抵抗性，高品質，多収のバレイショ品種の育成 <br> －加工適性が優れ青枯病抵抗性の暖地向け加工原料用バレイショ品種の開発 |

（2）自然公園指導員等の資質の向上と確保 〔自然環境課〕
自然環境行政を推進するために自然公園指導員，自然環境監視員，鳥獣保護員を県内に配置しています。

自然公園指導員は地域からの推薦を受けて環境省自然環境局長が 2 年の任期で委嘱するもので，国立公園，国定公園において利用者に対する適正 な利用推進のために，植物採取等の監視や山以事防止等の利用マナーの指導や自然解説等を実施しており，県下では51人が活動しています。

自然環境監視員は「長崎県未来環境条例」に基づき知事が2年の任期で委嘱しています。自然環境の保全や動植物の保護の状況等の監視•指導と情報収集等を実施しており，県下では19人が活動しています。

鳥獣保護員についても知事が 1 年の任期で委嘱しています。鳥獣保護区，休猟区，銃猟禁止区域等で野生鳥獣の生息状況の調査，狩猟者等の指導及 び野生鳥獣保護に関する普及啓発活動を実施しており，県下では52人が活動しています。随時説明会を開催し，知識の向上を図っています。

## 課題

○ 試験研究課題は環境保全を前提に実施されていますが，特に土壌肥料や病害虫部門では環境に優しい農業技術確立を目指した課題に今後も積極的に取組みます。
○ 産学官共同研究の推進とともに，地域における持続的発展が可能な環境 と共生する技術の導入，普及が今後の重要な課題となります。
また，地道ではありますが，従来の監視観測体制の充実強化も必要です。
○ 自然公園指導員等は地域の自然環境の知識が豊富で，自然に対する造詣 が深い人物が委嘱されていますが，自然環境を取り巻く社会状況の変化も激しいことから，各人の資質向上を図ることが課題です。

## 3 環境産業の育成

## 現状•施策

（1）新エネルギー産業等プロジェクト推進事業次世代環境エネルギー技術•誘致連携推進事業

〔グリーンニューディール推進室〕
長崎県産業振興財団にプロジェクトマネージャーを設置し，大手企業と地場企業のビジネス連携や国プロジェクト獲得に向けた企業間マッチング を行いました。また，県内環境・エネルギー関連企業に対し，事業化可能性調査や試作品研究開発，展示会への出展，実証事業，長崎環境・エネル ギー産業ネットワークを活用した情報提供等の支援を行いました。

## 4 環境配慮の推進

## 現状•施策

（1）環境アセスメント審査 〔環境政策課〕
環境影響評価（環境アセスメント）とは，規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たり，事業者自らが事業の実施前に，その事業が環境に与える影響について，調査•予測及び評価を行うとともに，その過程と結果を広く公表し住民や知事などから意見を聴き，これらを踏まえて環境の保全のための対策を検討するなどして， その事業を環境の保全上，望ましいものにしていく制度です。

## ア 環境影響評価の審査

環境影響評価法及び長崎県環境影響評価条例に規定する対象事業の環境影響評価の審査を行いました。

表5－1－4－1 環境アセスメント審査件数


イ 環境影響評価制度の推進
平成11年10月19日に公布された長崎県環境影響評価条例につ いて効率化を図る見直しを行い，判定手続を導入する改正を平成26年3月31日付けで公布しました。（1 年以内に施行）

判定手続のあらましは，次のとおりです。

- 全ての条例対象事業について事業者が判定届出書を提出。
- 届出に基づき，環境アセスメントの要否を県が判定。
- 判定にあたっては，管轄市町長の意見，専門家等の意見を聴く。
- 環境アセス不要の判定の場合は，事業の着手が可能。
- 環境アセス必要の判定の場合は，アセス手続を行うが，項目の絞 り込み等について専門家の意見に基づき助言する。

○環境アセスメントに関する情報を「ながさきの環境ホームページ」で公開しており，制度に関する情報提供を継続する必要があります。

5 公害苦情と公害紛争等の適正処理

## 現状•施策

（1）公害苦情処理〔環境政策課〕
県や市町の公害担当部署には，公害紛争処理法第49条第2項に基づく公害苦情相談員や公害苦情担当瞕員が配置されており，その受付，処理 にあたっています。

表5－1－5－1 公害苦情件数
（件数）

|  |  |  | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 大気污染 | 270 | 212 | 201 | 210 | 134 |
|  |  | 水質污濁 | 135 | 109 | 124 | 83 | 99 |
|  |  | 土壌污染 | 1 | 1 | 5 | 4 | 5 |
|  | 典型7公害 | 騒 音 | 107 | 114 | 97 | 130 | 113 |
| 公害の種類 | 典琹7公害 | 振 動 | 3 | 3 | 2 | 2 | 3 |
|  |  | 地盤沈下 | $\bigcirc$ | 0 | 0 | 1 | 0 |
|  |  | 悪 臭 | 124 | 155 | 141 | 152 | 159 |
|  |  | 小 計 | 640 | 594 | 570 | 582 | 513 |
|  | 典型7公害以外 | その他 | 443 | 400 | 361 | 381 | 315 |
|  | 合計 |  | 1，083 | 994 | 931 | 963 | 828 |

（2）公害紛争処理〔環境政策課〕
公害に係る紛争について，迅速かつ適正な解決を図るため，公害紛争処理法に基づき，公害審査委員候補者を委嘱し，あっせん，調停等公害紛争を処理する体制を整えています。

平成25年度は，騒音に係る調停事件1件について手続きを進めました が，打ち切りとなりました。

○ 関係法令で厳正に対処できる場合を除いては，繰り返し発生する事例が多く当事者間で納得，理解を得るまでの相談等協議を重ねる必要があり， その解決に時間を要することが多くみられます。

6 環境管理システムの適切な運用と普及の促進

## 現状•施策

（1）環境管理システムの運用〔環境政策課〕
近年，環境保全に対する関心の高まりから，全国的に環境マネジメン トシステムの構築に取組む企業が増えています。
県自らも1事業者という認識に立ち，平成15年3月に国際環境企画で あるISO14001を認証取得し，継続的な環境負荷の低減に努めてきまし た。

平成21年度からは，それまでのISO140O1の運用の実績をもとに，県庁の業務形態にあわせ，より効率的，効果的な環境マネジメントシス テムを独自に構築し，地方機関まで適用範囲を広げ取組んでいます。
なお，平成25年度からは地方機関を含めた相互内部監査を導入するな ど，システムとしての改善を行っています。
（2）環境マネジメントシステムの認証取得促進 〔環境政策課〕
県内の中小企業に対し，環境マネジメントシステムの普及を図るため，市町や商工団体等への働きかけを行い，商工団体の開催する研修会にお いてPRを行いました。

## 課題

○循環型社会の形成を図るため，環境マネジメントシステムの手法を用い て，継続的に環境負荷の軽減に努める必要があります。

県自らも，システムを活用したエコ・オフィス活動に，組織全体で継続的に取組むことが必要です。

7 環境保全効果を促進させるための手立て

## 現状•施策

（1）産業廃棄物税の活用〔未来環境推進課〕
循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制，リサイクルの促進 その他適正な処理の推進を図るため，「産業廃棄物税」を九州各県が連携して一斉に導入しており，税務部局と連携•協力し，その円滑な運営 を行っています。

なお，その税収を有効に活用するため，庁内関係部局で構成する「産業廃棄物税収活用プロジェクトチーム」において，具体的事業の検討•調整を行い，平成25年度は以下の事業を実施しました。

表5－1－7－1 長崎県における産業廃棄物税の税収使途事業（平成25年度）

|  | 事業名 | $\begin{aligned} & \text { 決算額 } \\ & \text { (千千円) } \end{aligned}$ | 事業内容 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | リサイクル製品活用促進事業（継続） | 647 | リサイクル製品等認定制度を創設し，認定を行い，県事業における率先利用を図るとともに県民への普及促進を図る。 |
| 2 | 島原半島良質堆肥広域流通促進事業（継続） | 15，000 | 島原半島内の良質堆肥を半島外へ搬出を行う堆肥広域流通組織をモデル的に育成することにより，島原地域における環境への負荷軽減と堆肥の広域的 な流通や利活用を促進する。 |
| 3 | 廃ガラス・陶磁器くずを活用した二枚貝（アサリ）生息場の造成事業（継続） | 1，387 | ガラスくずや陶磁器くずなどのリサイクル砂を利用したテストプラントを造成してアサリ生息場とし ての適性を検証することにより，生息場再生とリサ イクル材の有効利用の普及促進を図る。 |
| 4 | 末利用資源等肥料利活用促進対策（継続） | 5，986 | 廃菌床等の未利用資源や家畜糞を原材料とする堆肥の利活用を促進し，産業廃童物の削減及び環境保全型農業の進展を図る。 |
| 5 | エコフィード利活用畜産経営安定チャレンジ事業（新規） | 6，010 | 食品製造業から排出される食品残さの畜産飼料化 による循環型社会構築の推進及び畜産農家における飼料費の低減を図る。 |
| 6 | FRP漁船廃船処理対策事業費（新規） | 4，563 | 廃FRP漁船の大量排出に対処するため，各地域 の現状•課題等を調査，整理し，地域関係者の協議，廃船処理手法の比較検証に取組み廃船処理対策を進める。 |
| 7 | 普及運営費（新規） | 4，210 | 家畜䨘を原材料とする堆肥の適切な施用推進，利活用を促進し，産業廃棄物の削減を図る。 |
| 8 | 産業廃棄物排出事業者研修会（継続） | 258 | 産業廃棄物の排出事業者等に対し，適正処理など に関する認識を深めるための研修会を開催する。 |
| 9 | 廃棄物不適正処理監視事業 （継続） | 28，181 | 産業廃棄物処理業者等に対する立入検査体制を強化するため，本土地区の4県立保健所に産業廃棄物適正処理推進指導員を10人配置する。 |
| 10 | 政令市適正処理支援事業 （継続） | 5，992 | 政命市が実施する産業廃㪰物の適正処理推進を目的とした監視事業について，専任職員1人（嘱託職員）の配置に必要な経費を補助する。 |
| 11 | 優良産業廃棄物処理業者育成事業（継続） | 190 | 優良産業廃棄物処理業者認定制度に基づく認定 を受けるための研修会や講師派遣等を実施し，同制度の認定を受けた優良な県内産業廃棄物処理業者 を多数育成することにより，県全体の産業廃棄物処理の適正化を推進する。 |
| 12 | ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業（新規） | 1，409 | PCB廃棄物の適正処理を推進するため，PCB特措法の未届業者，微量 P C B 廃宍保管事業者の掘 り起こしを行い，処分に係る周知を行う。 |
| 合計 |  | 73，833 |  |

表 5－1－7－2 長崎県産業廃棄物税条例の概要
1 目的
循環型社会の形成に向け，産業廃亲物の排出抑制，リサイクルの促進その他適正 な処理の推進を図る施策に要する経費に充てる。
2 納税義務者
焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者及び中間処理業者
3 課税客体
焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入
4 課税標準
焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量
5 税率
焼却施設への搬入 800円／t
最終処分場への搬入 1，000円／t
6 税収の使途
循環型社会の形成に向けた産業廃罙物の排出抑制，リサイクルの促進その他適正 な処理を図る施策に要する費用に充てる。
（2）人と環境にやさしい農業対策事業 〔農業経営課〕
農産物の安全性の確保，環境保全等のために農業者の最低限守るべき事柄を示し，農業生産における様々なリスクを低減する取組みであるGAP を推進するため研修会の開催やGAPを推進する指導員の養成等を行いま した。（表5－1－7－3）
また，「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基 づいて，土づくり，化学肥料•農薬の一体的低減を行う農業者をエコフ ァーマーとして認定し，環境と調和した農業の推進を図りました。（表 5－1－7－4）

表5－1－7－3 GAP実践集団数（平成26年3月末）

| 地域 長崎 <br> 県央 島原 <br> GAP実践 <br> 集団数 18 $\mathbf{2 9}$ | 36 | 26 | 五島 | 壱岐 | 対馬 | 合計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |

表5－1－7－4 エコファーマー認定者数（平成26年3月末）

| 地 域 | 県央 | 島原 | 県北 | 五島 | 壱岐 | 対馬 | 合計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| エコファーマー <br> 認定者数（人） | 1,575 | 1,580 | 955 | 551 | 394 | 51 | 5,106 |

課題
○ GAPの取組みを指導する指導員の養成を図りながらGAPの取組みを引 き続き推進するとともに，環境に対する意識や環境保全型農業技術の向上 を図る必要があります。
○ エコファーマーの育成を引き続き推進するとともに，環境に対する意識 や環境保全型農業技術の向上を図る必要があります。

8 規制的措置の活用

## 現状•施策

（1）環境基準達成に向けた施策 〔環境政策課〕
閉鎖性海域である大村湾，長崎湾，佐世保湾，伊万里湾，有明海は，従来の環境基準の水域類型指定に加え，全窒素•全燐に係る水域類型指定も実施し，CODやSS（浮遊物質量）に加え，全窒素，全燐の項目に ついて水質の常時監視を行っています。

また，湖沼として環境基準の水域類型指定している諫早湾干拓調整池 についても監視を実施するとともに，工場等からの排水に対して厳しい基準を適用する上乗せ排水規制等を設定し，海域也湖沼等の環境基準の達成に向け努力しています。
（2）法令に基づく保全 〔自然環境課〕
自然公園法，県立自然公園条例，未来環境条例，鳥獣保護法等を適正 に運用するとともに，最新の調査結果等に基づき，新たな地域の指定や見直しを検討しました。

課題
○ 規制的な措置の効果を高めるために，その周知や指導を強化していくこ とが必要です。
○ これらの規制的な措置に加えて，私たちの生活様式を見直し，環境と調和した持続可能な経済活動を促す誘導的措置の活用が必要です。

第1節 地球環境保全の取組み

## 1 ゴミゼロながさきプロジェクト

（1）めざす姿
県民•事業者•行政等がそれぞれの役割を分担しながら，連携•協力 してゴミの「発生抑制」「再使用」「再生利用（リサイクル）」に取組 むとともに，発生•漂着したゴミについては適正な処理を進め，ゴミの ない資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」を目指します。
（2）平成25年度の取組状況
ゴミゼロながさきの実現に向けて，

- 廃棄物の発生•排出抑制
- 廃棄物の再資源化の推進
- 廃棄物の適正処理の推進
- 漂着ごみ対策の推進

の四つの体系に沿って，施策の推進に取組みました。《主な取組み》
－ながさき環境県民会議における「ゴミゼロながさき実践計画」の進渉管理

- ゴミゼロ県民運動支援事業
- ゴミゼロ市町支援事業（市町を対象に研修会の開催：1回，支援PT による排出削減等の検討及び提言実施：1回•参加市町1O）
－事業所支援事業（レジ袋有料化導入の支援。有料化協定締結：「新上五島町におけるしジ袋削減に向けた取組に関する協定書」追加締結1事業者（1店舗）〔延べ8事業者（16店舗）〕。西彼地区•対馬地区において関係団体と協議。イオン九州としジ袋有料化協定締結（6店舗）。）
－快適環境保全推進事業（ごみ投捨防止重点地区等26地区の巡回指導 の実施）
－リサイクル製品認定制度（新規認定：14件，リサイクル認定制度の見直しに伴う一次利用中止措置件数：10件）
－長崎県廃棄物対策連絡協議会における長崎県廃棄物処理計画の進捗管理
- 長崎県ごみ処理広域化計画に基づく，集約化事業の実施
- PCB廃棄物処理推進事業（保管事業者への立入検査の実施：延べ234回）
- 産業廃棄物処理施設監視指導（産業廃棄物処理業者の基準適合率 95\％）
－産業廃棄物排出事業者研修会（研修会の開催：5回，340人）
- 廃棄物不適正処理対策事業（パトロール：2，346回実施）
- 海岸漂着物地域対策推進事業（海岸漂着物の回収処理や発生抑制対策を全市町で実施）
（3）平成25年度の目標（指数）達成状況
○ 一般廃棄物の排出量及び処理実績（平成25年度値）は，環境省が実施する実態調査により，平成27年3月頃把握予定のため，現在は未評価です。
○ 多量排出事業者の産業廃棄物の再資源化率は，平成25年度の実績は 55．1\％で，目標57．0\％には達していません。
○生ごみ減量化リーダーの活動は，平成25年度目標としていた1，260回を上回る1，301回の報告がありました。
○長崎県ごみ処理広域化計画に基づき，ごみ処理施設等の集約化を図 っています。市町等が策定した循環型社会形成推進地域計画による事業により，現在，ごみ焼却施設は，目標を上回る 21 施設となりました。
○ 産業廃棄物の不適正処理の未然防止を図るために，産業廃棄物処理業者等に対し，効率的で統一的な立入検査を実施しました。産業廃棄物処理業者の基準適合率は95\％で，目標95 \％を達成しました。
○ 産業廃棄物の適正処理を徹底し，排出抑制を推進するためには，処理業者のみならず排出事業者の役割も重要です。産業廃棄物排出事業者研修会を5回開催したところ，目標とする260人より多い340人の参加者がありました。
○ 国，市町，民間団体等と連携を図りながら，海岸漂着物の回収処理 や発生抑制対策を全市町で実施するとともに，「日韓海峡沿岸漂着ご み一斉清掃」等の事業を11回（目標6回）開催し，発生抑制対策を実施しました。
（4）平成25年度の目標（指数）達成状況の総合的な評価とその理由評価： 80
○ 一般廃棄物の排出量及び処理実績（H25年度値）は，環境省が実施 する実態調査により，平成27年3月頃把握予定のため，現在は未評価 です。
○ 産業廃棄物再資源化率（長崎県廃棄物処理計画）は，5年毎，次回 は平成25年度デー夕調査となり，各年度目標値は設定していません。
○多量排出事業者再資源化率は，基準年より増加しましたが，目標に は達していません。産業廃棄物の排出抑制及びリサイクルを推進して いくには，事業者の個々の取組みが重要なことから，産業廃棄物排出事業者研修会を開催し，参加者数は340人と目標を達成しました。
○長崎県ごみ処理広域化計画においてごみ処理施設の集約化を推進し ており，年度毎の集約目標である 22 施設を達成しました。

○ 産業廃棄物の不適正処理の未然防止を図るため，立入検査を実施し た結果，立入検査回数に対する指導不要の業者数割合を表す基準適合率は95\％となり，目標の95 \％を達成しました。
○ NPO団体や市町等と連携•協力し，日韓海峡沿岸漂着ごみ一斉清掃 や街頭キャンペーンでのパネル展示，環境教育等，発生抑制対策及び国際協力事業を11回実施し目標を達成しました。
○生ごみ減量化リーダーの活動回数は，1，301回と目標値を上回りま した。

2 ナガサキ・グリーンニューディール
（1）めざす姿
本県が持つ産業技術や豊かな自然環境を活かしながら，「産業振興，雇用創出」と「社会の低炭素化・グリーン化の実現」を同時に目指しま す。
（2）平成25年度の取組状況
長崎県総合計画に掲げる「ナガサキ・グリーンニューディール」の下，次代を拓く環境・エネルギー産業を創出するため，今後特に力を入れる以下の6つのプロジェクトから構成される「ナガサキ・グリーンニュー ディール戦略プロジェクト」に取り組みました。
ア エネルギー自立をめざす島「対馬プロジェクト」
対馬環境エネルギーコンソーシアムを設置し，化石燃料に頼らない安心•快適で豊な「次世代型エネルギー自立の島」実現を目指し，総務省「分散型エネルギーインフラ」プロジェクト導入可能性調査事業 を実施するとともに，再生可能エネルギーの活用による新たな地域づ くり構想について検討しました。
1 地域資源活用モデル創出「西海プロジェクト」
海洋エネルギー（潮流発電）事業化ワーキンググループを運営し，小型潮流発電（2OOW）の研究開発•海域実証を行いました。
ウ 次世代自動車社会実証推進「五島プロジェクト」
超小型 $\mathrm{E} V$ 検討会議を開催し，住民や事業者に対し実施した車両導入前アンケート調査結果を参考に，地域が求める車両の機能要件につ いて検討しました。また，五島市久賀島を実証地域として，日産二ュ ーモビリティコンセプト2台の公道走行認定取得し，体験試乗会・モ ニタリングを実施しました。
エ 日本版EMEC推進「海洋フロンティアプロジェクト」
海洋再生可能エネルギー実証フィールド選定を受けるため，長崎県海洋再生可能エネルギー構想策定に関する有識者会議を開催し，国へ

の提案内容について検討しました。また，提案海域における漁業者の実証フィールドに対する理解醸成のため，EMEC視察を行い，五島市で国際シンポジウムを開催しました。なお，検討した提案内容につ いては，平成26年2月26日，知事が地元関係者とともに海洋政策担当大臣に提案書として提出しました。
オ アジアへの環境貢献「海外展開支援プロジェクト」
アジア地域において県内企業が，環境・エネルギー関連製品や技術 の導入効果を現地検証する実証事業経費に対し補助を行いました。
力 地域力結集「長崎未来型エネルギー自給自足団地プロジェクト」
住宅分野におけるエネルギー需給の効率化•低炭素化に役立つ製品 を集めた『省エネ住宅関連「長崎県産品カタログ」』を作成し住宅関連企業に配布しました。また，長崎県産品を取り入れた住宅関連事業者によるモデルハウスの建設を支援しました。

3 生物多様性保全プロジェクト
（1）めざす姿
本県は，地形の変化に富んだ豊かな自然環境に恵まれ，貴重な野生動植物が生息•生育するだけでなく，歴史や文化とも関わりのある多様な生態系が育まれています。人の生活や利用と密接な関係があり，私たち に多くの恵みを与えてくれる豊かな生物多様性を保全し，持続可能な利用を進めることにより，生物多様性のつながりと恵みを未来の世代に引 き継いで行けるよう，自然と共生する社会の実現を目指します。
（2）「長崎県生物多様性保全戦略」の見直し
平成25年度から，平成21年に策定した長崎県生物多樣性保全戦略の見直しに着手しました。

県戦略の見直しでは，県戦略に基づくこれまでの取組状況，県民意識 の把握を行い，本県における生物多様性の危機の現状と課題を整理しま した。
（1）県戦略のこれまでの実施状況
県戦略の目標達成のために，中長期的な基本方針を5つ掲げ，95の取組を実施した。基本方針ごとの取組内容と成果の概要は以下のとおり です。

基本方針 1 （1）自然環境の監視と種の保護•生態系の保全の強化
県では希少野生動植物種のモニタリング調査を実施するとともに，平成 23 年 3 月には長崎県しッドリストを 10 年ぶりに改定し，「改訂版長崎県しッドリスト」を公表しました。また，大村湾沿岸の市町におい て，県未来環境条例に基づく希少野生動植物種保存地域の指定を進めま

した。
このほかにも，国等との共同によるツシマヤマネコの生息状況調査な どの調査研究を進めるとともに，市町や民間団体の保全•再生活動の支援などを行いました。

基本方針（2）：人とふるさとの自然とのつながりの回復
県では世界文化遺産の登録に向けた取組とも連携を図り，五島列島か ら平戸市，佐世保市に至る九州自然歩道を新たに整備し，島の美しい自然と歴史•文化にふれあうルートとして利用を開始するなど，自然との ふれあいの場の保全•整備を進めました。
また，自然とのふれあいの機会を提供していくため，自然観察会や探鳥会等の自然と親しむ活動を実施するとともに，ジオツーリズムの主役 を担うジオパークガイドの養成講座を開催しました。
基本方針（3）：多様な地域資源としての活用
ながさき森林環境保全事業を実施するとともに，ツバキ葉混合発酵茶 の製品化やツバキの実の集荷体制構築のための組織化の検討に取り組む とともに，エコツーリズムの取組を進めている県内3地区において，エ コツアー・コーディネーター育成事業を実施し，このうち小値賀地区で は，事業終了後も引き続き，1名が同業務に従事することとなりました。

## 基本方針（4）：多様な主体とのつながりによる連携•協働の推進

地元獣医師会の協力により，負傷傷病鳥獣の保護に取り組むとともに，様々な団体が参加する会議を開催するなど，各種団体等との連携強化に努めました。

また，県の事業部局においても，地元住民との対話により生物多様性 に配慮した計画策定等を進めたほか，多自然川づくりやツシマヤマネコ の横断に配慮した道路整備など，生物多様性に配慮した事業を実施する などしました。
基本方針（5）：普及啓発の推進
生物とのふれあいや関心を高めるためのイベントの開催，環境アドバ イザーの派遣，環境副読本の作成•配布などの取組を行いました。
（2）県民意識の把握
生物多様性の保全や持続可能な利用等に関する課題や要望を抽出する ため，一般県民，長崎県に登録する環境関連の団体（観光•農林漁業•商工会議所等），県内企業を対象としたアンケートを実施しました。ま た，平成 2 5年11月から平成 2 6年2月にかけて，生物多様性をテー マとした意見交換会を県内 6 地域で開催しました。

1 大村湾再生プロジェクト
（1）めざす姿
自然生態系と調和しつつ，多様な魚介類が生息し，人々が将来にわた り享受できる自然の恵み豊かな里海として，大村湾の保全と再生を図り ます。
（2）平成25年度の取組状況
○ 平成21年3月に策定した「第2期大村湾環境保全•活性化行動計画」 に基づき大村湾の環境保全及び水質改善等を推進するため次の取組み を実施しました。
○ 大村湾の底質改善のため，水産部の補助事業として実施している大村湾底質改善実証試験事業の効果検証を行いました。
○ 大村湾流域において公共下水道や浄化槽等の整備を推進し，大村湾流域の汚水処理人口普及率を高めることにより，負荷低減を図り水質改善に努めました。
○ 大村湾内における貧酸素水塊の実態解明等のため，貧酸素水塊観測 と情報解析及び提供業務を行いました。
○ 大村湾環境改善のための啓発活動として，指導者等を対象とした環境学習会を開催しました。
○ 大村湾環境改善のための活動を行なう団体や個人の連携を図るため，大村湾環境ネットワーク活動発表会を開催しました。
○ 大村湾の水質改善及び環境美化のため，大村湾浮遊ゴミ除去対策事業への補助を行いました。
○ 第2期行動計画の目標に掲げる～美しく豊かな大村湾の里海づくり ～を更に進めるため，第2期行動計画の検証を行なった上で，平成2 6 年度から5年間の計画として「第3期大村湾環境保全•活性化行動計画」を策定しました。
（3）平成25年度の目標（指数）達成状況
○ 平成25年度，大村湾の水質（COD75\％値）は全湾平均で2．Omg／L でした。
○ 同じく平成25年度末で，大村湾流域の汚水処理人口普及率は 91．5\％でした。
（4）平成25年度の目標（指数）達成状況の総合的な評価とその理由評価：充分な水質改善とは言えないため，さらに継続して改善に取組む ことが必要です。

○平成25年度のCODは，全湾平均 $2.0 \mathrm{mg} / \mathrm{L}$ となり，第2期大村湾環境保全•活性化行動計画の目標値であるCOD $2.2 \mathrm{mg} / \mathrm{L}$ を達成しまし た。
○ 環境基準達成には全測点での環境基準COD2．Omg／Lを超過しない ことが必要ですが，大村湾内 17 測点のうち 7 測点で環境基準を超過し ており，環境基準達成には至っていません。
○ 大村湾の水質は気候等の諸条件により一時的に改善する場合もあり，継続して水質改善に向けた取組みが必要です。
○平成25年度末の大村湾流域の汚水処理人口普及率は91．5\％となり，第2期大村湾環境保全•活性化行動計画の目標値である91．2\％（平成 25年年度末）を達成しました。

2 諫早湾環境対策プロジェクト
（1）めざす姿
諫早湾干拓調整池の恒久的な水質保全と，干拓事業により創出された調整池や自然干陸地を新たな地域資源として有効に活用するための水辺空間づくりを推進します。
（2）平成25年度の取組状況
平成20年3月に策定した「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づき次の取組みを実施しました。

ア 生活排水対策
下水道•集合処理施設•合併浄化槽に係る整備事業の推進，生活排水対策支援
1 工場•事業場排水対策
立入調査による監視指導
ウ 面源負荷削減対策
環境保全型農業の推進（水田•畑地の施肥•農薬削減対策や裸地対策）
工 調整池及び調整池流入河川•水路の浄化対策
河川整備（浚渫工事等），戦略プロジェクト研究，国庫委託事業
オ 環境保全•創造のための住民活動の推進
ISEネットを中核とした環境活動の取組み（環境イベントや清掃活動の実施）
（3）平成25年度の目標（指数）達成状況
○ 調整池の水質（COD75 \％値）は， $9.2 \mathrm{mg} / \mathrm{L}$ で，水質保全目標 （ $5.0 \mathrm{mg} / \mathrm{L}$ ）は，達成できませんでした。

○ 周辺流域の汚水処理人口普及率は $86.2 \%$ と向上し，目標である 85．7\％を達成しました。
（4）平成25年度の目標（指数）達成状況の総合的な評価とその理由
第2期行動計画は，平成24年度が最終年度であったことから，行動計画の見直しを行い，次期計画の策定について協議を進めましたが，水質保全対策に主体的に取組む立場にある九州農政局の参加が望めず，現在，第2期行動計画を暫定的に延長しています。

○ 平成25年度までの数値を見ると，COD75\％値に関しては，平成 16年度の $9.4 \mathrm{mg} /$ Lをピークに平成 23 年度までは横ばいか若干の改善傾向で推移していました。しかしながら，平成24年度と平成25年度 で再び上昇傾向が見られており，依然，水質保全目標値（ $5.0 \mathrm{mg} / \mathrm{L}$ ） は達成できていない状況です。
○ 現在，調整池にかかる水質保全対策については，関係機関が連携し各事業において各施策を実行中です。平成25年度は事業内容の精査や強化等により対策を実施しておりますが，水質保全目標値の達成は厳 しい状況です。
○ 汚濁負荷の要因としては，流域からの生活排水に起因するものや，面源由来の施肥等に伴う汚濁負荷が高いこと，また調整池の潜在的汚濁負荷による巻き上げや内部生産に起因する汚濁物質が原因と思われ ます。

3 島原半島窒素負荷低減プロジェクト
（1）めざす姿
島原半島において，硝酸性窒素等による地下水の汚染による健康被害 を未然に防止し，かつ良質な地下水の保全を図るため，関係者（行政，事業者，住民）が地下水への負荷を減らす行動を実践していくことで，日常生活に欠かすことができない地下水資源を守り育てていきます。
（2）平成25年度の取組状況
平成23年2月に策定した「第2期島原半島窒素負荷低減計画」に基づ き次の取組みを実施しました。

ア 窒素負荷低減計画に基づく継続監視調査については継続し，さらに追跡井戸調査を72地点において調査を実施しました。
－継続監視（16地点：島原市（12），雲仙市（4），南島原市（1））環境基準超過地点数 9地点 超過率：56．3\％
－追跡井戸調査（72地点：島原市（38），雲仙市（19），南島原市（15））
環境基準超過地点数 39地点 超過率：54．2\％
1 関係行政機関，学識経験者，農業団体等からなる島原半島窒素負荷低減対策会議•幹事会の開催（5月，2月）
（3）平成25年度の目標（指数）達成状況
継続監視調査結果において，環境基準を超過した地点は17地点中9地点で，計画の短期目標（平成21年度時点の1O地点より悪化しない）を達成しました。
（4）平成25年度の目標（指数）達成状況の総合的な評価とその理由評価：104\％
（指標の超過率 $10 / 17=58.8 \%$ に対して，実績の超過率 $9 / 16=56.3 \%$ ）
島原半島窒素負荷低減計画に基づき，農業対策，畜産対策，生活排水等対策の継続的な取組みにより地下水の硝酸性窒素等濃度が悪化しない状況で推移しています。


[^0]:    －平成25年度環境常時監視調査（土壌）調査地点：25地点調査結果：すべての地点で環境基準を達成。

